

戦後復興から安定期へ

第一節 終戦時の混乱

一 終戦に対する中央の動静

明治維新によって成立した近代国家「大日本帝国」は、満州事変以降の戦争の継続、太平洋戦争を含む十五年戦争によって世界の主要国を相手として戦争を行い、国土の多くを焦土とさせ、多数の戦死者・被害者を出し、昭和二十年（一九四五）八月十五日正午、昭和天皇自身の肉声による「玉音放送」^{ぎょくおんほうそう}によって全国民に対して連合国側が求めていた無条件降伏（ポツダム宣言の受諾）の旨が伝達され、終焉を迎えることとなった（写真1-1）。

それまで日本が掲げていた「八紘一宇」^{はっこういちう}や「大東亜共栄圏の建設」²といった大義名分を信じ、日本の勝利を

疑わなかった多くの日本人はこの発表に衝撃を受け、涙した。更にこれまで軍部発表＝大本営発表では常に勝利が報告されていた日本が連合国側に降伏した事実を受容できず、各地で抗議活動などが実施された。そうした動きについて、まずは全国的な流れから見ていく。

終戦に対する抗議活動、抗戦に対する動きが活発化したのは、昭和二十年（一九四五）八月九日、長崎に原子爆弾

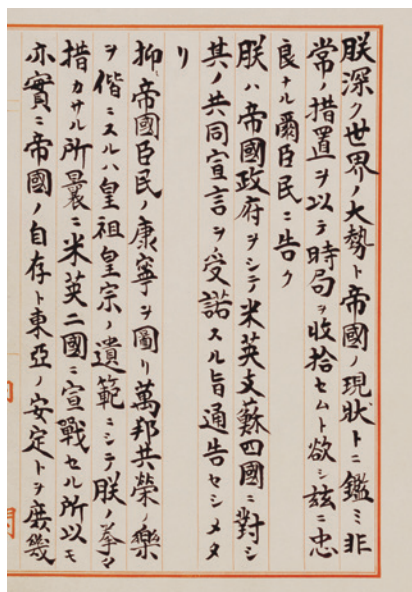


写真1-1 終戦の詔書（一部）（国立公文書館所蔵）

が投下され、ソ連軍が「日ソ中立条約」を破棄し、満州などの国境線を突破し、戦闘を開始した日の夜から行われた最高戦争指導会議の後からであった。

この最高戦争指導会議は総理大臣、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、陸軍参謀総長、海軍軍令部総長を参加者として開催されたものであったが、重要な案件の場合は天皇の御前ごぜんで行われ、前述の出席者以外に関係国務大臣、陸軍参謀次長、海軍軍令部次長、宮内大臣、枢密院議長、枢密顧問官が参加する御前会議として開催されることとなっていた。

ただし、終戦に関する工作自体は昭和十九年（一九四四）七月九日に米軍によってサイパン島の占領が宣言され、日本軍の組織的抵抗が終了する前後に「サイパン島は難攻不落の要塞」と呼称し、絶対国防圏として定めたサイパン島の防衛に絶対の自信を主張していた東條英機内閣を打倒し、和平に向けた内閣創設を目指した近衛文麿や岡田啓介といった重臣・元老グループ、東條暗殺計画を目論んでいた高木惣吉ら一部海軍グループなどの存在③から考えても昭和十九年（一九四四）頃から活発化していた状況にあった。しかし、具体的に無条件降伏に言及したのではなく、あくまで和平内閣創設による講和を推進しようとする動きであった。

そのため、無条件降伏自体を論議し、その有無が議論されたのは、原爆投下、ソ連参戦に伴って開催された天皇御前での最高戦争指導会議の時であった。

陸軍を中心とした軍部からは天皇制護持（国体護持）が明言されていなかったポツダム宣言受諾（無条件降伏）は受容できるものではなく、中国大陸に展開中の陸軍兵力の存在、特攻隊による攻撃の継続、これに日本本土での国民を挙げての抵抗の決意（一億総玉砕いち億そうぎくさい）を示せば、十分に抗戦は可能であり、この徹底抗戦によって時間を稼ぎ、国体護持を連合国に約束させ、講和を図るのが最善との主張が国民の中にも根強く存在していた。

しかし、これらの主張の大半は現場から上部へと伝達される過程で次々と過大報告された戦果報告を信じていた軍上層部や重臣・元老層の一部や日本の勝利を信じ、敗北を受容できない人々によるものであり、実際には政府や軍上

層部などの大半は戦争継続の困難さを悟り、日ソ中立条約を基にソ連を通じた和平交渉に一縷の望みを掛け、その経緯を見守っている状態にあった。

これに加えて昭和十一年（一九三六）二月に発生した二・二六事件を経験していたこともあり、組織としての陸海軍（特に陸軍）に逆らった場合には再度の銃剣の圧力が加えられる危険性もあつたことから、声を大にして無条件降伏を言い難い状況も存在していた。

このため、成立当初から終戦工作の推進を期待されていた鈴木貫太郎内閣は軍強硬派の意見に配慮せざるをえず、国内に対して徹底抗戦を訴え、これを探知していた連合国側からは強硬内閣として警戒されていた。

鈴木首相はこの国家の命運を左右する決定（をする）に当たり、前述の状況から内閣のみでの決定では不十分と考え、昭和天皇自身の考えに沿う形を取ろうとした。それゆえに天皇臨席の最高戦争指導会議で全てを決そうとした。

しかし、こうした鈴木首相の判断は長く戦争指導を行っていた軍部、特に陸軍内部からの反発を呼んだ。ただ、この陸軍の反発のうち、陸軍上層部の強硬派については、河辺虎四郎陸軍参謀次長の、

ソ遂に起ちたるか―予の判断は外れたりとはいえ、今において和平など覬顧する限りにあらず。処置―全国に戒厳、強力に押す。要すれば直に政府更迭、軍部で引き受ける（八月九日）

（聖断は）累積したる対軍不信感の表現なり……ただ降参はしたくない、殺されても参ったとは言いたくないの感情あるのみ（八月十日）

終日部室に座りあり。気のぬけたビールかと自嘲するのがやつとのこと（八月十一日）

との回想④を見ても分かるように、時間が経過する毎に徐々に徹底抗戦の気持ちが低下し、降伏を現実のものとして受け止めていった。

これに対して軍中堅將校層、特に佐官（少佐・中佐・大佐）クラスの反発は日を追う毎に強まっていた。この動きはまず陸軍から発せられた。このことは陸軍省内部の、

九日ノ御聖断ハ和平ヲ基礎トスルコト勿論ナルモ、議案ハ単ニポツダム宣言ニ対スル帝国ノ申入レ要領ヲ決定セラレタルニ止マル。省部内、騒然トシテ何等カノ方途ニ依リ、和平ヲ破摧セムトスル空氣アリ。

之ガ為、或ハテロニ依リ、平沼、近衛、岡田〔啓介〕、鈴木、迫水、米内、東郷等ヲ葬ラムトスル者アリ。又陸軍大臣ノ治安維持ノ為ノ兵力使用權ヲ利用シ、實質的クーデターヲ断行セムトスル案アリ。諸氏〔処士〕横議漸ク盛ナリ。

との内情⑤からうかがえる。

こうした中堅將校層による反発は、これまでの陸軍の強硬意見とは異なり、国軍の大元帥である天皇自身の決定に対する反発であり、二・二六事件などで蹶起した青年將校層などとは異なっていた。

つまり、かつての蹶起青年將校層は天皇の周囲に跋扈して政治・国家を私物化しようとする「君側の奸」を排除する必要があると断じて蹶起したのに対し、今回の中堅將校層の反発は、その天皇自身の判断が間違つたものであるために、忠義の臣下が諫言を行わなければならない、との判断からなされたものであった。このことは、

「国体護持こそがすべてに優先し、承諾必謹の極致が即ち勅諫」（井田正孝陸軍中佐）

「皇統皇位の存続のみが国体護持ではない」（親泊朝省陸軍中佐）

「天皇が天皇制はなくてもよい、という気持では困る。今の天皇に天皇制の存廃を決める資格はない」（竹下正彦陸軍中佐）

「天皇らしくない天皇は天皇の名に値しない」（畑中健二陸軍少佐）

といった陸軍省の課長・班長を務めていた中堅將校の証言⑥を見ても明らかである。

しかし、これら強硬派が主張していた満州を含む中国大陸における関東軍などによる一〇〇万人近い兵力の保持、

一億玉碎のスローガンの下で進められつつあった本土決戦準備態勢の確立による戦争継続可能（徹底抗戦）という意見は机上の空論に過ぎず、各所から様々な情報を各人の上奏などを通じて得ていた昭和天皇の、

本土決戦ト云ウケレド、一番大事ナ九十九里浜ノ防備モ出来テオラズ、又決戦師団ノ武装スラ不十分ニテ、之ガ充実ハ九月中旬以降トナルトイウ。飛行機ノ増産モ思ウ様ニハ行ッテオラナイ。イツモ計画ニ実行ガ伴ワナイ。之デドウシテ戦争ニ勝ツコトガ出来ルカ。勿論忠勇ナル軍隊ノ武装解除ヤ戦争責任者ノ処罰等、其等ノ者ハ忠誠ヲ尽シタ人々デ、ソレヲ思ウト実ニ忍ビ難キモノガアル。而シ今日ハ忍ビ難キヲ忍バネバナラヌ時ト思ウ。明治天皇ノ三国干渉ノ際ノ御心持ヲ偲ビ奉リ自分ハ涙ヲノンデ、ポツダム宣言受諾ニ賛成スル。

とする考え^⑦を変えさせるまでには至らなかった。

ただ、こうした陸軍中堅將校層の無条件降伏反対及び徹底抗戦の意見は、彼ら中堅將校層が課長・班長を務めていた陸軍省などを中心として次第に大きくなっていった。

しかも、これら中堅將校層の中には竹下陸軍中佐のような阿南^{あなみ}惟幾^{これちか}（写真1-2）陸軍大臣の娘婿といった関係を有する者もあり、彼らは阿南陸相を突き上げていった。このため、阿南陸相は強硬派の意見にある程度配慮することで陸軍部内の混乱を最小限に留めようとした。このことは、

昨日ニ予定セシ大臣ノ上奏ハ、手續ノ為本日トナリ、人事上奏後、九日ノ件ニ附軍ノ実情等ニ附、委細上奏セリ此ノ時陛下ハ、「阿南心配スルナ、朕ニハ確証ガアル」旨、却テ御慰藉的ノ御言葉アリシ由（通常ハ陸軍大臣ト御呼び遊ハサレ、阿南ノ姓ヲ呼バルルハ、侍従武官時代ノ御親シキ心持ノ表現ナル由）。

との記録^⑧からうかがえる。



写真1-2 阿南惟幾像（大分県竹田市 広瀬神社境内）
（阿南惟幾大将顕彰会提供）

中堅將校層は翻意しない昭和天皇、積極的支援を約束しない陸軍上層部を無視するかのようにな過激な意見を進め、ついに、

竹下中佐ハ、昨日来計画セル治安維持ノ為、東部軍管区及近衛師団ヲ用ヒテ、宮城、各宮家、重臣、閣僚、放送局、陸海軍省、両統帥部等ノ要処ニ兵力ヲ配置シ、陛下及皇族ヲ守護シ奉ルト共ニ、各要人ヲ保護スル偽装クーデター計画ニ附、次官ニ意見ヲ具申ス（人事局長同席）。

との計画⑨を立案するに至り、この計画に対して佐藤裕雄陸軍戦備課長は「コノ計画ノ不可ナル理由ヲ具申⑩」したが、若松只一陸軍次官は、

次官ハ必スシモ同意ノ意ヲ表セズ。寧ロ民間テロヲ可トスル意見ヲ附シ、折シモ閣議ニ出デントスル大臣ニ該案ヲメモトシテ渡スベキ由ヲ命ジ、竹下ハ之ヲ行ザ可カラザル一般情勢ト該案ノ骨子ヲ記ス。

との態度⑪で中堅將校層に対してクーデターに対する明言を避けている。

この若松次官の態度を見た中堅將校層はクーデター計画のメモを秘書官に手渡すと直ちに次官室を辞し、阿南陸相の部屋に向かった。中堅將校層は、

（中略）大臣ニ対シ、竹下ヨリ要旨説明ヲ行ヒタリ。稲葉（正夫中佐）補足。次官、局長二、三、荒尾、山田大佐、竹下、椎崎、畑中、稲葉、井田、原（四郎）等同室。此ノ時、畑中少佐ハ軍内既ニバドリオ通謀者アリト発言、竹下ハカカルモノハ即刻人事的处理ヲ加ヘラレ度述ブ（目標、佐藤裕雄大佐）。大臣ハ相互不信ヲ戒メラル。

竹下ハ、更ニ東部軍及近衛師団参謀長ヲ招致シ、万一ノ為ニ準備ヲ命ゼラレ度旨具申、大臣ハ許可シ次官ニ处理ヲ命ゼラル。

との強硬意見⑫を阿南陸相に対して申し入れた。中堅將校層にとっては和平派に同調する軍人の存在（中堅將校層はある程度は特定していた）は忌避すべき存在であり、これらの人物をイタリアにおいてムツソリーニ政権を打倒し、新たに首相に就任したうえで連合国に無条件降伏したピエトロ・バドリオ陸軍元帥と重ね、徹底抗戦を継続するため

に彼らの軍中央部からの追放を計画した。

中堅將校たちの憤激や現状打破の思いといったものはますます拡大し、翌八月十三日には、

(中略)吾等少壮組ハ、情勢ノ悪化ヲ痛感シ、地下防空壕ニ参集、真劍ニクーデターヲ計画ス。竹下、椎崎、畑中、田島、稲葉、南(清志)、水原(治雄)、中山安(安正)、中山平(平八郎)、島貫(重節)、浦(茂)、国武(輝人)、原等、二、三課、軍務課ノ面々ナリ。竹下ヨリ大綱ヲ示シ、手分けシテ細部計画ヲ進メ、更ニ秘密ノ厳守ヲ要求ス。今や吾人ハ、御聖断ト国体護持ノ関係ニ附、深刻ナル問題ニ逢着セリ。計画ニ於テハ要人ヲ保護シ、オ上ヲ擁シ聖慮ノ変更ヲ待ツモノニシテ、此ノ間国政ハ戒嚴ニ依リテ運営セムトス。

とする具体的なクーデター計画⑬を立案するに至っているが、注目すべきは前述したように昭和天皇自身が和平を望んでいる立場であることを中堅將校層は理解し、その間違った考えを改めさせるという立場であった点である。

このようにして立案されたこのクーデター計画は阿南陸相に対して、

(中略)仮令逆臣トナリテモ、永遠ノ国体護持ノ為、断乎明日午前(始メノ計画ハ今夜十二時ナリシモ、大臣ノ帰邸遅キ為不可能トナル)、之ヲ決行セムコトヲ具申スル所アリ。

として具体的⑭に意見具申されているが、これに対して阿南陸相は、

(中略)容易ニ同ズル色ナカリシモ、「西郷南州ノ心境ガヨク分ル」、「自分ノ命ハ君等ニ差シ上ゲル」等ノ言アリ。時々瞑目之ヲ久シウセラル。

という状態⑮であった。この時の阿南陸相の様子について、阿南陸相の娘婿であり、中堅將校層のリーダー格であった竹下中佐は「暗ニ同意ナルヲ示⑯」したものであったと記し、クーデター計画に陸相も賛同していたことを示唆している。

中堅將校層は大臣室を出ると再結集し、

明朝ノコトハ、天下ノ大事ニシテ、且、国軍一致蹶起ヲ必須トス。苟モ友軍相撃ニ陥ラザルコトニ就テハ、特ニ

戒ムルノ要アリ。依テ明朝、大臣、総長先ヅ協議シ、意見ノ一致ヲ見タル上、七時ヨリ東部軍管区司令官、近衛師団長ヲ招致シ、其ノ意向ヲ正シ、四者完全ナル意見ノ一致ヲ見タル上立ツべく、若シ一人ニテモ不同意ナレバ、潔ク決行ヲ中止スルコト。

決行ノ時刻ハ十時トスルコト。

などの事案⑪を決定し、陸軍全軍を挙げたクーデターとすることを目指していた。

しかし、このクーデター計画に対して中堅將校層は絶対の自信を持っていた訳ではなかった。すなわち、

近衛師団長ノ進退ニ就テハ、昨日ヨリ問題トナリアリ。軍事課島貫中佐ハ、彼レハ大命ニ非ル限り、仮令大臣ノ命ナリトモ、絶対ニ立ツコトナシ。二、三日前、訪問シテソノ心境ヲ知リアリト述べ、若シ然ル場合ノ措置トシテ、師団長ヲ大臣室ニ招致シ、聴カザレバ監禁セントスルモノ、大臣カ呼ンデモ来ルコトナカルベシ、然ル場合ハ師団ニ行キ師団長ヲ斬リテ、水谷〔一生〕参謀長ニヨリテ事ヲ行ハムトスベシトノコトナル。

との一文⑫を見る限り、田中静彦東部軍管区司令官と森赳近衛師団長に対して一抹の不安を感じていたことを示している。

この一方で、中堅將校層たちの信頼を一身に集めていた阿南陸相は、計画への明確な同意を与えていない状況であったが、中堅將校層の突き上げに遭い、参謀総長・梅津美治郎陸軍大将や皇族への中堅將校層の計画通達を共に行うなどの中堅將校層の水面下での工作への支援を行っていた。しかし、

〔中略〕然ルニ総長ハ、先ヅ宮城内ニ兵ヲ動カスコトヲ難ジ〔計画ハ本日十時ヨリノ御前会議ノ際、隣室迄押シカケ、オ上ヲ侍従武官ヲシテ御居間ニ案内セシメ、他ヲ監禁セントスルノ案ナリ〕、次デ全面的ニ同意ヲ表セズ。茲ニ於テ計画崩レ万事去ル。

このこと⑬で、梅津参謀総長はクーデター計画への反対立場を明確にしたことで計画は暗礁に乗り上げることとなった。これに加えて、

大臣ハ自室ニ帰レバ、東部軍〔管区〕司令官田中〔静彦〕大将、参謀長高島〔辰彦〕少将アリテ待ツ。大臣ハ一般的ニ治安警備ヲ厳ニスベキ旨指示サレタルニ対シ、参謀長ヨリ降伏受諾ノ結果トナラザルコトニ関シ、縷々具申シ、繼戦トナレバ治安ヲ維持スルコト可能ナルモ、降伏トナリテハ請ケ合ヒ兼ヌル旨述べ、且、仮令御聖斷アルモ詔書ニ副書セザレバ、効力発生セズトノ意見等述べ、又治安出兵ノ為ニハ、筆記命令ヲ貫ヒ度旨述べタリ。

との意見²⁰が出たことで、東部軍は陸相からの文書命令が出ない以上、中堅將校層が企図した治安維持を名目とした出兵はできないことが明確となった。

この結果、八月十四日午前中のクーデター実施は中止となった。そのため十四日午前開催されることになった御前会議で「世記〔紀〕ノ御聖斷ハ下ルコト²¹」となった。

中堅將校層はこの御前会議での決定（ポツダム宣言受諾＝無条件降伏の決定）を受け、直ちにクーデター計画案の練り直し作業を開始し、

（一）、近衛師団ヲ以テ、宮城ヲ其ノ外周ニ対シ警戒シ、外部トノ交通々信ヲ遮断ス。

（二）、東部軍ヲ以テ、部内各要点ニ兵力ヲ配置シ、要人ヲ保護シ、放送局等ヲ抑へ。

（三）、仮令聖斷下ルモ、右態勢ヲ堅持シテ、謹ミテ、聖慮ノ変更ヲ待チ奉ル。

（四）、右実現ノ為ニハ、大臣、総長、東部軍〔管区〕司令官、近衛師団長ノ、積極的意見ノ一致ヲ前提トス。

新たなクーデター計画²²を立案するに至った。ただ、この計画は前述したように、既に御前会議で無条件降伏（ポツダム宣言受諾）が決定した後のことであり、中堅將校層（竹下中佐）がこの第二案を阿南陸相に示したものの、既に阿南陸相自身が昭和天皇から直接説得された経緯²³から阿南陸相も御前会議の決定を容認する方向に大きく傾いていた。

阿南陸相は、陸軍省において多数幹部を招集し、以下の訓示を述べた。少し長い訓示となるが、重要なものであるため、ここで紹介する。その訓示とは、

(中略)本日午前、最高戦争指導会議構成員、及閣僚ヲ御召シ遊バサレ、御聖断ニ依リ、ポツダム宣言内容ノ大要ヲ受諾スルコトトセラル。其ノ時、御上ニハ此ノ上戦争遂行ノ見込ナキコトヲ述ベラレ、無事ノ民ヲ苦シメルニ忍ビズ、明治天皇ノ三国干涉ノ時ノ心境ヲ以テ、和平ニ御決心遊バサレ、一時如何ナル屈辱ヲ忍ビテモ、将来皇国護持スルノ確信アリ、忠勇ナル軍隊ノ武装解除ハ堪ヘ難シ、然レ共為サザルヲ得ズト云ハレ、特ニ陸軍大臣ノ方ニ向ハレ、陸軍ハ勅語ヲ起草シ、朕ノ心ヲ軍隊ニ伝ヘヨト宣ハセラル。又、武官長ハ侍従武官ヲ陸軍省ニ派遣スル由。御聖断ニ基キ、又重ナル有リ難キ御取り扱ヒヲ受ケ、最早陸軍ノ進ムベキ道ハ唯一筋ニ、大御心ヲ奉戴実践スルノミナリ。

皇国保持ノ確信ニ就テハ、本日モ、「確信アリ」ト云ハレ、又元帥會議ニ際シテモ、元帥ニ対シ、朕ハ「確証ヲ有ス」ト仰セラレアリ、三長官、元帥会合ノ上、皇軍ハ御親裁ノ下ニ進ムコトト決定致シタリ。

今後、皇国ノ苦難ハ愈々加重スベキモ、諸官ニ於テハ過早ノ玉碎ハ、任務ヲ解決スル途ニ非ザルコトヲ思ヒ、泥ヲ喰ヒ野ニ臥テモ、最後迄、皇国護持ノ為奮闘セラレ度。

というものの24であつた。この訓示を受け、阿南陸相のクーデター計画への参加を期待していた中堅將校層の思惑は完全に崩壊することとなり、茫然自失となる者、陸相の訓示どおりに御前會議の決定を受容しようとする者、あくまで当初の計画通りにクーデターを執行しようとする者などバラバラの状態に陥つた。

とりわけクーデター計画を立案し、熱心にその推進のために動いていた者は憤慨した。そのため、憤慨した中堅將校層は首謀者の一人であり、阿南陸相の娘婿であつた竹下中佐に詰め寄り「本朝来ノ計画ニ基キ、近衛師団ノ蹶起ヲ機トシ、全軍蹶起ニ至ラシメラレ度25」旨、阿南陸相の説得を依頼したが、竹下中佐は「東部軍ガ立たズシテハ問題トナラズ、近衛師団長モ難シカルベク、東部軍ハ今トナリテハ恐ラク同意セザルベク、成功ノ算少キ26」として計画中止を諭す立場へと変化していた。

しかし、強硬派の畑中少佐を中心とした一部中堅將校層は、こうした竹下中佐の意見に耳を貸さなかつた。中堅將

校層に終戦阻止に向けたかつての一枚岩のような状態は崩壊し、各々が独自の行動を取るようになっていった。竹下中佐は義父である阿南陸相の様子を探る目的もあって陸相官邸に向かい、畑中少佐や窪田兼三少佐らはあくまでクーデター計画の実施を目指し、森越近衛師団長(写真1-3)の元に向かった。

竹下中佐が阿南陸相官邸に向かうと、阿南陸相は既に自刃(割腹自決)の覚悟を決め、竹下中佐にその思いを披瀝し、肅々とその準備にかかっていた。竹下中佐は阿南陸相の決意が固いことを見て、義父である阿南陸相との最期の時間を過ごしていた。

そんな中、大臣官邸に近衛師団に向かった窪田少佐が訪ねてきた。窪田少佐は、

(中略) 森(越)師団長ハ肯ゼザリシ為、畑中少佐之ヲ拳銃ニテ射撃シ、窪田少佐軍刀ニテ斬リタル由、又、居合ハセタル白石参謀(第二総軍)ハ制止セル為、之又、窪田少佐斬殺セル由。

との報告(27)を竹下中佐に行った。更にこの時、畑中少佐らは殺害した「森師団長の官印を押した二セの近衛師団命令(28)」を下達し、隷下の近衛師団を勝手に動かしていた。この時の偽の近衛師団命令は一一項目からなるものであったが、この内で重要なものとして、

一、師団ハ敵ノ謀略ヲ破摧 天皇陛下ヲ奉持我カ国体ヲ護持セントス

二、近歩一長ハ其主力ヲ以テ・・・外周二対シ皇室ヲ守護シ奉

ルヘシ 又約一中隊ヲ以テ東京放送局ヲ占領シ放送ヲ封止

スヘシ

三、近歩二長ハ主力ヲ以テ宮城吹上地区ヲ外周二対シ守護シ奉

ルヘシ

四、近歩六長ハ現任務ヲ続行スヘシ

五、近歩七長ハ主力ヲ以テ二重橋前宮城外周ヲ遮断スヘシ



写真1-3 森越
(株式会社文殊社「近現代フォトライブ
ラリー」提供)

六―九(省略)

十、近衛一師団長ハ宮城―師団司令部間ヲ除ク宮城通信網ヲ遮断スヘシ

十一、予ハ師団司令部ニ在リ

という命令②9があった。この命令は急遽作成したものではなく、近衛師団で参謀を務め、畑中少佐ら強硬派の中堅将校層と通じていた古賀秀正少佐が「かなり前から準備していたもの(③0)」であった。

偽の師団命令を受けた近衛師団各隊は前述の命令に基づいて行動を開始し、玉音盤の搜索などを実施した③1が、成果は挙げられぬまま時間は過ぎていった。一方でこの暴挙を止めるべき立場であり、蹶起した中堅将校層の期待を集めていた阿南陸相は森近衛師団長斬殺、近衛師団蹶起の報告を竹下少佐から受けると「森師団長ヲ斬ツタカ、本夜ノオ詫ビモ一緒ニスル③2」と発言し、前述したように割腹自決の準備を進めていた。

こうして阿南陸相は割腹したが、その遺書には「一死以テ大罪ヲ謝シ奉ル③3」との一文があり、中堅将校層の暴走による近衛師団の蹶起などに対する謝罪、陸相としての責務など多くの感情が読み取れるものとなっている。

阿南陸相の割腹自決は、大臣自身の蹶起に期待していた中堅将校層に大きな衝撃を与えた。これを契機としてクーデターは急速に収束へと向かった。特に、阿南陸相の自決とともに森師団長の死、偽の近衛師団命令の伝達事実などが宮城にいた実施部隊指揮官である近衛歩兵第二連隊長・芳賀豊次郎^{はが}が陸軍大佐などに発覚することとなったことは致命的であり、

とくにニセ命令と知った芳賀は、陸軍省からの応援と称していた畑中、椎崎に怒りの目を向け「今後いっさい、君たちの指導にはしたがわぬ。ただちに出ていってもらう」と申し渡した。

として③4、近衛師団司令部からの中堅将校層の排除が実行された。

これに加えて近衛師団の上部機関であり、中堅将校層も当初は蹶起



写真1-4 田中静彦
(株式会社文殊社〔近現代フォトライブラリー〕提供)

を促していた東部軍司令官・田中静彦陸軍大将(写真1-4)による、

(中略)東部軍の田中司令官がかけつけ、まさに出動しようとしていた近歩一連隊に中止を命じ、石原参謀を検束する。

との行動③もクーデター鎮圧への大きな動きとなった。こうして中堅將校層が企図したポツダム宣言受諾無条件降伏への反対行動は終結を迎え、クーデター鎮圧の数時間後には中堅將校層が血眼で奪取を試みた昭和天皇自身の声による戦争終結宣言(玉音放送)によって太平洋戦争は終結することとなった。

そしてこの事件(宮城事件)を主導した畑中少佐、椎崎中佐などの一部軍人はクーデター失敗の責任を取り、玉音放送の放送直前に自決した(写真1-5)。

ただし、この中堅將校層のクーデター計画と呼応した動きなども存在した。終戦発表から一〇日間の間に、東部軍管区内で発生したものとして、

- 1 首相官邸等焼討ち事件(八月十五日、佐々木隊)
- ※佐々木隊とは佐々木武雄予備役陸軍大尉を隊長とした一団。
- 2 木戸内大臣邸等襲撃事件(十六日、尊攘同志会)
- 3 水戸教導航空師団の上野公園占拠(十七～十九日)
- 4 中島憲一郎中佐らの皇太子奪取構想(十六～十九日)
- 5 児玉飛行場部隊の不穏行動(十五～二十四日、飛行第九八戦隊)
- 6 NHK川口放送所占拠事件(二十四日、窪田少佐と予科士官学校生徒)



写真1-5 畑中少佐らの慰霊碑である
國體護持孤忠留魂之碑(東京都港区 青松寺墓地内)

区内での出来事であり、陸軍を中心とした出来事であることは注意しなければならない。

海軍の終戦反対行動については大村との関係もあるために次項で（大村市内の様子も含めて）詳細に述べることにするが、前述の中堅将校層と気脈を通じた暴動や独自の蹶起などについては昭和天皇自身が近衛師団の宮城乱入時に藤田尚徳侍従長（海軍大将）に対して「藤田、いったい、あの者たちは、どういう積りであろう。この私の切ない気持ち、どうして、あの者たちには、分らないのであろうか。³⁷」と発言していることも田中東部軍司令官による説得に大きな説得力を有したことは間違いないと考えられる。

こうして明治維新によって成立した近代国家である大日本帝国はその歴史を閉じることとなったが、未曾有の国難に対する混乱はこれだけに留まらなかった。

つまり、陸海軍人を中心とした責任論の発生である。前述した阿南陸相の自決もまたその一つであるが、それに続くように多くの陸海軍軍人や国家主義団体（右翼など）による自決が相次いだ。この流れは終戦後数年を経て実行されたケースもあった。これは戦犯を裁く法廷での証言などが終了したのを契機とした場合や、終戦後の処理を終了したのを契機とした場合、上官や関係者の葬儀などを終えたのを契機とした場合など様々であり、一説には国内外で総計五六八人が自決した³⁸と言われているが、この説には疑問を呈する意見³⁹も存在する。

このように近代国家である大日本帝国の崩壊は大きな混乱を日本社会に引き起こすとともに、八月末からは米軍を中心として日本各地に占領軍が進駐したことにより占領統治が開始されていた。

二 終戦に対する大村の動静

本項では終戦を巡る大村市内の動静、大村と関係した海軍の動静について述べる。

大村を含む長崎県全体の動静については、昭和二十年（一九四五）八月二十二日に長崎県警察部長が内務省警保局保安課長に提出した「停戦後ニ於ケル諸動向ニ関スル件」と題する文書⁴⁰で見ることができ、

そこで本項ではこの史料を用いて長崎県、ひいては大村の終戦前後の動静について見てみる。

ポツダム宣言受諾（無条件降伏）が決定し、それが一般国民に伝達された昭和天皇自身による「玉音放送」の後、長崎県内では、

（中略）長崎地区憲兵隊ニ於テハ憲兵司令部ヨリ何等ノ指令情報ニ接セズトシ隊員ヲトラックニ分乗セシメ同地区管下各市町村民ニ対シ「本日ノラヂオ放送ハデマ放送ナリ敵ノ謀略ニ乗ゼラレルナ軍ハ益々戦備ヲ堅メツ、アリ」ト口伝セリ之ヲ聞キタル関係市町民ニ於テハ或ハ万歳ヲ連呼スル者或ハ拍手ヲ以テ喜び合フ者等アリテ戦意ノ一端ヲ窺ハレタルモ一方ニ於テハ何レガ真実ナリヤ疑心暗鬼ノ状態ニ陥リタル向多カリシ（後略）

という状況⁴¹であつたが、翌十六日に玉音放送の内容が真実であり、その全文が内閣告諭などとして新聞紙上などで発表されるに至ると、県内は徐々に平静を取り戻していった。しかしその一方で、

（中略）一部青壮年ニ在リテハ本土決戦ヲナスコトナク進駐軍ニ本土ヲ蹂躪サル、ハ何トシテモ無念ナリトシ激憤ノ言辞ヲ洩ス者アリ

との状況⁴²も看取された。更に十七日に至り、九州地方総監府から近日中の長崎・佐世保両市方面への進駐軍上陸の可能性があることが長崎県警に伝達されると、長崎県警は「町内会ヲ通ジ両市内婦女子ノ一時近郊避難ヲ勧奨⁴³」することとなった。

しかし、こうした行為も市民の混乱を鎮静化させるには至らず「近郊ヲ始メ市外各地ニ避難為ニ長崎駅発列車ハ超満員ニテ混雑ヲ呈⁴⁴」するほどであつた。そこで長崎県警は軍関係方面と、

停戦協定締結セラレタルヲ以テ最早戦斗行為ナシ 安心シテ業務ニ精励スベシ
との連絡(45)をするとともに、長崎県警単独でも、

平和的進駐ニ付恐レタリ心配シタリスル必要ナシ 安ンジテ業務ニ服スベシ
とする告示(46)を行つたことで「避難セル者モ之ヲ聞伝ヘ漸次自宅ニ帰ル者増加シ居リテ現在ノ処進駐軍上陸ニ対シ
多少杞憂スル向アルモ一般ニ諦観(47)する状態にまで回復することとなつた。

これと同時に長崎県警では右翼・左翼グループの情報収集も行い、それぞれ、

右翼人物

岡田啓介、平沼騏一郎、近衛文麿ノ三人ガ和平工作ヲ前提ノ下ニ鈴木内閣ヲ樹立シタラシイノデ其ノ時カラ既
ニ準備ガ進メラレテ居タノダ

○政府ハ和平工作ヲ進メル半面 特攻隊ヲ出撃セシメテ居タノダ 特攻隊勇士ハ騙サレテ居タノダ 其ノ遺家族
ガ如何ナル気持デ居ルカ 又 如何ナル結果ニナルカハ言フ迄モナイ

○今次ノ組閣ハ暫定的ノモノダ 宮様ノ他ハ当然葬ラルベキ存在ニアル人物バカリダ

○今後国民思想ノ分立ニ基因スル国内抗争カラ革命ガ起ルコトハ充分予想セラル

左翼

日清戦争以来今日迄幾多ノ将兵戦死傷者ニ対シ何トモ申訳ガナイ今後国内ノ民主々義化ハ必然ダロウ
との情報(48)をつかむに至っている。

しかしながら、長崎県警が最も注視していたのは軍関係の動向であつた。そのため、軍関係の動向に関する調査・
報告は徹底して行われている。この背景には前項で述べた陸軍中央で発生した宮城占拠事件などの降伏反対の事件な
どが背景にあつたことは想像に難くない。この長崎県警による調査では、

(一) 海軍

1. 佐世保海軍鎮守府ニ在リテハ八月十六日ヨリ管下派遣各隊ニ夫々集合ヲ命ジ(川棚、相浦、針尾海兵団関係ハ夫々原隊ニ復帰セシム) 召集兵ハ逐次解除現役兵ハ一応其俣トシテ在隊ノ処置ヲ採リツ、アリ
2. 諫早航空隊ハ三十一日 大村航空隊(大村所在各隊)ハ二十二日夫々解隊ヲ実施セリ
3. 佐世保鎮守府ニ在リテハ十六日重要機密書類ノ焼却ヲ完了ス
4. 佐世保海軍工廠ニ在リテハ十六日全工員学徒女子挺身隊ヲ工廠内ニ集合セシメ工廠長ヨリ「本日ヨリ作業停止」徴用者ハ徴用解除ノ言渡ヲナシ夫々帰宅セシム
尚残留希望者約三千名ハ切替後ノ平和的生産作業ニ従事セシムルコト、ナレリ
5. 佐世保鎮守府ニ在リテハ管下各隊各派遣隊ニ命ジ備蓄中ノ食糧品医薬品燃料等ハ一定分量ヲ除キ民需用トシテ夫々ノ機関ヲ通ジ委譲シツ、アリ

(二) 陸軍

1. 長崎要塞司令部並地区司令部ニ在リテハ十八日午前中迄全軍ニ対スル停戦ノ大命ニ接セズトシ敵不法ニ上陸シ来ラバ一戦ヲモ辞セズトシ重要書類ヲ焼却交戦準備ノ為駐屯部隊ノ整理、兵員砲ノ海岸地帯ヘノ移動ヲ実施シ憲兵隊又之ニ呼応シ憲兵司令部ヨリ何等ノ通達ナシトシ曩ニ記シタル通十五日夕ニハ同日ノ大詔渙発ニ関スル放送ハ謀略的デマ放送ナリ其他関係市民ニ対スル対敵決意ノ宣伝ヲナシ居タルガ 十八日午後三時半頃ニ至リ停戦ノ大命ニ接シタリトシ夫々之ヲ部下ニ布告シ肅然ト來ルベキ命令ヲ待機シ取敢ズ召集兵ハ解除帰郷セシメルト共ニ今後ノ処置等ニ付当庁トモ連絡ヲ密ニシ居レリ

との状況⁴⁹であった。これを見る限り長崎県内の軍隊状況は比較的落ち着いた状態であったことは見て取れるが、軍隊関係の混乱が皆無であったわけではなく、

大詔渙発直前

○日本モ新型爆弾ヲ以テ ニュヨークヲ爆撃シタ 此ノ爆撃ニ参加シタ飛行機ハ二十三機デ未帰還三機ヲ出シタ

○日本軍ガ攻勢ニ出テ沖縄ハ一夜デ奪還シタ

○八月十六日ニハ又敵ガ新型爆弾デ長崎ヲ空襲スルソーダ

大詔渙発後

○長崎ニハ重慶軍五千名ガ割当テラレテ駐屯スルソーダ

○八月十八日午前八時ニ重慶軍ガ長崎ニ上陸スルソーダ

○敵ノ艦隊ハ五島沖ニ来テ上陸準備ヲシテ居ルソーダ

○進駐軍ハ既ニ福岡大分方面ニ上陸シタソーダ

○十五日正午ノラヂオ放送ハデマダツタソウダ(前述憲兵隊ノ口伝ニ基因スルモノ)

※ニュヨークとはニュヨークのことと思われる。

※最後のものは前出の憲兵隊によるデマとの流言飛語が飛び交っていたことから考えれば、長崎県警としても楽観視できる状況ではなかったことが推測される。

とするデマ⁵⁰が飛び交い、混乱の状態にあった。

また、長崎県内の軍隊全体としては比較的落ち着いている状況であったことは前述したとおりであるが、全く混乱状況がなかった、というわけではなく、特異動向として、

十八日正午頃管下諫早市川棚町附近ニ飛行機上ヨリ(中略)海軍航空隊司令名義「国民ニ告グ」ナル抗戦不穏ビラヲ撒布更ニ大村諫早市内ニ同様内容ノ張紙ヲ貼付セル事案アリ

該事案ハ軽視スベカラザルモノアリ且全国横断的連繋アルモノト認メラレタルヲ以テ 佐鎮へ連絡スルト共ニ即

時九州地方総監府へモ特使ヲ以テ報告連絡スル一方主謀人物ニ付探查中ナリ

との事案⁵¹とともに、

二十一日午前二時頃大村警察署表玄関ヨリ日本刀ヲ抜刀突如侵入当直員寢室入口ニ来リ暴言ヲ吐クト共ニ扉椅子
其他ニ斬付ケ乱暴ノ上退署セル者アリ当夜宿直員ニ於テハ突然ノ事ニテモアリ身辺危険ノ為一時退避シ其ノ行動
ヲ注視中署内電話ヲ利用シ電話三十四番旅館業出雲屋ニ電話セルコト判明捜査ノ結果該所為者ハ 大村在 劍航
空部隊員寺井兵曹ナルコト判明セリ而シテ寺井兵曹ハ当夜隊員二名ト共ニ出雲屋ニ於テ飲酒酩酊ノ末停戦ニ対ス
ル激憤ノ捨場ヲ予テ面識アル大村署長ニ求ムベク来署セルモノナルコト判明背後関係同志的人物等ノ所在認メラ
レザルモ進駐軍上陸前後ニ於テ斯種不穩行為ニ出ヅル虞アルヤモ計ラレザルヲ以テ厳視中ナリ
といった事案⁵²が報告されている。

この報告によって、大村でも終戦を巡って一部混乱が起きていた事実を見ることができ、重大なのは最初の事
案である。最初の事案の中にある諫早・川棚への航空機からのビラ撒布、大村市内でのビラ貼付という事実は、前項
で述べた陸軍中堅将校層によるクーデター（宮城事件）と同様に大規模で行われた降伏反対運動「厚木海軍航空隊反乱
事件」に関するものであった。

そこで本事件について述べることで、終戦時の混乱と大村市への影響をより深く見ていく。

この事件は厚木海軍航空隊司令、正確には第三〇二海軍航空隊司令兼横須賀鎮守府参謀兼第七十一航空戦隊参謀
⁵³であった小園安名海軍大佐が起こしたものである。

この事件を理解する上で重要な史料が厚生労働省に所蔵されている。それが『厚木航空隊事件判決文』と題された
文書である。そこでこの史料を軸として本事件を見ていく。

この事件の発端となったのは昭和二十年（一九四五）八月十日頃、ポツダム宣言を受諾する旨の海外放送がなされ
た⁵⁴との情報が小園大佐に伝達されたことからであった。

この情報を聞いた小園大佐(写真1-6)は同月十四日に第七十一航空戦隊司令部において、

(中略)絶対ニ降伏ヲ恥ツ天皇ノ軍人ハ降伏的條件ヲ強要スル当局ト衝突スルハ当然ニシテ真ニ悲ミニ堪ヘザル事態ノ發生ヲ見ルハ必然ナリ抑国体ノ本義ニ徹スルニ必勝ノ信念ナキコトハ日本国民トシテ絶対ニ許スベカラズ即チ必勝ノ信念無キ所国体ノ護持ハ絶対ニ成立セザルヲ以テ(中略)新聞ノ論調及巷間ノ根源ヲ速ニ一掃スルコト今後ノ作戰遂行上是非共必要ト認ムルニ付然ルベク御取計ヲ得度

との電文(55)を作成し、海軍省、海軍軍令部をはじめとした各所に書類や電文をもって発信(56)した。

十五日に入ると小園大佐の動きはますます先鋭化し、部下の中井勝彦海軍中尉を「陸軍省軍務局ニ派遣シ同局員ニ抗戦継続ノ決意ヲ伝ヘ陸軍側ノ蹶起協力ヲ求メシムルト共ニ陸軍側ノ情報蒐集(57)」をさせるとともに、厚木基地内の部下を集めてポツダム宣言受諾の情報を開陳したうえで「激越ナル口調(58)」で降伏反対の訓示を行った。

この後、連合国側への降伏を知らせる玉音放送が終了した後、小園大佐は第三〇二海軍航空隊司令宛部内一般として、

赤魔ノ謀略ニ翻弄サレタル重臣閣僚等全聖明ヲ覆ヒ奉リテ前後未曾有ノ詔勅書ノ渙発ヲ拝シ恐懼極マリナシ次ニ来ルベキ停戦命令或ハ武装解除命令ハ 天皇ヲ滅シ奉ル大逆無道ノ命令ナリ斯ル命令ニ服従スルハ同ジ大逆無道ノ大不忠ヲ犯スコトトナル必勝ノ信念ヲ失ヒ斯ル大逆ノ命令ヲ発スル中央当局及上級司令部ハ既ニ吾人ニ対スル命令権ヲ喪失セルモノト認メ依ツテ自今如何ナル命令ト雖モ一切之ヲ拒否スルコトヲ声明ス(後略)

との電文(59)を打電している。この電文を小園大佐は「降伏反対の声明ではあるが、同時に海軍上層部に対するクーデターの決意を含んでの絶縁宣言(60)」であったと回想し、明確に戦争継続の意思を示している。



写真1-6 小園安名
(株式会社文殊社〔近現代フォトライブラリー〕提供)

小園大佐による海軍内外への抗命（降伏拒否・徹底抗戦）宣言は宮城事件とともに大きな衝撃となつて軍中央部を揺るがした。小園大佐は八月十五日午後一時頃には、

国民諸氏ニ告グ

海軍航空隊司令

赤魔ノ巧妙ナル謀略ニ翻弄サレ必勝ノ信念ヲ失ヒタル重臣閣僚共ガ上聖明ヲ覆ヒ奉リ下国民ヲ欺瞞愚弄シ遂ニ千古未曾有ノ詔勅ヲ拝スルニ至レリ

赤魔ノ謀略コ、ニ至リテ極マレリ

日本ノ天皇ハ絶対ノ御方ナリ

絶対ニ降伏ナシ

天皇ノ軍人ニハ絶対ニ降伏ナシ

我等航空隊ノ者ハ絶対ニ必勝ノ確信アリ

ポツダム声明ヲ承服スル時ハ天皇ヲ御滅シ奉ルコトトナル故ニポツダム声明ノ履行ノ命令ニ服スルコトハ大逆無道ノ大不忠ヲ犯ス事ナリ

外国ノ軍隊ノ神州ニ進駐シポツダム声明ヲ履行スルトキハ戦

争ヲ継続スルヨリ何百何千倍ノ苦痛ヲ受クルコト火ヲ見ルヨ

リ明ナリ

今ヤ大逆無道重臣共ハ皇軍ニヨリ襖祓ハレツ、アリカクシテ

国内必勝ノ態勢ハ確実ニ整備サルベシ 今こそ真二一億総蹶

起ノ秋ナリ

（終）

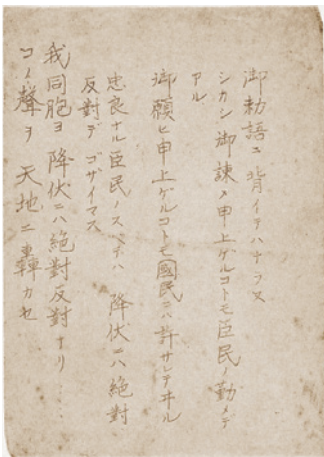


写真1-7 檄文ビラ

（個人蔵、大和市文化スポーツ部文化振興課提供）

といった日本国民全てに対する自身とともに蹶起を促す檄文^{げきぶん}(61)を複数種類謄写版で作成し、第三〇二海軍航空隊所属の航空機に搭載し、日本各地へと飛び立たせ、撒布させた(写真1-7)。

この檄文こそ、長崎県警が報告書の中で記載した諫早、川棚などで撒布されたビラそのものであった。このビラは前出したように大村市内でも張り紙として貼付されるなど、長崎に限らず、全国各地で散見される一大事案となった。では厚木基地で小園大佐が蹶起し、ビラを全国で撒布していた前後の大村の情勢はどのようなものであったのか、ということだが、これは前述したように大村警察署での暴動騒ぎだけではなかった。例えば玉音放送によってポツダム宣言受諾が発表された夜に一部の軍人が「あまりの悔やしさに愛刀を持ち出し、三角兵舎の裏の林に入り、無茶苦茶に枝を叩き切る(62)」などの証言に見られる一部兵隊などによる行動も散見されていた。

これを受け、八月十七日には「徹底抗戦を唱える紫電改の搭乗員を始めとする諸軍人及び空廠の軍属、民間人を終戦の線に則って説得し、軽拳妄動しないように鎮める役目(63)」を担わせるために大村海軍航空隊内に「保安隊」が組織され、大村海軍航空隊及び周辺地区の治安保持活動が展開された。

この「保安隊」組織の背景には航空隊関係者による混乱が見られたことも背景として存在するが、最大の理由は「紫電改の搭乗員達は、厚木航空隊の小園司令を中心に仰いだ徹底抗戦組の呼びかけに呼応して、迫りくる連合軍に一泡も二泡も吹かそうと、以前にも増した猛訓練を再開(64)」した点にあった。

そのため「保安隊」はこれら大村海軍航空隊の動きに「軍都」として軍に官民挙げて協力し、軍とともに過ごして来た大村市民をはじめとする一般国民までがこの動きに加わることをおそれ、市内各地に貼られていた貼り紙を剥がすなどの行為を実行している。この時の様子を「保安隊」に所属していた人物は、

(中略) 貼られた檄文を剥がし、民間人にその軽拳妄動に従わないよう説明する役目を帯び、竹松・大村地区を巡邏した。

時には竹松駅舎の壁に貼られた檄文を剥がそうとすると、どこに潜んでいたか、二挺拳銃を腹巻きに挿した飛

行兵が、

「貴様らも、こうなりたいか！」

と言いざま、野犬を拳銃で『バ、バーン』と撃ち殺す。(中略)縮みあがって、すごすごと元通り檄文を貼り直す。百戦錬磨の飛行機乗り、戦ったことのない予科練が勝てるわけはなかった。止むを得ず飛行兵が去るのを待つて剥がすという按配だった。街には詰所を設け、巡邏が一段落すると派出所に待機し、事に当たる日課が始まった。

と回想(65)し、緊迫した大村市内の当時の様子を証言している。

こうした状況に海軍中央部も小園大佐と厚木海軍航空隊を鎮静化させようと、八月十五日夜に第三〇二海軍航空隊を管轄する第七十一海軍航空戦隊司令官・山本栄海軍大佐、翌八月十六日には第七十一海軍航空戦隊を管轄する第三航空艦隊司令長官・寺岡謹平海軍中将を厚木基地へ派遣して説得を試みた(66)が、事態の鎮静化には至らなかった。

このような事態を鎮静化できない海軍への反発・不満は日を追うごとに高まっていた。

海軍では、海軍大臣が命令を出しても飛行隊がなかなか承知しない。ことに厚木航空隊は非常にがん強で、依然として東京の上空をししばしば飛行していた。

(中略)もし、米軍先遣隊が厚木飛行場に進駐した時、わが方がこれを攻撃でもしたら、無条件降伏をしたことに反するばかりでなく、将来、米軍に行動の自由を許す口実を与えることになる。

との東久邇宮首相(写真1-8)の回想(67)にもあるように、焦りと苛立ちが交錯する状況となっていた。

このため厚木基地一帯を管轄していた横須賀海軍鎮守府司令長官・戸塚道太郎海軍中将は八月十七・十八日に厚木鎮庄のための会議を横須賀鎮守府内

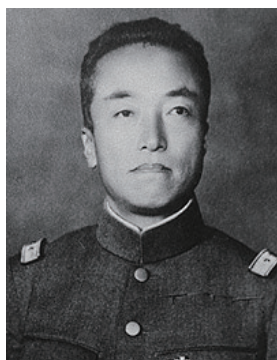


写真1-8 東久邇宮稔彦王
(近代日本人の肖像webページから)

で開催した。この会議において戸塚長官は、

（中略）小園は、説得によって、容易に反省すべき人物ではない点を考慮、事態の発展せんことを恐れ、兵力行使も、やむを得ざるべしとの結論に達した。よって十九日早朝、断行の事と予定し、兵力は、横須賀鎮守府第一連合特別陸戦隊を準備することとする――

との武力鎮圧を視野に入れた強硬意見⁽⁶⁸⁾を披瀝している。

しかし、同士討ちを避けたい思い、日中戦争以来の歴戦の指揮官である小園大佐への恐れなどから武力鎮圧については肯定否定が入り混じり、容易に決断できなかった。

このように海軍上層部や政府の鎮圧の声ばかりが先行し、厚木基地蹶起の情報は小園大佐の命によるビラ撒布によって全国に伝播されていた。

一方で八月十四日から十五日にかけての宮城占拠事件の早期鎮圧、阿南惟幾陸軍大臣の割腹自決、小園大佐が信頼を寄せていた大西瀧治郎海軍軍令部次長の割腹自決、大岸頼光陸軍中尉らが企図した宮城占拠計画を東久邇宮首相自ら説得して計画未遂に終わらせた⁽⁶⁹⁾などの諸情報⁽⁷⁰⁾が厚木基地にもたらされた。

こうした状況に小園大佐の心労は以前に病んでいた病を再発させることとなり、八月十七日夜からマラリアによる高熱にうなされることとなった。

この時の小園大佐の様子を前出の厚労省史料では「精神異常ノ徴アリ其ノ後次第ニ病状昂進シテ精神分裂症様ノ反応ヲ呈スルニ至リ⁽⁷⁰⁾」と端的に記している。

では厚木基地の蹶起はどのようにして鎮圧されたのか、ということであるが、これを考える上で重要な人物が高松宮宣仁親王海軍大佐であった。高松宮は、八月十九日に厚木基地に直接電話を掛け、小園大佐への説得（小園大佐は倒れていたため、副官に対して説得）を試み⁽⁷¹⁾ている。

この高松宮からの説得を受け、厚木基地の幹部らは協議を重ね、八月二十日に高松宮への返礼を含め、日吉台の海

軍軍令部地下壕（現・横浜市港北区日吉台）の高松宮の下へ使者を派遣することを決定した。

この使者に対しても高松宮はポツダム宣言受諾という昭和天皇の意思を受け入れ、武装解除を行うよう、説得している。

この高松宮の動きに合わせ、八月二十一日早朝、第三航空艦隊司令長官・寺岡謹平海軍中将が厚木基地に来訪し、前日付で発令された、小園大佐の第三〇二海軍航空隊司令解任（軍令部附とする）、第七十一海軍航空戦隊司令官・山本栄海軍大佐に第三〇二海軍航空隊司令を兼任させる人事を伝達し、寺岡中将自らが厚木基地に第三航空艦隊司令部を移動させ、直接指揮を執ることを宣言した。

同時に寺岡中将は小園大佐を強制的に病院に入院させることで事態を解決に導こうと考え、小園大佐を野比海軍病院（横須賀市）に強制入院させた。

こうして終戦の天命に抗して厚木基地に籠城し、戦争継続を主張した小園大佐ら厚木海軍航空隊の事件は一応の決着を見ることがとなった。

これらの事態を受け、厚木基地幹部は武装解除を決定したが、小園大佐を信じ、あくまで徹底抗戦を主張する一団は、

（中略）士官二十五名及下士官五十七名ハ此ノ假武装解除セラレンヨリハ寧ロ抗戦継続ノ志ヲ同ジウスル陸軍部隊ニ赴キ宣戦大詔ノ再渙発ヲ待タントシ同日午前彗星、彩雲、零戦、銀河等ノ飛行機二分乗埼玉県児玉陸軍飛行場及同県狭山陸軍飛行場ニ向ケ脱出スルノ事態ヲ生ゼリ

との行動②を取ったものの、陸軍部隊も武装解除を決意していた状況にあったため「狭山組は八月二十二日に自首、児玉組は二十六日に捕らえられ③」の結果となった。

こうして厚木航空隊の蹶起は収束することとなり、八月二十二日に厚木海軍航空隊は解隊することとなり、昭和二十年（一九四五）十月十五～十六日に日本海軍最後の軍法会議が開催され、首謀者である小園大佐は「海軍刑法第五十

六條第二号前段同法第五十五條刑法第五十五條ニ該当シ其ノ罪責寔ニ重大ナリ⁷⁴」とする「党与抗命罪」が適用され、無期禁錮刑が確定し、小園大佐の部下についても「下士官四四名が禁固一年、士官一七名が禁固五〜八年⁷⁵」の判決が下された。

一方、この厚木基地の動きに同調しようとしていた大村海軍航空隊はどうであったか、ということとなるが、これについては正式書類及び一次史料が存在しないため、前出の証言を紹介することとする。これによれば、大村では厚木の動きに呼応して訓練を再開していたが、その中身は、

（中略）地上百メートルくらいまで突っ込み引き起こす、最も危険な訓練を繰り返していた。中にはタイミシングを逸して、地面に激突し、殉職する機も一・二あったように記憶している。

というほどの猛訓練⁷⁶であった。西日本を守る防空拠点であった大村の海軍部隊の抵抗と考えられる。

これらに反して、大村での治安維持に腐心していた保安隊という組織が存在したことも述べたが、この保安隊に対しても、

また二十日の夜は、大村空廠の大尉相当官の軍属の過激派の一人が、日本刀持参で詰め所に闖入してきて、徹底抗戦の檄を飛ばし、我々保安隊の鎮圧行為を止めさせようと、畳に日本刀の抜き身を突き立てて抗議したが、穏便な、根気強い説得に、ついに穏やかに納得して帰って行く一幕もあった。

との証言⁷⁷から分かるように、鎮圧側を圧迫する行為が見られた。

しかし、八月二十二日に海軍軍令部から武装解除の命令が下ると、次第に過激派の動きも沈静化し、翌日には事実上の解隊を迎えることとなった。ただ、この武装解除の際に、

（中略）我が身同様に自在に大空を飛び回り、P51ムスタングや、P47サンダーボルト、グラマンF6Fと渡り合った愛機紫電改を、やがて上陸して来る連合軍進駐軍に、むざむざ生きたままで渡して堪るか！ ということで、一線に並べ、ガソリンをぶっかけて、生き残りの搭乗員が一線に並び、拳銃を腰だめで撃ち、皆オイオイ泣きな

がら燃やした。

といった行為(78)も見られた。

こうして陸海軍の終戦を巡る混乱は一応の収束を見ることがなったが、大村など地方においてもこれら中央の動きとリンクした様々な動きが存在していたことはあまり知られていない場合も多々あり、今後の研究による部分も大きいと考えられる。

戦後、神奈川県大和市の深見神社の一角に小さな社が鎮座された。

この神社こそ厚木航空隊内に存在した厚木空神社(写真1-9)であった。昭和三十五年(一九六〇)十一月に小園大佐が死去した後、毎年四月に関係者が集まり、同地で慰霊祭が挙行されることとなった。この慰霊祭では厚木海軍航空隊の殉職者は勿論、終戦反対の行動に殉じた全国各地の人々も合わせて慰霊されている。

(徳永武将)

註

(1)

世界を一つの家の様に見るとの考え方で、太平洋戦争中は日本の天皇家を頂点として一つの傘の中に多くの家(国・民族)が入り、共に暮らすとのスローガンとして用いられた。

(2)

アジア地域から欧米列強を追い出し、彼らが植民地とした国々を解放し、日本を盟主とする新たな国際秩序の構築を図る、という考え方。

(3)

サイパン島陥落前後に発生した東條内閣打倒運動については、細川護貞『情報天皇に達せず 細川日記』上・下巻(同光社磯部書房 一九五三)をはじめ、岡田啓介述「岡田啓介回顧録」(毎日新聞社 一九五〇)などの重臣層の諸日記・回顧録などで確認できる。又、東條英機暗殺計画については、伊藤 隆編『高木惣吉 日記と情報』上・下巻(みすず書房 二〇〇〇)で詳細に確認することができる。



写真1-9 厚木空神社(靖國社)
(神奈川県大和市 深見神社境内)

(4) 秦 郁彦『昭和史の謎を追う』下(文藝春秋社 一九九三) 五二頁。ただし、河辺の発言についての原典は、河辺虎四郎『河辺虎四郎回想録』(毎日新聞社 一九七九)から。

(5) 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』下(錦正社 一九九八) 七五六～七頁

(6) 前掲註(4) 五三頁。ただし、各将校の名前についてはこちらが付け加えた。

(7) 中尾祐次編『昭和天皇発言記録集成』下巻(芙蓉書房 二〇〇三) 三八七頁

(8) (22) 前掲註(5) (8) 七五七頁、(9) 七五七～八頁、(10) (12) 七五八頁、(13) 七五九頁、(14) 七五九～六〇頁、(15) (18) 七六〇頁、(19) 七六〇～一頁、(20) (21) 七六一頁、(22) 七六二頁

(23) この説得の詳細については、前掲註(4) 五九頁で確認できる。

(24) (27) 前掲註(5) (24) 七六三頁、(25) (26) 七六四頁、(27) 七六六頁

(28) (31) 前掲註(4) (28) (30) 六二頁、(31) 六三頁

(32) (33) 前掲註(5) (32) 七六六頁、(33) 七六五頁

(34) (36) 前掲註(4) (34) (35) 六三頁、(36) 六八～九頁

(37) 前掲註(7) 四〇四頁

(38) 額田 担『世紀の自決 日本帝国の終焉に散った人びと』(芙蓉書房 一九六八) 参照。

(39) 秦 郁彦は前掲註(4) 六九頁で『世紀の自決』に記された人数には抗命事件の関係者は原則として外され、道連れ自決など疑問符のつくケースも所収されているとして、その数字に疑問を呈している。

(40) 栗屋憲太郎・川島高峰編集・解説『国際検察局押収重要文書① 敗戦時全国治安情報』第七巻(日本図書センター 一九九四)

(41) (52) 前掲註(40) (41) 二六六～七頁、(42) 一六七頁、(43) 一六七～八頁、(44) (46) 一六八頁、(47) 一六九頁、(48) 一七一～二頁。ただし、原文では右翼人物、左翼のタイトルの上に番号が振られているが、省略した。(49) 一七四～七頁、(50) 一八二～三頁。ただし、原文では大詔渙発直前、大詔渙発後のタイトルの上に番号が振られているが、省略した。(51) 一七八頁。

ただし、原文では引用部の最初の文字の上に番号が振られているが、省略した。(52) 一七九～八〇頁。ただし、原文では引用部の最初の文字の上に番号が振られているが、省略した。

(53) 「厚木航空隊事件判決文」(厚生労働省所蔵史料) 参照。

(54) 前掲註(53) 参照。

(55) 前掲註(53)

〔56〕 前掲註(53) 参照。

〔57〕、〔59〕 前掲註(53)

〔60〕 小園安名「最後の対米抵抗者 ―厚木基地降伏反対事件首魁の手記―」(文藝春秋社編『文藝春秋』第三二巻八号(一九五三年六月号) 文藝春秋社 一九五三 一二五頁)

〔61〕 小園大佐の檄文については、前掲註(40)、(53)、(60)などの各史料・書籍の中で確認することができる。ただし、檄文には複數種類存在し、各地で発見されたものは必ずしもこの檄文でないものも現存している。本文内の檄文は、田中健之「徹底抗戦を叫んだ」小園部隊の蹶起の顛末 厚木航空隊事件(学研パブリッシング編『歴史群像』第二〇巻五号(通巻No.106号) 学研パブリッシング 二〇一一 一六二頁)に写真掲載されているアメリカ合衆国の国立公文書記録管理局所蔵のものを記載した。

〔62〕 綾部 喬「嗚呼、紺碧の空高く! ―予科練かく鍛えられたり(元就出版社 一九九九) 三一八頁

〔63〕、〔65〕 前掲註(62) (63)三一九頁、(64)、(65)三三〇頁

〔66〕 前掲註(53) 参照。

〔67〕 東久邇稔彦『東久邇日記 日本激動期の秘録』(徳間書店 一九六八) 二二三頁

〔68〕 相良俊輔『あゝ厚木航空隊 あるサムライの殉国』(光人社 一九九三) 一三四頁

〔69〕 この際の東久邇宮首相によるクーデター鎮圧については、前掲註(67) 二二六〜九頁で確認することができる。

〔70〕、〔72〕 前掲註(53)

〔73〕 前掲註(61) 記載『歴史群像』 一六三頁

〔74〕 前掲註(53)

〔75〕 前掲註(73)

〔76〕、〔77〕 前掲註(62) (76)三三〇頁、(77)三三四頁

〔78〕 前掲註(77)

参考文献

伊藤正徳『帝国陸軍の最後』終末編(光人社 一九九八)

沖 修二『阿南惟幾伝』(講談社 一九九五)

東久邇稔彦『東久邇日記 日本激動期の秘録』(徳間書店 一九六八)

第二節 復興と戦後処理

一 復員と引揚げ

太平洋戦争が終結した後、日本において直近の問題となったのが復員と引揚げであった。

しかし、この復員と引揚げが別のものであることはあまり説明されておらず、混同される場合も多い。そこで先にこの違いについて説明することとする。

まず復員という言葉であるが、これは軍隊を戦時から平時に戻すこと（動員状態を待機状態とすること）である。この時代の言葉としてよく復員兵という言葉が用いられるが、これは帰国するまでは未だ武装解除を受けていない兵士という扱いであり、内地（日本）帰国後に復員除隊・退役という形となって軍役を解除されたということである。これを海軍では解員と呼称している。しかし、一部では現地で除隊・退役（解員）という手続を取られた場合もあり、そうした場合は一般人としての引揚げに該当するため混同される場合がある。

- 飯尾憲士『自決―森近衛師団長惨殺事件―』（集英社 一九八二）
 小堀桂一郎『宰相 鈴木貫太郎』（文藝春秋社 一九八二）
 栗原正和・那由他一郎・桃井四六編『別冊宝島二二五九号 日本「軍人」列伝』（宝島社 二〇〇六）
 相良俊輔『厚木空叛乱始末記』（光人社 一九八八）
 阿久根星斗『厚木航空隊事件 敗戦悲話小園安名物語』（高城書房 一九九五）
 岡本 喬『海軍厚木航空基地』（同成社 一九八七）
 深見神社（神奈川県大和市）『パンフレット』及び提供資料
 大和市編『大和市史』6 資料編近現代下（大和市 一九九四）
 大和市編『大和市史』3 通史編近現代（大和市 二〇〇二）
 大和市総務部総務課市史編さん担当編『大和市史』ダイジェスト版（大和市 二〇〇六）

一方、引揚げとは在外一般日本人及び在日外国人が母国へと帰還することを指す言葉である。しかし、ここで注意すべきは在外日本人も在日外国人も合わせての言葉・事業である、ということである。

以上の前提を踏まえて復員・引揚げ事業を見ていくこととするが、詳細については制度など複雑な事情などがあるため、ここでは簡潔に年表形式(表1-1、2)で主要なもののみを抜粋して紹介することとする。

表1-1 復員関係年表(1)

年月日	事柄	年月日	事柄
昭和二十年八月十八日	帝国陸軍復員要領公布	十月五日	横須賀復員収容部開設
八月二十四日	厚生省に復員対策委員会設置	十一月十二日	南方軍総司令官(寺内寿一陸軍元帥)、南方軍復員二関スル規定を通達
八月二十五日	陸海軍軍人に対して復員に関する勅諭が下賜される	十二月一日	陸海軍両省を廃止し、それぞれ第一復員省、第二復員省に変更
九月九日	支那派遣軍総司令官(岡村寧次陸軍大将)、支那派遣軍復員規定を通達	昭和二十一年四月十五日	復員留守業務規定策定
九月十日	帝国陸軍(外地部隊)復員実施要領細則公布	六月十五日	内閣総理大臣の管理下に復員庁設置(第一、第二復員省の合併)
九月十一日	外地軍撤収輸送に関し大本営幕僚派遣計画策定	十一月十二日	未帰還者等の調査整理に関する規定公布
九月二十三日	外地部隊留守業務実施要領通達	昭和二十四年八月十一日	復員軍人帰還措置に関するポツダム政令公布施行
九月二十四日	横須賀鎮守府、解員所設置		

表1-2 引揚げ関係年表(2)

年月日		事柄	年月日	事柄
昭和二十年八月二十二日		在外邦人引揚げの計画立案を総合計画局及び内務省管理局が担当することに決定(即日、総合計画局は廃止され、内閣に調査局を設置することを決定)	五月十日	引揚げ援護業務連絡委員会開催
八月二十四日		内務省管理局、戦争終結に伴う在外邦人に関する善後処置要領案策定	五月二十一日	海外同胞救援連合会創立
八月三十日		次官会議において外地(樺太、支那)及外国在留邦人引揚げ者心急援護措置要項決定	八月十五日	満洲中共地区邦人送還協定成立
九月一日		内務省警保局、朝鮮人集団移入労働者等の緊急措置に関する件を通達	十月十四日	引揚げ同胞援護国民運動展開が決定
九月四日		外征部隊及居留民帰還輸送等に関する実施要項閣議決定	十月十八日	引揚げ者援護国民運動連絡会議開催
九月十四日		引揚げ者保護対策要項案策定	十月二十二日	引揚げ者援護緊急対策実施が閣議決定
九月二十四日		海外部隊並に海外邦人帰還に関する件、次官会議で決定	十一月六日	残留同胞引揚げ促進大会開催
九月二十八日		終戦に伴う内地在住朝鮮人及台湾人の処遇に関する件、大臣官邸懇談会で協議	十一月二十八日	南方残留同胞帰還促進全国家族同盟結成
九月三十日		次官会議、引揚げ民事務所設置を決定	十二月十一日	GHQ「引揚げ援護局閉鎖又は縮小」について指令
十月一日		在外軍隊居留民引揚げ実数調査報告をGHQに行つ		※同指令に基づき鹿児島、浦賀、名古屋の三局閉鎖と呉、佐世保、函館、舞鶴の引揚げ者の処理能力の縮小が決定
十一月二十二日		厚生省、引揚げ援護連絡委員会設置	十二月十九日	日本人捕虜の引揚げに関する米ソ協定成立(毎月五万人ずつ日本に送還)
十二月二十四日		地方引揚げ援護局(浦賀、舞鶴、呉、下関、博多、佐世保、鹿児島)新設	昭和二十二年二月八日	引揚げ者住宅緊急対策に関する決議採択
		※同日、横浜出張所(浦賀)、仙崎出張所(下関)、門司出張所(博多)も新設	三月三日	日本人の送還についてソ連当局発表
昭和二十一年三月一日		引揚げ証明書の交付実施	三月二十二日	全国引揚げ物故者合同慰霊祭が東京築地本願寺で挙行
三月十二日		厚生省、外局として引揚げ援護院を設置	四月二十六日	一般引揚げ者厚生のため厚生事業推進中央会及び厚生事業対策協議会の設立が閣議決定
			七月二十九日	海外同胞引揚げに関する特別委員会設置案衆議院で可決
			八月一日	引揚げ者に対する心急援護金の一部増額が実施
			八月十五日	衆参両院本会議、海外同胞引揚げ促進を決議
			十二月六日	朝鮮送還事業、連合国側の取扱いとなる

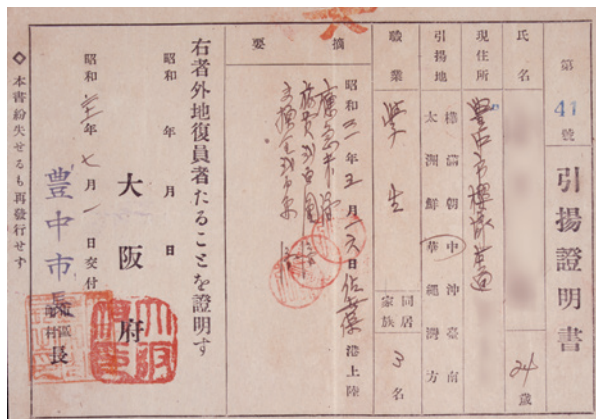


写真1-10 引揚証明書

(平和祈念展示資料館提供)



写真1-11 平和祈念碑・追悼慰霊碑

(千鳥ヶ淵戦没者墓苑内)

年月日	事柄	年月日	事柄
昭和二十三年三月十八日	中共地区からの引揚実現に関する決議が審議会で採択	十月六日	本人抑留者送還要求を行った旨を発表
四月一日	引揚証明書全局統一	十月九日	引揚援護厚生強化方策要綱策定
五月三十一日	引揚援護庁設立（厚生省の外局）	昭和二十四年二月八日	未引揚一般邦人調査に関する決議採択
七月四日	引揚同胞対策審議会設置法案衆議院通過（翌日参議院も通過）	四月二十四日	引揚者住宅、生業資金短期再貸付開始
九月八日	GHQ、ソ連に対し米ソ協定違反を抗議（日	十月十七日	ソ連帰還者生活擁護同盟全国大会開催 生業資金貸付受付開始（同月末まで）

これらの関係年表は、前述したようにあくまで主要なものを列挙したものであり、これ以外にも組織の再編・改廃、各種団体の設立など多くの事柄が存在する。

特に復員と引揚げが現地と日本国内で同時に進行的な場合があり、同じ兵隊であっても復員者として帰国した場合と引揚げ者として帰国した場合の二種類が存在しているため、混同しやすい状態となっていることは前述したとおりである。

これら復員と引揚げに関しては前巻である『新編大村市史』第四巻近代編においても触れているが、改めてここで触れると表1-3のとおりである。

表1-3 大村編成連隊(外地で終戦を迎えた連隊)の戦後年表

陸軍歩兵第四十六連隊	昭和二十年(一九四五)八月十五日 台湾・新竹で終戦を迎える。
昭和二十一年(一九四六)一月三十日	高雄を出航し、神奈川県浦賀に上陸復員。
陸軍歩兵第五十五連隊	昭和二十年(一九四五)八月十五日 ラングーン東方で終戦を迎える。
昭和二十一年(一九四六)七月二十六日	広島県宇品に上陸復員。
陸軍歩兵第四百十六連隊	昭和二十年(一九四五)八月十五日 ビルマ・シャン州で終戦を迎える。
昭和二十一年(一九四六)五月二十四日	バンコクを出航し、広島県大竹に上陸復員。
陸軍歩兵第二百四十七連隊	昭和二十年(一九四五)八月十五日 同年八月九日のソ連参戦後、防衛に徹していたが、後退し、延吉で終戦を迎えた。
※復員・引揚げ日不明	シベリア抑留者も存在すると考えられる。
陸軍歩兵第二百九十三連隊	昭和二十年(一九四五)八月十五日 済州島で終戦を迎える。
※復員・引揚げ日不明	
陸軍歩兵第二百九十四連隊	昭和二十年(一九四五)八月十五日 済州島で終戦を迎える。
※復員・引揚げ日不明	

【註】 大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第四巻近代編 大村市 二〇一六から作成

この表を見ても分かるように、太平洋戦争終戦までの時期に大村で編成された(補充兵担任地としての大村を含む)一〇個の連隊のうち、六個の連隊が外地で終戦を迎えている。

しかし、前述したように復員と引揚げの定義が曖昧なまま記されたものもあり、厳密に復員であったのか、不明な点もあることは注意すべき点である。これら復員・引揚げ者の外地から大村への帰還が徐々に本格化すると、その受け入れ体制の構築が大村市としては不可欠なものとなった(写真1-12)。そのため大村空襲などにより主要施設に被害を受けていた大村市では、帰還する兵士たちの受け入れ先を確保することは至急の事案であった。

そこで第二十一海軍航空廠はこうした点を解決することを企図し、佐世保鎮守府に対して昭和二十年(一九四五)九月三日付文書で航空廠施設を民間に移譲することを計画している。この書類には大村市内の航空廠施設が表1-4のように記されている。

表1-4 第二十一海軍航空廠施設民間移譲一覧表

原口郷	
第一会議所	
敷地	九〇〇〇平米(買収)
建築物	三四六六平米
供用別	会館及宿舎
原口郷官舎	
敷地	四九二〇〇平米(買収)
建築物	
敷地	九二〇〇平米(買収)
建築物	一六六〇平米
供用別	判任官以上住宅
記事	爆撃二依り中小破セリ
乾馬場	
工員養成所官舎	



写真1-12 引揚者用配給名簿(表紙・中身) (浦頭引揚記念資料館所蔵)

供用別 判任官以上住宅	建築物 二二〇二九平米
古町工員住宅	供用別 工員住宅
敷地別 四九五・二六平米（借地）	記事 爆撃二依り一部破壊
建築物 一二八七九平米	諏訪郷
供用別 工員住宅	諏訪工員住宅
記事 爆撃二依り一部破壊	敷地別 一〇〇〇〇〇平米（買収）
武部郷	建築物 二八九六〇平米
大佐古工員住宅	供用別 工員住宅
敷地別 八五五・一九平米（借地）	記事 爆撃二依り一部破壊

【註】 21空廠機密3022号 廠外施設民間委譲の件 照会ニ防衛省防衛研究所蔵 ①中央―引渡目録の件―285から作成

ただし、民間移譲とは言っても目的が復員・引揚げ者の受入体制の構築であつたために、厳密な意味での民間移譲ではなく、前出の目的を指していた「解員軍人援護会(3)」に移譲されている。

しかし、この移譲に関しては「八月十日附部外官庁二仮移譲シ利用致度(4)」として文書が提出された九月三日より前、終戦前に移譲された形となっている点から考えれば、占領軍に接收されることを避けるために事前に移譲する形としたと推測される。

加えてこの移譲に関してはもともと存在していた団体である「解員軍人援護会」に第二十一海軍航空廠の施設を仮移譲したのではなく、移譲させるために設立した団体であつたようで、佐世保鎮守府に対して仮移譲を具申した一ヵ月後には、

二十一空廠機密第三三三七号

昭和二十年十月十九日

第二十一海軍航空廠長

佐世保鎮守府参謀長殿

廠外施設民間移譲ノ件照会

二十一空廠機密第三〇二二号ニヨリ照会致置キタル首題ノ件ハ恩賜財団復員援護会ノ其後ノ状況ニ鑑ミ該援護会ニ移譲予定ノモノ(尚照会第五項)全部大村市(但シ天神町工員住宅ハ佐世保市)へ仮移譲ノコトニ変更致度候條御了承ヲ得度

との文書⑤が提出されていることから考えれば、前述の推測(団体名自体が変わっている点なども含めて)を裏付けるものである。

このような航空廠施設の民間団体への移譲など、引揚げ・復員者に対する施設確保に向けて解体前の軍が動いていた事実を見ることができ、前出の文書にはこの団体以外に移譲されたものは学校など公的機関の使用を目的とする移譲であり、復員者に対してのものはこれのみしか記されておらず、これ以外の引揚げ・復員者に対する施設確保の史料は確認できない。

こうして終戦によって外地部隊の帰国が現実のものとして意識されると、その受け入れ施設の確保も同時期に推進されていたことが理解できる。

こうした日本人(軍人や民間人を含む)の外地からの復員・引揚げとともに問題となったのが在日外国人の帰国問題であった。

長崎県を含む日本国内で最も数が多かった在日外国人は朝鮮半島出身者であったが、これは明治四十三年(一九一〇)八月二十九日に締結された「韓国併合ニ関スル条約」によって日本が大韓帝国を併合したために、太平洋戦争終戦までいわば日本国民として日本国内法の適用地域であったことも影響している。

長崎県内の朝鮮半島出身者の総数については、前節において紹介した、長崎県警察部長による内務省提出文書「停戦後ニ於ケル諸動向ニ関スル件」によると、

三菱長崎造船所 三二〇〇名

川南香焼島造船所 一一〇〇名

川南深堀造船所 四七〇名

高島炭鉱外二十箇所

一二〇〇〇名(内 新規二五〇〇名 現員九五〇〇名)

里山炭鉱(官幹旋使役砒山)

現員二〇〇名(新規徴用工員ハ全砒山ヲ通ジ徴用解除ノ予定)

との人数⑥が記載されている。

これら朝鮮半島出身者の動向について、同史料には詳細にそれぞれの動向が記されているが、これらをまとめたものとして、

一般朝鮮人(自由労務者ヲ含ム)ノ動向

大詔渙発セラレ朝鮮獨立実現セルコトニ対シ唯漠然ト喜ビ合ヒツ、アルヤニ看取セラレ一面日本人ニ対スル優越感ヲ誇示スルガ如キ挙措散見セラル即チ

1. 物資買出等ノ際ニ於ケル言語態度極端ニ横柄トナリタルコト
2. 生活物資ノ買集メニ当リ強要威圧的挙措ニ出ル傾向アルコト
3. 交通機関其他ニ道德的觀念ヲ無視スルガ如キ挙措アルコト
4. 面従腹背ヨリ正面攻撃的挙措ニ出デツ、アルコト
5. 密殺密造等法令ヲ無視スル行為ニ出デツ、アルコト

等ノ事実顯著ナリ

とする部分⑦が存在する。

このため、長崎県警としては内務省に朝鮮半島出身者に対する要望として、

(一) 帰鮮朝鮮人ノ輸送問題ヲ即急ニ而モ具体的ニ計画ノ上指示ヲ得タキコト

(二) 在住朝鮮人ノ失業対策ヲ構ゼラレタキコト

とする要望⑧を提出するに至っている。

これら朝鮮半島出身者をはじめとする在日外国人の帰国問題については、昭和二十年（一九四五）八月二十一日の次官会議において「強制移入朝鮮人等の徴用解除方針⑨」が決定されたことに端を発している。

これ以後、昭和二十年（一九四五）九月一日の厚生、内務両省による「警保局発第三号⑩」の全国地方長官への通達に基づく「朝鮮人集団移入労務者等を優先的に計画輸送するための具体的指示⑪」、九月十二日の鉄道総局による閼釜連絡船を「当分の間一般旅客を停止して朝鮮人の集団移入労務者及び、復員軍人軍属の集団輸送に充当⑫」させる指示、九月二十八日の「終戦に伴う内地在住朝鮮人及び台湾人の処理に関する応急措置の件（厚生省発健第五百十二号）⑬」の通達などが実施され、朝鮮半島出身者を中心に在日外国人の帰国送還事業は実施されていった。

これらに加えて、GHQによる指令や意向によって十一月十三日からは、地方長官が地方鉄道局と連携して輸送計画を立案して輸送人員を割り当てるといった計画輸送制度が強化⑭され、昭和二十一年（一九四六）二月十七日のGHQ指令に基づく「在日朝鮮人、中国人、沖縄出身者及び台湾省民の登録⑮」が実施されるなど、昭和二十二年（一九四七）五月二日の「外国人登録令（ポツダム勅令第二〇七号）公布⑯」へとつながる事業も実施されていった。

これ以降、朝鮮半島出身者をはじめとして中国、台湾、南西諸島、インドネシア、ドイツ、イタリア人の本国送還事業が実施されていたが、その大部分を占める朝鮮半島出身者（特に南朝鮮）の送還事業は釜山でのコレラ発生、朝鮮半島での洪水による鉄路損壊や鉄道従業員によるゼネストなど⑰があり、昭和二十一年（一九四六）十二月から朝鮮人の送還計画は一時的に打ち切られることとなった。

しかし、朝鮮半島出身者の帰還事業については数が多いこともあり、打ち切り後も事故等により帰還できなかった

者は特殊事情者として送還が続けられた¹⁸。この際、

これら特殊事情者については、当該居住市町村長の証明書を携行させたが、昭和二十二年七月十日より地方長官、市町村長の連帯で発行する帰還証明書によつて送還することとなり、同年九月二日GHQの指令で停止するまでつづけられた。

昭和二十二年十二月六日朝鮮人の帰還については、GHQの許可を要することとなり、帰還希望者は東京、大阪の朝鮮米軍軍政部連絡所に申し込み、許可された者は、外国人登録証明書及び地方長官の帰還証明書を携行することとなった。

とした措置¹⁹が取られることとなった。

諸国・地域人の本国送還事業が実施されていく中、問題となったのが前述の特殊事情者を含む様々なケースへの対応であった。この様々なケースとは「密入国者の強制送還や、シベリヤからの復員者送還、日本を経由して引揚げる戦争裁判受刑者²⁰」などであった。

この中でも特に密入国者に関しては朝鮮半島出身者が多く、

（中略）終戦の十月頃から現われ、昭和二十一年三、四月頃から再渡来してくる者、または初渡航してくる者（なかには朝鮮方面からの引揚者にまぎれこみ）が織り交ぜて急激に増加し、福岡、佐賀、長崎、山口、島根の各県の海岸には計画的に上陸してくる状態であった。

という状況²¹にあった。

これらは「浦賀、博多、宇品引揚援護局閉局後は、佐世保引揚援護局と横浜援護所が、受入、送出双方の業務を担当²²」していたが、昭和二十一年（一九四六）七月になると「密航者の取扱い、監視は中央にあつては内務省が主管し、地方においては警察がこれを担当²³」することとなった。

このため佐世保引揚援護局には同年八月上旬には「収容者は四、〇七〇人²⁴」に達するほどであった。これ以後、

在日朝鮮人で日本国内で犯罪を犯した者や外国人登録令に違反した者などの送還のために收容されるに至るケースもあり、事情はより複雑化していくこととなった。

このようにして諸国・地域人の送還事業とともに收容事業、再送還事業なども加わった。この後数年間は混乱をしつつも同事業は推進されていき、その数も減少していった結果、昭和二十五年（一九五〇）五月一日に佐世保引揚援護局の閉鎖が決定²⁵し、送還業務は舞鶴引揚援護局に引き継がれた。

その後、同年六月二十六日に舞鶴から釜山へ向け送還する船が出港予定であったが、朝鮮戦争の勃発によって送還事業の遂行が実質的に不可能²⁶となり、GHQは舞鶴へと移動した朝鮮半島出身者を元の居住地に引き取らせるよう指令²⁷を出すに至った。

その一方で送還事業の進展を受け、それらを推進する事業所の整理も実施され、

（中略）昭和二十五年十月一日出入国管理庁設置令（昭和二五、九、三〇政令第二九五号）に基づき外務省の外局として出入国管理庁の設置をみるにおよび、その付属機関として、長崎県東彼杵郡江上村所在の旧佐世保引揚援護局針尾收容所の施設を「針尾入国者收容所」と改組し発足した。

といった整理²⁸が実施された。後に出入国管理庁は昭和二十六年（一九五二）十一月一日に入国管理庁に、昭和二十八年（一九五三）八月一日以降は法務省内局の入国管理局へと改称²⁹されている。

これら政府内での担当事業所整理が実施されていく中、GHQも、

昭和二十五年十一月九日にいたつて、GHQは日本政府あて覚書をもつて「非日本人の送還引揚げは、今後日本政府の責任ではない。本人の自費出国とする。」と指令された。これによつて日本政府の責任による送還業務は最終的に終止符がうたれ、その日以後は一般旅行者として取り扱われることとなった。

とする判断³⁰を日本政府に下すなど、送還事業も大きな変化を迎えるに至った。これに朝鮮戦争勃発、警察予備隊発足による針尾入国者收容所構内への警察予備隊の駐屯決定という事態が加わり、

(中略)米駐留軍九州民事部より早急に移転するようにとの指令を受け、急ぎよ移転の適地を下関市彦島、佐世保、川棚、大村の各方面に求め、実情調査の結果、長崎県大村の元第二十一海軍航空廠本館を改修利用することに決定、同年十一月二十五日から一か月間にわたり、突貫工事で同建物に応急改修を加え、十二月二十八日針尾より移転し「大村入国者収容所」と改称(昭和二五、一二、二六政令第三七〇号)した。

という事態③となった。

この大村入国者収容所について地元では大村朝鮮人収容所などと言われるケースが散見されるが、正式には前述のとおりである。また、その名称自体も開設後に、

昭和二十六年十一月一日入国管理庁設置令(昭和二六、一〇、四政令第一二〇号)に基づき、「入国管理庁大村出張所」が併設(佐世保、長崎に分室を設置)され、ついで、昭和二十七年八月一日の行政機構改革によって出入国管理行政が外務省より法務省に移管された。これにともない併設の入国管理庁大村出張所は「大村入国管理事務所」と改称(佐世保、長崎の分室は港出張所となる)された。その後、昭和三十年八月一日法務省設置法の一部改正(昭和三〇、八、一法律第一〇八号)により併設の大村入国管理事務所を廃止して、その事務を福岡入国管理事務所に移管するとともに佐世保、長崎両港出張所の所属替えを行ない、本来の収容業務に専従することとなった。

といった事務所などの併設・改称④、開設時に入国警備官訓練所の創設といった事案から理解しにくく、混同しやすい状況によってそうし



写真1-13 大村収容所事件『長崎日日新聞』見出し(昭和27年11月12日付記事)
(長崎新聞社提供)

た名称で呼ばれているものと推測される。

この後、大村入国者収容所は平成五年（一九九三）に閉鎖され、入国者収容所大村入国管理センターと名称変更し、現在に至っている。大村入国者収容所の事業推進中には、収容者に対する管理体制への不満などから発生した騒擾事件（写真1-13）や収容者を支援する人々も参加した大村入国者収容所廃止運動など様々な事案が発生した。

以上が戦後復興に取り組む前段階としてのいわば戦争の事後処理というものとなるが、次項ではより具体的に軍都と自称していた大村市がどのようにして戦後を迎えていったか、という点について見ていくこととする。

二

軍都からの脱却

大村市誕生の要因の一つであり、市民一丸となって、いわば市民主導で推進していた「軍都」という性質を持っていた大村市において、軍関係施設の問題もまた、戦後処理という課題の中で大きなウエイトを占める。

そこで本項ではそうした軍関係施設の処理という点について見ていくこととする。しかし、大村市における軍関係施設は多く、その全てを追うことは困難であり、史料が存在しないものも多い。そこで一次史料や証言などその経過が追えるものを紹介する。

大村市において大きな敷地を擁した軍関係施設として、第二十一海軍航空廠と大村海軍航空隊がある。この両施設の戦後処理に関しては若干の史料が存在する。前項でもその一部が民間団体に移譲されていたことは紹介したが、同史料には、

二十一空廠機密第三〇二二号

昭和二十年九月三日

第二十一海軍航空廠長

佐世保鎮守府参謀長殿

廠外施設民間移譲ノ件照会

第二十一海軍航空廠附属工員養成所及管理（使用）中ノ会議所官舎寄宿舎工員住宅ヲ別表ノ如ク八月十日附部外官庁ニ仮移譲シ利用致度ニツキ御了承相成度

追テ正式移譲決定迄営団住宅以外ハ九月以降ハ使用料ヲ徴収セズ實質上ハ従来通使用ノコトト致度

（別表添）

（終）

との伺い(33)とともに、史料本文内にある別表が添付されている。この別表(表1-5)によれば、

表1-5 廠外施設仮移譲計画（一部）

一、長崎県ニ移譲ノモノ

施設名称	所在	敷地(平米)	建築物(平米)	供用別	記事
植松工員寄宿舎	大村市池田郷	一〇〇、〇〇〇(買収)	二八、五八六	純心高女	
第二会議所士官寄宿舎	大村市玖島郷	一〇、〇〇〇(買収)	三九九	大村中学校寄宿舎	
黒髪工員寄宿舎	佐世保市黒髪町	八、〇〇〇(買収)	三、九一九	佐世保市寄宿舎	
小路口寄宿舎(一部)	大村市小路口	三五、〇〇〇(借地)	七、一五一	盲啞学校	爆撃ニ依リ一部破壊

二、大村市ニ移譲スベキモノ

施設名称	所在	敷地(平米)	建築物(平米)	供用別	記事
工員養成所	大村市乾馬場 (原文ママ)	九七、〇〇〇(買地)	九、九六二	市立工業学校	爆撃ニ依リ教室約八分ノ一破壊
杭出津工員寄宿舎	大村市乾馬場 (原文ママ)	一四、三四五(借地)	三、六九二	市営労務者寄宿舎	爆撃ニ依リ一部破壊
小路口寄宿舎(一部)	大村市	三五、五〇〇(借地)	七、一五一	市立国民学校	爆撃ニ依リ約四分ノ一破壊
郡川工員寄宿舎	大村市	六〇、〇〇〇(買地)	一五、八九九	市立農学校	破壊

葛城工員寄宿舎	大村市	二〇、〇〇〇(買地)	三、七五〇	市立避病院	従来健民修練所
分散地区倉庫及工場	大村市諏訪郷	借地	仮設物	市公共倉庫及事務所	解毀ヲ要スルモノ及不用ノモノノミ
営団住宅			五五一戸	市民住宅	

三、佐世保市ニ移譲ノモノ

施設名称	所在	敷地(平米)	建築物(平米)	供用別	記事
天神町工員寄宿舎	佐世保市天神町	一六、〇〇〇(借地)	三、六三二	市立国民学校	
大和町工員寄宿舎	佐世保市大和町	一六、〇〇〇(借地)	三、六二八	市立国民学校	
牛ノ浦工員寄宿舎	佐世保市針尾島	買収		市立国民学校	

四、諫早市ニ移譲ノモノ

施設名称	所在	敷地(平米)	建築物(平米)	供用別	記事
分散地区倉庫工場	市内及附近地区	借地	仮設物	市公共倉庫及事務所	解毀ヲ要スルモノ及不用ノモノ

【註】「21空廠機密3022号 廠外施設民間委譲の件 照会」(防衛省防衛研究所所蔵 ①中央―引渡目録の件―285から作成)

とする自治体への仮移譲 34 の件が紹介されている。ただし、これへの回答文書は存在しておらず、このとおりの移譲となったものと推測される。

同様に航空廠関係施設の民間移譲についても進められていたことが、

佐世保鎮守府司令長官殿

航本第二七七五号

昭和二十年十一月一日

海軍航空本部長

海軍省軍務局長殿

同 経理局長殿

航空関係工作庁転換調書ノ件送付

左記工作庁ニ対スル首題ノ件別紙ノ通

追而第一回転換案送付ノ爾後決定トナリシ分(第二回)ニ有之為念

とする史料③5から見る事ができる。この史料には航空廠の施設を民間企業に移譲した具体的記述を見ることができ、第二十一海軍航空廠関係の施設の關係部分を抜き出してみると、

工場ノ名称 第二十一海軍航空廠(發動機部、兵器部、自動車部ヲ除ク)

位 置 長崎県大村市

施設概要 敷地面積約二、四〇〇、〇〇〇平米工場建物面積約二〇〇、〇〇〇平米工作機械約八〇〇台

従来ノ經營者 海軍省

今後ノ經營者 帝国水産統制株式会社

従来ノ作業員数 職員二〇〇人 工員三、〇〇〇人

今後ノ従業員数 職員一〇〇人 工員一、五〇〇人

工場ノ名称 第二十一海軍航空廠發動機部

位 置 長崎県諫早市

施設概要 敷地面積五〇、〇〇〇平米工場建物面積二〇、〇〇〇平米 工作機械約一〇〇台

従来ノ經營者 海軍省

今後ノ經營者 松山鉄工所

従来ノ作業員数 職員八〇人 工員二、〇〇〇人

今後ノ従業員数 職員一五人 工員二〇〇人

工場ノ名称 第二十一海軍航空廠 自動車部

位 置 佐世保市日宇

施設概要 工作機械ノ一部(約一〇〇台)ヲ使用シ早岐ノ民間建物(約五〇〇平米ノモノ三棟及約三、〇〇〇平米ノモノ一棟)借用ス

従来ノ経営者 海軍省

今後ノ経営者 出光自動車工業株式会社(責任者出光弘)

従来ノ作業員数 職員一〇人 工員四〇〇人

今後ノ作業員数 職員五人 工員一五〇人

といった具合(36)に第二十一海軍航空廠の施設が民間企業へと移譲されていた。

これに加えて海軍航空隊用地についても民間移譲(地方自治体を含む)が進められていったが、海軍航空隊用地については終戦後の厳しい食糧事情もあって、

二〇要局第一五二号

昭和二十年十月二十五日

地方総監殿
地方長官

要員局長
農政局長
婦農対策本部次長

海軍航空隊飛行場及海軍官有地等ノ農耕地転用ニ関スル件

軍用地ノ農耕地転用ニ関シテハ曩ニ九月二十四日附二〇要局第一三九号及十月十九日附二〇要局第一四九号ヲ以テ通牒相成候処海軍軍用地ノ農耕地転用ニ付テモ右通牒ノ趣旨ニ則リ左記ニ依リ実施スルコトト致度此段及通牒候也

追而軍用地ノ農耕地転用ニ関シ各事業主体（農地開発営団、地方農業会等）毎ニ開墾実施面積作付実施面積及植民設置準備状況ヲ毎月末現在ヲ以テ御報告相成度

記

一、旧海軍軍用地（旧海軍航空隊飛行場及海軍官有地等）ハ農地開発営団又ハ地方農業会ヲシテ開墾セシムルモノトスルモ特別ノ事由アルトキハ帰農者団体其他地方長官ノ適當ト認ムル者ヲシテ開墾セシメ之ニ対スル入植ニ付テハ海軍復員者ニ限ラズ一般帰農者ニモ振當ツルモノトシ農林省ノ計画指導ノ下ニ地方長官ニ於テ之ヲ実施スルコト、但シ地方農業会其他ノ者ヲシテ開墾セシムル場合ハ地方長官ハ農林省ニ打合ヲ為スコト

二、海軍復員者集团的ニ開墾ニ着手セムストキハ必要ニ応ジ農地開発営団ハ其ノ事業ヲ包含シ之ヲ指導スルコト

三、海軍復員者ノ帰農ニ付テハ地方長官ハ関係海軍復員援護支部ト連絡スルコト

といった具合³⁷⁾に農地転用による食糧増産・確保に利用されることが決定するとともに、海軍関係者（解員者を含む）及び一般国民のうち、農業に従事しようとする人々（帰農希望者）に開放されたことがこの史料から読み取ることができる。

この旧海軍航空隊用地の農地転用方針を受け、大村市でも食糧事情改善の理由もあり、竹松地区の旧大村海軍航空隊用地の農地転用の動きが開始された。この動きについて一次史料は残念ながら発見できなかったが、富の原二丁目公民館前の開墾記念碑の碑文には、

昭和廿年八月第二次世界大戰終了直後連合軍当地ニ進駐シ民心稍安定シタルモ食糧ノ逼迫猶甚シ依テ急速食糧増産ノ意図ヲ以テ翌年初秋原口富一氏占領軍スターンス大尉(碑文ママ)ニ飛行場ノ返還ヲ懇請シ其快諾ヲ得手続上原口山口瀬戸口宮本松本ノ五人ニテ竹松農耕組合ヲ組織シ同大尉經由連合軍最高司令官宛返還願書提出十月許可アリ依テ直チニ実行組合長ヲ委員トシ組合ヲ拡大シテ開墾準備中許可取消ニ遭ヒシモ市総務課長田添廣次氏ノ示唆ニ依リ委員努力ノ結晶タル一万人署名請願ト杉山知事松本市長等ノ絶大ナル尽力其効ヲ奏シ翌年五月返還ノ決定ヲ見タリ土地配分ハ吉川竹松出張所長堀池農業会長田添氏等ノ斡旋ニ基キ旧土地関係者六割海外引揚者二割一般二割ト決定シトラクター二台ヲ以テ七月開墾開始十一月完了セリ尚組合側及田中出張所長等ノ意図ノ下ニ竹松農地委員会ニ委嘱シ返還面積一七五町四反中農道ヲ残シ一六八町六反ノ個人配分ヲ行ヘリ斯テ農民各自ノ涙グマジキ努力ニヨリ秋ノ蒔付可能トナリ廿四年八月売渡ノ完了ヲ告ゲタリ

天皇陛下西九州御巡幸ノ際廿四年五月廿五日親シク御視察ノ光榮ニ浴セリ

(中略)

昭和二十六年十二月建之

(中略)

との文章③⑧が刻まれており、戦後の紆余曲折の末、昭和二十年(一九四五)～二十二年(一九四七)にかけての開墾事業の実態を今に伝えている。

また、この開墾作業に尽力した原口富一の功績を讃えるため、開墾地の名前を「富の原」とすることが農地委員会において全会一致で決定され、現在でも住所名として残っている。

一方で国による戦後の食糧事情改善の目的から農林省による五カ年計画で二百万町歩の開墾計画の立案と開拓局の新設③⑨、これを受けた長崎県による東彼杵郡千綿村大野原(元陸軍演習場)の高原三百町部の開畑事業④⑩の実施などの事案も見られた。

このうち、大野原の開墾作業については計画開始の一ヵ月後には復員軍人二九世帯五九人、甲種食糧増産隊二百人の入植による開墾作業が実施されたが、全体からみればまだまだの様子であり、将来的には一世帯に二町歩を割り当て百五〇世帯の入植が計画されていた⁴¹ことが当時の新聞記事から読み取れる。

更に大村市主導でも戦後、独自の動きを見せている。軍都として多くの被害を被った経験から、

大村市では戦災復旧其他を急速に処理するため、今回庁舎別館に臨時戦災復旧事務所を設置し、選任吏員七名を置き戦災者の相談幹旋に応ずることとなり十月一日より事務を開始した

とする体制⁴²を整えようと、国や県の動きともリンクする形で、

大村市では戦争終結に伴ひ食糧増産の要愈々緊切なるに鑑み、今回市内各学校に対し簡易開墾制度を実施せしめ耕地面積の増大を図るべく農学校五町歩、中学校三町歩、女学校五反歩、国民学校三反歩以上を開墾十月末までに完了せしむることとなつた

とする食糧増産活動⁴³も実施していった。

更に前項の内容とも合致する部分もあるが、大村市では長崎県と協力しながら、戦災者及び強制疎開者の中で住宅難に苦しむ人々（間借、同居中の者などを対象）に対して希望者（大村市に限らず、長崎市及び佐世保市の戦災者も対象）を募り、第二十一海軍航空廠工員住宅（植松、杭出津、諏訪）の貸与事業を実施⁴⁴している。

この工員住宅貸与事業はその後も継続して進められ、海軍省から所管を移されていた大蔵省も協力し、一部では希望者への売却も開始されるなど軍関係施設の民間移譲が推進されていたが、昭和二十八年（一九五三）に入ると、そうした事業に対して、

大蔵省所管の古町、杭出津、池田諏訪の各住宅千五百十六戸（うち二百戸は既に個人に売却済み）は居住者に払下げの方法がとられているが、これが審理に当たっている大村市では大蔵省の譲渡方法にたいして、

一時払いが三万五千円では余り負担が重すぎるし、一方折角の払下げも他に悪用される結果を招いている。

というので、これを直接市に払下げて貰うよう折衝することになり財源その他について研究を進めている。

この住宅は昭和十六年旧海軍空廠の工員宿舎として建設されたものが、戦後大蔵省所管となったもので、土地は民有地であるため地代の支払い、家賃（一カ月分百六十円）の徴収を便宜上市が行っているもの。大蔵省では逐次入居者への譲渡を計画、三万五千円程度で払下げているが老朽建物であることと払下金額でほとんど行悩み状態となっていたものであるが保安隊の誘致以来急激な人口増加から住宅難が深刻化し、ここに住宅ブローカーが眼をつけ、七万円程度の立退料で入居権を取り、百六十円の家賃を千五百円から二千円までつりあげて貸付けるという状態となり、これでは大蔵省の好意も逆効果を来すというので、市が一括払下げを受け年賦償還の形で現在入居者に無理せぬ程度で譲渡出来るようにしようということになったものである。

といった問題⁴⁵も生じていた。

しかし、この問題の解決は記事内にある大村市独自の働きも功を奏し、順調に進められ、大蔵省も自身が土地・建物両方の管理者となっている物件の払下げを積極的に推進した。その証拠に昭和四十年（一九六五）一月二十五日付の国有財産売却通知を見ると、北九州財務局長崎財務部大村出張所長名で、

宅地 41坪40 56,400円

※鉛筆書きで坪1,360円と有り。

住宅建 延20坪75 41,100円

※鉛筆書きで坪1,970円と有り。

計 97,500円

※ただし、この金額は昭和四十年三月末までのもので四月以降は再評価を要する、との注意書きがある。とする池田工員住宅の売却通知⁴⁶が存在する。

以上が戦後の軍関係施設の処理の中でも一次史料などから追えるものであるが、これ以外の軍関係施設は一次史料

が僅かしか残されていなかったり、新聞記事や証言などしか残されていない（発見できなかった）。

これらのうち、長崎新聞紙上において紹介されたのは、

今回占領軍の諒解を得て大村市に放送局を新設すべく過般来長崎放送局技術課長はこれが設置に関し各方面と折衝を遂げた結果大村海軍送信所を利用しこれに修理を加へて実施する運びとなり近く試験放送をなすこゝとなつた。なほ同放送局は東京を中継とし主として日本向のニュースを放送し地方文化の向上に寄与する方針であるという記事(47)である。ただ、この記事以外に放送局について書かれた史料などは存在せず、どのような放送を実施したかなどは不明である。

大村において航空廠、航空隊に次いで大きな地域を保持していた軍関係施設としては大村海軍病院と大村連隊がある。しかし、前述したように一次史料ともいふべきものがほとんど存在せず、唯一残されていたのが、

昭和二十年十一月五日

大村海軍病院長

佐世保鎮守府參謀長 殿

病院施設等返還斡旋方ノ件依頼

佐鎮第一二四九号ニ依ル首題ノ件別紙ノ通ニ付是ガ返還斡旋方可然御取計ヲ得度

とする史料(48)である。この史料には前述の伺いとともに、

内務省ヨリ海軍ニ返還ヲ要スルモノ

本院ハ来ル十二月一日ヲ以テ軍事保護院ニ移管シ更ニ今後復員患者ノ治療及原子爆彈傷患者ノ治療並ニ研究ニ当ルコトトナリ居リ其ノ為現有施設其ノ他左記ノ返還ヲ要ス

との文書(49)が添付されており、この文章以後、

一、施設

所 在 長崎県大村市久原郷字上久原

敷地 面積 二二二、〇〇〇平方メートル

建築物 病舎 一七棟、付属施設 四六箇所

建築物面積 三六、八一六平方メートル

といった具体的な返還内容 50 を含む薬品や糧食といった表を含む書類が添付されている。

この史料は大村海軍病院が終戦を契機として内務省から海軍（軍事保護院）へと移管され、進駐軍の判断を待っていたと見られる一方、今から説明する経緯を理解するうえでも有用な史料と考えられるため、紹介する。

大村海軍病院の戦後の経緯については、一次史料が前述のものしか今のところ発見されておらず、その経緯については不明な点が多い。しかし、大村海軍病院長であった泰山^{やすやまのりみち}弘道海軍軍医少将が多くの証言を残している。そこで泰山病院長の証言を適宜紹介しつつ、この空白部分を埋めていきたい。

泰山病院長の証言（回想）によれば、大村海軍病院の戦後の経緯を見たとき、大村市が大きな役割を果たしていた部分を見ることができる。すなわち、終戦後に泰山病院長は山口市長と会談し、その中で、

（中略）大村海軍病院は宏大なる施設を有し、治療設備も完全に残り、かつ一千名近き原爆患者を収容しているから、原子症研究のために長崎医大教授を招き科学の進歩に貢献できること、長崎医科大学は爆心地に近かった関係上全滅してしまい、移転先を求めて古屋野学長、景浦教授、佐野教授、北村教授らわずかに生き残った方が教育の再開に苦心してられるから、大村海軍病院が好適であることを伝えて、長崎医大復興にも協力することであった。

とする話 51 で両者がまとまり、山口市長が古屋野^{こやのこうへい}宏平長崎医科大学長に話を持って行ったところ、古屋野学長から感謝の辞 52 をもらったことで、山口市長と泰山病院長は直ちに行動を開始することとなった。

しかし、この動きは海軍側と折衝をしないままに動き出したものであり、海軍側はあくまでその決断はマッカーサー

司令部にあると主張するなど協力的とは言えない態度であった。

この状況を変化させたのがほかならぬ進駐軍の存在であった。昭和二十年（一九四五）九月には米軍医官の原子研究班一行が大村海軍病院を訪問し、同月二十六日からは大村海軍病院を拠点として長崎医大、九州大とともに米原子研究班への協力を開始⑤③した。

この頃、大村海軍病院を訪問したマッカーサー司令部の原子研究総本部長・オーターソン軍医大佐は泰山病院長らに対して、

マッカーサー元帥は日本の教育の復興に多大の関心を有せられ、特に医学教育に対しては同情を寄せておられますから、あなたのお考えは一〇〇％実現の可能性があります。私が東京に帰ったのち御援助をいたしましょうと発言⑤④し、古屋野学長（写真1-14）と共に十月二日に上京していった。

古屋野学長は二週間近く東京で各所と折衝し、大村に戻ってきた。予想外に長期間の滞在の原因となったのは、（中略）文部省は大いに賛成したが、残存海軍の医務局が反対し、外務省の終戦連絡委員を味方にして古屋野学長の願いをマッカーサー司令部に取次がないのみか、陸海軍病院施設は全部厚生省の援護局に移管するという、あらかじめ軍部医務局で考え出した線で押し切られ、結局現地で解決せよとのこととなったという。そこで佐世保鎮守府に立寄られたが、佐世保鎮守府司令長官は長崎医科大学の大村海軍病院移管を聞き入れないのみならず、デイクソン中佐に面談するように取計らってくれと頼んでも応じなかったそうだ。

とする惨憺たる結果⑤⑤であったためであった。

しかし長崎の進駐軍側はこうした日本側の動きに対して反発し、長崎医大を大村海軍病院に移管すべく奔走した。



写真1-14 古屋野宏平長崎医科大学長

（長崎大学三十五年史刊行委員会編『長崎大学三十五年史』長崎大学 1984年から）

このような事態に辟易していた部分もあり、また予備役編入・病院長罷免の辞令も受けていた泰山病院長は大村を去ることとし、十月三十日早朝大村を離れ、郷里の愛媛県大洲町（現・大洲市）へと帰郷⁵⁶していった。

この後も日本側と進駐軍側の折衝は続けられたが、一向に進展しない事態にいらだっていた長崎の現地進駐軍側は、泰山元病院長に対して再び大村に来るよう、十一月十八日付のホーン軍政官の手紙を使って依頼⁵⁷した。

こうして十二月十四日に再び大村に至った泰山元病院長は直ちに情報収集を開始し、自分が大村を去った後、

（中略）旧陸海軍の病院は、援護局という厚生省の一局に移管し、この大村海軍病院も近く国立大村病院となり、同じ大村に在る大村陸軍病院は国立長崎病院と名を改むることになり、元軍医や薬剤官は厚生技官となるとのことであった。

との情報⁵⁸や、協議によって大村病院の二分の一を長崎医科大学が利用することとなった情報⁵⁹を入手した。

ただ、大村病院内で長崎医科大学が利用を許された施設の状況は、

（中略）廃兵の授産場と呼吸器病棟を含む数棟の建物で、手術室やレントゲン室、病理検査室などの医療や医育に必要な機関は全く大学側が使用出来ないことになる。この計画の下に、古屋野教授以下の教授や生残りの学生は押しこまれながら原爆患者の治療をしていられた。

という悲惨なもの⁶⁰であった。泰山元病院長はこうした長崎医大の大村病院閉め出しの状況を憂慮し、すぐにホーン軍政官を訪問し、状況の報告を行った。

しかし、この時、長崎医大の移管問題よりも大きな問題が長崎の現地進駐軍内で持ち上がっていた。その問題とは、「重症患者を収容する一人部屋の小室には、殆ど数病棟にわたり治療品が完全に梱包されて山と積み重ねて⁶¹」あるという医療品の隠匿事件の発覚であった。これを契機として大村病院は、

（中略）進駐軍に接収された特殊事情の病院となり、厚生省管下の国立大村病院でありながら、その運営は、暫定的に泰山弘道氏を医院長とした長崎医科大学の手に一定期間ゆだねられることになる。

という特殊な経緯⑥2をたどることとなった。

これ以後、大村病院への長崎医大移管問題はGHQ主導で進められ、同年四月十五日に大村病院を訪問した総司令部のサムス大佐により数年内の医大復興に向けた予算編成の約定⑥3がなされることとなった。しかし、それまでの仮教室としての場所は厚生省以下日本側が主張していた諫早の海軍病院が割り当てられ、山口市長や泰山元病院長らが主張していた大村病院（元大村海軍病院）とする意見は退けられることとなった。

このような山口市長による動きは、軍都として官民挙げて開発を推進していた大村市政にとって軍との関わりを薄め、軍が解体された今後を見据えて諸学校を誘致（原爆投下による予想外の事実もあったが）することで教育都市へと脱皮することを模索していたことをうかがわせるものであり、この後の「学園都市構想」ともつながるものであると推測される。

最後に大きな軍関係施設として大村連隊敷地が存在する。これについても一次史料は存在せず、各種書籍が存在するだけであるが、大村海軍航空隊用地や第二十一海軍航空廠用地とも関わり、複雑に学校施設が移転などを繰り返している。そこで年表（表1-6）にして簡潔に記したい。



写真1-15 師範学校として利用された建物（陸上自衛隊大村駐屯地内）

表1-6 大村市内の軍所有地変遷年表(64)

年月日	事柄	年月日	事柄
昭和二十年十月	原爆被害に伴い、長崎師範学校男子部、第二十一海軍航空廠工員養成所に移転(女子部は既に下久原に存在)	昭和二十五年五月	長崎大学長崎青年師範学校、水産学部と共に佐世保市に移転
十月十四日	長崎師範学校男子部、歩兵第四十六連隊跡地に移転(工員養成所は長崎工業学校に譲る)	同月	長崎大学大村一般教養部、長崎一般教養部を統合し、長崎大学大村分校設置
十月二十二日	長崎師範学校男子部、進駐軍から二十四時間以内の退去を命令され、植松工員寄宿舎に移転	昭和二十六年三月	長崎師範学校、長崎青年師範学校などが廃止される
昭和二十二年二月	長崎師範学校男子部、郡川工員寄宿舎などに師範学校本部と共に移転	昭和二十八年三月	長崎大学学芸学部、長崎市に移転(写真1-16)
十二月	長崎師範学校男子部、進駐軍退去に伴い、歩兵第四十六連隊跡地に再移転(写真1-15)	昭和二十九年四月	長崎大学大村分校を長崎大学分校と改称
昭和二十二年七月	長崎青年師範学校女子部、植松工員寄宿舎に移転	昭和二十九年四月	長崎大学分校廃止
昭和二十三年三月	長崎青年師範学校、旧大村海軍航空隊跡地に移転		
四月	長崎青年師範学校、水産科を再設置(戦時中に同校名になる前までは設置していた)		
昭和二十四年五月	国立学校設置法の施行により、長崎医科大学、長崎青年師範学校、長崎師範学校などを包含して新制長崎大学が発定。 ※これにより長崎師範学校男子部校地に長崎大学学芸学部教育部(写真1-16)が、女子部校地に同学芸学部教養部が設置され、長崎青年師範学校は長崎大学長崎青年師範学校となり、同校地には水産学部事務所が設置される。		

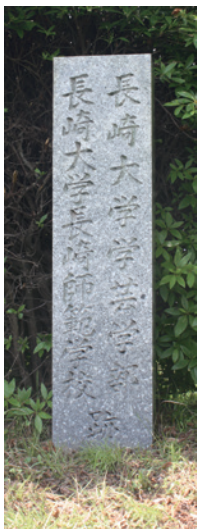


写真1-16 長崎大学学芸学部、長崎大学長崎師範学校跡石碑 (陸上自衛隊大村駐屯地内)

以上が大村連隊を中心とした軍関係施設への学校移転の動きである。こうした長崎市への原爆投下に伴い、多くの学校が大村市に移転をする一方、山口市長の動きに見られるように大学を大村市の中核施設にしようとしていた過程を見ることができるといえる。

この山口市長の構想は前述したように大村市における「学園都市構想」としてこの後も継承された。このことは山口市長の後を受けた柳原敏一市長による昭和二十七年（一九五二）一月二十五日の『市政だより』における「市民の皆さんへ」の中の「学園都市としての構想を進め(65)」との一文からうかがうことができる。

（徳永武将）

註

- (1) (2) 年表については、アジア歴史資料センターインターネットサイト中の「アジア歴グロッサリー」、テーマ別検索「公文書に見る『終戦』」サイト中の年表(<https://www.jacar.go.jp/glossary/fukuin-hikage/table/history.html>)平成二十八年三月閲覧。引揚援護庁長官官房総務課記録係編『引揚援護の記録』（引揚援護庁 一九五〇）の中の年表を参照した。
- (3) 「21空廠機密第3022号 廠外施設民間移譲の件 照会」（防衛省防衛研究所所蔵 ①中央―引渡目録―289）参照。
- (4) 前掲註（3）
- (5) 「21空廠機密第3027号 廠外施設民間移譲の件 照会」（防衛省防衛研究所所蔵 ①中央―引渡目録―289）
- (6) 栗屋憲太郎・川島高峰編集・解説『国際検察局押収重要文書① 敗戦時全国治安情報』第七卷（日本図書センター 一九九四）一八四～一八頁参照。
- (7) (8) 前掲註（6）（7）一九〇～一頁、（8）一九六～七頁
- (9) 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（厚生省 一九七七） 一五〇頁
- (10) (19) 前掲註（9）（14）（16）二五一頁参照、（17）二五一～二頁参照、（18）（19）二五三頁参照。
- (20) 前掲註（14）

- ②① 前掲註(18)
 前掲註(14)
 ②② 前掲註(18)
 ②③、②④ 前掲註(18)
 ②⑤ 前掲註(14) 参照。
 ②⑥、②⑦ 前掲註(9) 一五二頁参照。
 ②⑧ 法務省「大村入国者收容所編」「大村入国者收容所二十年史」(法務省大村入国者收容所 一九七〇) 一頁。ただし、本文内の下線部は本文では「斜尾」となっているが、針尾の誤植である。
 ②⑨、③① 前掲註(26)
 ③② 前掲註(28)
 ③③ 「21空廠機密第3022号 廠外施設民間移譲の件 照会」(防衛省防衛研究所蔵 ①中央—引渡目録—285)
 ③④ 前掲註(33) 及び「21空廠機密第3237号 廠外施設民間移譲の件 照会」(防衛省防衛研究所蔵 ①中央—引渡目録—285)、
 「21空廠機密第3210号 廠外施設民間移譲の件 照会」(防衛省防衛研究所蔵 ①中央—引渡目録—285) 参照。
 ③⑤ 「航本第2775号 航空関係工作庁転換調書の件 送付」(防衛省防衛研究所蔵 ①中央—引渡目録—285) 参照。
 ③⑥ 前掲註(35) 参照。
 ③⑦ 「軍務1第266号 海軍航空隊飛行場及海軍官有地等の農耕地転用に關する件 照会」(防衛省防衛研究所蔵 ①中央—引渡目録—285)
 ③⑧ 開墾記念碑(大村市富の原二丁目公民館前) 碑文
 ③⑨ 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五) 昭和二十年十月一日付記事参照。
 ④① 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五) 昭和二十年十月五日付記事参照。
 ④②、④③ 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五) 昭和二十年十一月八日付記事参照。
 ④④ 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五) 昭和二十年十月二日付記事
 ④⑤ 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』(長崎日日新聞社 一九五三) 昭和二十八年十二月五日付記事
 ④⑥ 「工員住宅払下げ関係史料」(個人蔵) 参照。
 ④⑦ 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五) 昭和二十年十一月二十四日付記事

- (48) ～ (50) 「病院施設等返還斡旋方の件依頼」(防衛省防衛研究所所蔵 ①中央―引渡目録―285)
- (51) 泰山弘道『長崎原爆の記録』(あゆみ出版 一九八四) 一二六頁
- (52) ～ (63) 前掲註(51) (53) 一二七～九頁参照、(54) 一三三頁、(55) 一三五頁、(56) 一四七～九頁参照、(57) 一五一頁参照、(58) 一五二頁、(59) 一五三頁、(60) 一五五頁、(61) 一五六頁、(62) 一五六頁、(63) 一五六頁参照。
- (64) 年表については、長崎大学ホームページ「大学沿革(PDFファイル)」(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/outline/file/jos.pdf>) 平成二十八年三月閲覧、長崎県教育委員会編『長崎県教育史』(長崎県教育委員会 一九七六)、長崎大学三十五年史刊行委員会編集室編『長崎大学三十五年史』(長崎大学 一九八四)、長崎被爆祈念誌刊行会編『原爆記 長崎師範学校男子部被爆三十周年祈念』(長崎被爆祈念誌刊行会 一九七五)、創立二二〇周年記念誌編集委員会編『未来へ 長崎大学教育学部創立二二〇周年記念誌』(長崎大学教育学部 二〇〇五)といった書籍を参照した。
- (65) 大村市編『市政だより』昭和二十七年一月号(大村市 一九五二)

参考文献

- 長崎県警察史編集委員会編『長崎県警察史』下巻(長崎県警察本部 一九七九)
- 厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』(厚生省 一九五五)
- 厚生省引揚援護局総務課記録係編『続々・引揚援護の記録』(厚生省 一九六三)
- 『出入国管理のしおり』(入国者収容所大村入国管理センター提供資料)
- 法務省入国管理局編『出入国管理行政発足30周年記念パンフレット』(入国者収容所大村入国管理センター提供資料)
- 大村入国者収容所編『昭和五十五年十月一日 収容所のしおり』(入国者収容所大村入国管理センター提供資料)
- 『特集・大村収容所の20年』(朝日新聞社編『朝日ジャーナル』第六七九(第14巻11)号(一九七二年三月十七日号) 朝日新聞社 一九七二)
- 岡 正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』(大村収容所と朝鮮人被爆者)刊行委員会 一九八二)
- 国立大村病院庶務課長木下吉雄編『国立大村病院25周年記念誌』(国立大村病院院長横内寛 一九七二)
- 竹松を語る会編『むかしの竹松』(竹松を語る会 一九九七)

第三節 援護事務

敗戦に伴い、その終戦時の混乱、軍関係施設の民間移譲など、これまで見てきたように日本各地で大きな変化が起った。

特に昭和天皇がボツダム宣言受諾を国民に訴えた玉音放送の中で「帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉ジ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セバ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタルモノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ」と言っているように、日本国民の多くが国内外で大きな傷を負った現状から考えれば、彼らに対する補償などを行うことも戦後処理の一つとして重要事項となっていた。

これらのことは引揚げ・復員事業と関連し、彼らに対する援護事務制度の創設、拡充もまた必須の事案となっていた。大村市でも太平洋戦争中に、

軍人・軍属

陸軍 一二三四名

海軍 五一六名

準軍属

陸軍 一名

海軍 九二名

という数の戦没者①を出しているが、これ以外にも外地で終戦を迎えた者、空襲などで被害を被った者、家族を亡くした者など枚挙にいとまがない（写真1-17）。

これら被害者や戦死者などの援護事務事業は進駐軍との間で折衝を重ねつつ、整備・拡充・新設される経緯をたどっている。



写真1-17 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

そこで、本節ではまず、そうした援護事務について簡潔に論じ、戦後日本で推進された援護事務事業を総括することとで、日本が国として彼らにどのように報いたか、また原子爆弾を投下された長崎県を含む被爆者への援護事業を述べることで戦後処理の一端を垣間見たい。

ただ、これら援護事務事業は長期にわたり、その制度も複雑化している部分もあるため、本節ではまず年表（表1-7）を提示し、そのうえで大村市と関係ある部分を部分的に取り上げることとする。

表1-7 援護事務事業関係年表（2）

年月日	事柄	年月日	事柄
昭和二十一年二月一日	軍人恩給廃止	昭和二十九年六月三十日	恩給法の一部を改正する法律の公布
昭和二十一年十一月十五日	未復員者給与法発布	昭和三十年八月十日	戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の公布
昭和二十三年十二月二十九日	特別未帰還者給与法公布	昭和三十一年十一月二十日	旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の公布
同日	未復員者給与法一部改正（災害給与が新設され、国立病院入院中の傷病兵に対する医療給付等開始）	昭和三十二年五月十七日	引揚者給付金等支給法の公布
昭和二十七年四月三十日	戦傷病者戦没者遺族等援護法公布	昭和三十四年三月二日	未帰還者に関する特別措置法公布
六月十六日	衆議院、海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議を採択	昭和三十八年三月三十一日	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法公布
十月二十三日	米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件、閣議了解	七月十二日	生存者、叙勲の開始について閣議決定
	※これ以降、戦没者の遺骨収集作業が開始される（現在はDNA鑑定などで故人を特定する動きも活発化しており、無縁仏として千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨しないケースも存在する）	同日	勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例について閣議決定
		八月三日	戦傷病者特別援護法公布
		昭和三十九年一月七日	戦没者の叙位及び叙勲について閣議決定
		昭和四十年六月一日	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（たらいきん）支給法の公布
昭和二十八年八月一日	未帰還者留守家族等救護法公布	昭和四十一年七月一日	戦傷病者の妻等に対する特別給付金支給法の公布
同日	軍人恩給復元		

年月日	事柄	年月日	事柄
昭和四十二年一月十八日	旧勲章年金受給者に関する特別措置法公布	九月十一日	援護業務巡回相談開始(県下三五カ所。以後、平成七年まで箇所数は減少しつつも毎年実施)
七月十四日	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の公布		
八月一日	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の公布	昭和六十二年五月十八日	平和祈念事業特別基金等に関する法律成立
昭和四十三年九月一日	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行(写真118)	七月二日	認可法人平和祈念事業特別基金発足
昭和五十年六月～十月	援護事務巡回相談実施(県下一七会場)	八月二日	戦後強制抑留者に対する慰労品及び慰労金の請求書受付開始
七月二十三日	市町村援護事務担当者会議開催(長崎市)	平成元年九月一日	恩給欠格者に対する書状等贈呈事業開始
昭和五十一年六月三日	普通扶助料に寡婦加算制度の創設	平成二年十月二十一日	恩給欠格者に対する慰籍事業開始
同日	恩給法等の一部を改正する法律の公布	平成三年九月一日	引揚者に対する書状贈呈事業開始
昭和五十三年五月三十一日	断続実在職年三年以上の旧軍人等に対する一時金支給(十月から)	平成五年三月三十一日	戦後強制抑留者慰労品等贈呈事業に係る請求期限到来
昭和五十六年五月十九日	旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の支給を総務庁総務長官が決定	平成六年八月三十日	市町村援護業務担当者会議開催(長崎県農協会館)
昭和五十七年九月一日	中国引揚者一時訓練施設「花丘寮」開設(長崎市)	平成七年四月一日	恩給欠格者に対する書状、銀杯贈呈事業の資格要件の緩和開始
昭和六十年四月一日	厚生省、中国帰国孤児定着促進対策室設置 厚生省、身元未判明孤児身元引受人制度開始	六月二十一日	市町村援護業務担当者会議開催(市町村会館)
四月十日	総務庁、内閣総理大臣官房特別基金検討調査室設置	七月一日	傷病賜金(目近)の支給要件の緩和決定
八月二十一日	市町村援護事務担当者会議開催	同日	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び同法施行令施行
		平成二十二年六月十六日	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法シベリア特措法公布施行

以上が戦後における援護事務の概略を記した年表であるが、現在に至るまで毎年のように何らかの改正や新規の弔慰金なども創設されている。

ただ、注意しなければならないのはこうした戦没者等の遺族に対する弔慰金・給付金などは記名国債として手渡さ

れており、引揚者国庫債券（写真1-19）、特別給付金国庫債券、特別弔慰金国庫債券、遺族国庫債券（写真1-20）といった具合である。これらの手続は各地の市町村が担当し、それぞれ福祉課や社会福祉協議会といった担当部署がこれに当たっている。

また、こうした弔慰金、給付金を受けるに当たり、当該人の軍歴を証明する作業も厚生労働省や都道府県庁が実施（陸軍は都道府県庁、海軍は厚生労働省）し、軍歴証明書を発行するなどしてこうした事業への後押しを行っている。これらの動きは長崎県、ひいては大村市でも顕著であり、市広報などを通じて関係者への周知を行うとともに、戦後は戦死者などへの慰霊祭も連続して実施するなど、国が推進する援護事務事業への取組を行っている。

更に大村市では、前述した昭和三十八年（一九六三）七月十二日及び翌年一月七日の勲章、記章、褒章などの授与に関わる閣議決定に基づき、戦没した軍人・軍属などで勲



写真1-18 被爆者健康手帳（個人蔵）



写真1-19 引揚者国庫債券
（福岡県福津市 平和祈念戦史資料館設立準備室所蔵）



写真1-20 遺族国庫債券
（福岡県福津市 平和祈念戦史資料館設立準備室所蔵）

章又は勲記の未伝達・未行賞者を対象とした戦没者叙勲、昭和十五年（一九四〇）～昭和二十一年（一九四六）四月までの間に定例叙勲の発令が行われながらも勲章・勲記が未伝達の者を対象とした叙勲が実施されている。この決定に基づいて大村市でも、

瑞宝章

勲八等瑞宝章	一五二個
勲七等瑞宝章	六三個
勲六等瑞宝章	二二個
勲五等瑞宝章	四個

旭日章

勲八等白色桐葉章	九三〇個
勲七等青色桐葉章	三七三個
勲六等单光旭日章	九四個
勲五等双光旭日章	二三個
勲四等旭日小綬章	八個
勲三等旭日中綬章	三個

といった叙勲③が実施されている。

（徳永武将）

註

(1) 長崎県提供資料。ただし、この数字は平成七年（一九九五）十二月時点のもの。

(2) 本年表については、長崎県編『援護のあゆみ（戦後50周年）』（長崎県 一九九六）、軍恩連盟全国連合会会長海老原義彦編『百万人の復権大行進―軍恩運動の歴史―』（ぎょうせい 二〇〇九）、厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史（資料編）』（財団法人厚生問題研究会 一九八八）、長崎県原爆被爆者援護課編『長崎被爆者対策事業概要（平成26年度）』（長崎県原爆被爆者援護課 二〇一四）などの書籍を参照して作成した。

(3) 前掲註（1）

参考文献

厚生労働省公式ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）平成二十八年三月閲覧
財務省公式ホームページ（<http://www.mof.go.jp/>）平成二十八年三月閲覧
厚生省援護局編『引揚げと援護二十年の歩み』（厚生省 一九七七）
引揚げ援護庁長官官房総務課記録係編『引揚げ援護の記録』（引揚げ援護庁 一九五〇）
厚生省引揚げ援護局総務課記録係編『続・引揚げ援護の記録』（厚生省 一九五五）
厚生省引揚げ援護局総務課記録係編『続々・引揚げ援護の記録』（厚生省 一九六三）
北茂安町史編集委員会編『北茂安町史』（北茂安町 二〇〇五）

第四節 大村への進駐

終戦による一部混乱は玉音放送前後に各地で見られたが、八月二十二日には終戦に反対していた厚木海軍航空隊の一件も解決の目途がつき、日本国内では連合軍の進駐、降伏文書への調印への準備が開始された。

しかし、国内ではこれまで徹底して連合国、とりわけアメリカなど連合国への敵愾心^{てきがしん}を煽り、戦意高揚を目指し、国民に対して戦果を過大に伝えるなどしていたことから、厚木海軍航空隊のような組織的な反抗はなくとも個別な抵

抗、混乱は容易に想像できる状態であった。そこで政府や各都道府県などは玉音放送後から新聞紙上などで、

(中略) 郷土九州にも近日来駐するものと思はれるが九州人として心掛くべきは態度、服装などもキチンと正し、また全ての受入姿勢を整へ特に女子は外容、精神とも隙間なく己れを持し、この非常事態に遺憾なき心構へと身辺の処理を急ぐことが肝要である^(引用ママ)また相手方とは言語風習など相違するため意思の疎通を欠く、徒らな紛争など惹起せざるやう心掛けることも大切である。(後略)

といった文章①を掲載し、国民への軽挙妄動を慎むべきことを訴えている。

こうした一般国民、軍関係者への戒め、玉音放送の放送前後に勃発した陸海軍の騒動の再発防止に目を光らせる一方、

昭和二十年八月二十二日閣議決定

終戦処理会議設置ノ件

第一、終戦ニ関スル重要ナル事項ヲ審議スル為メ終戦処理会議ヲ設置ス

第二、終戦処理会議ハ左ニ依リ構成ス

内閣総理大臣

外務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

近衛国務大臣

参謀総長

軍令部総長

幹事 内閣書記官長

但シ審議事項ノ性質ニ応ジ全構成員ニ依ル審議ヲ要セザルコトトス尚ホ必要ニ応ジ上記大臣以外ノ各大臣ヲ出席セシム

といった政府中央における終戦処理会議②や、その下部組織としての、

昭和二十年八月二十二日閣議決定

大本営及政府終戦事務連絡委員会設置ノ件

終戦事務ヲ正確且ツ迅速ニ実施勵行スル為メ大本営及政府ノ連絡機関トシテ左記ニ依リ終戦処理会議ノ下ニ終戦事務連絡委員会ヲ設置ス

左 記

一、終戦処理会議ノ下ニ終戦事務連絡委員会ヲ置ク

二、終戦事務連絡委員会ハ左ノ事務ヲ行フ

停戦協定事項ヲ正確ニ実施スル為右事項ニ関スル大本営及政府各機関ノ分担事務ノ確定及之カ実施促進ニ関スル事項

三、前項以外ノ細部ハ別ニ之ヲ定ムルモ事実上即刻之カ事務ヲ執行ス

大本営及政府終戦事務連絡委員会③の設置が閣議決定されている。

この閣議決定に基づき、昭和二十年（一九四五）八月二十二日に前出の終戦処理会議とともに、終戦事務連絡委員会、対外措置委員会が設置され、八月二十六日には終戦連絡中央事務局が設立④された。この終戦連絡中央事務局は設立の翌日に連合国軍総司令部に対して、

日本政府発連合国最高司令部宛

第五七号（八月二七日）

貴司令部要求文書第三号別紙甲中ニ規定セラレアル中央機関樹立セラレ連絡中央事務局ノ名称ノ下ニ活動ヲ開始スル事トナレリ。

事務局ニ関連シ次ノ任命行ハレタリ

長官 岡崎 勝男

部長 成田 勝四郎

竹内 龍次

太田 三郎

倭島 英二

新事務局ハ次ノ事ヲ管掌ス

1、総務

2、軍事、政治其ノ他右ニ関連アル事項

3、賠償、経済的調整、連合軍ニ対スル施設及通信便宜供与

4、俘虜抑留者ニ関スル事項

との文書(5)を通過している。

これ以後、同事務局及びその下部機関であり、京都・横浜・横須賀・札幌・仙台・佐世保・大阪・呉・鹿屋・福岡・松山・名古屋・館山・和歌山に設置された終戦連絡地方事務局(6)を通じて連合国側との折衝が行われ、進駐に対する諸連絡・協議が実施されていた。

このような日本側による進駐軍との連絡体制の整備とともに、昭和二十年(一九四五)八月二十八日に厚木海軍飛行場にランチ大佐率いる一五〇人が先遣部隊として到着(7)した。八月三十日には連合国軍最高司令官としてダグラス・マッカーサー陸軍元帥が厚木海軍飛行場に降り立ち、九月二日、東京湾上の米戦艦・ミズーリ号の艦上で連合国

側との降伏文書の調印式が挙行されるなど、日本本土の占領、それに伴う進駐が徐々に具体性を帯びるに至った。

これら中央の動きはいわば国際情勢に伴う日本側への配慮を必要としないものであり、日本側にとつては受動的な状態にあった。そのため、進駐が予想される地方では、中央の情報、進駐の情報が入らず、事務手続その他で情報が錯綜する事態に陥っていた。

これらを解消するため、九州において八月二十八日に西部軍（陸軍）、佐世保鎮守府（海軍）、地方総監府（内務省）の主導によって来駐軍折衝委員会が組織され、串良（鹿児島）に折衝班本部が、都城（宮崎県）に折衝班連絡事務所が開設^⑧され、独自の動きが開始されるなどしていた。

ただ、この委員会は中央の意向で設置されたものではなく、あくまで現地部隊が必要に応じて緊急的に開設したもので、新聞取材に対して西部軍兼第十六方面軍参謀副長・友森清晴陸軍大佐の

折衝準備委員は公式のものではなく、中央の指示によつてこのうちから若干名が正式の連絡委員となるのである、連絡委員の任務は中央からの指示事項の具体化および連合国側の要求と現地の実情を睨み合せその意義をはかるものである（以下略）

とのコメント^⑨を發表していることからうかがうことができる。

日本側による進駐軍受け入れ及び連絡体制が整うにしたがい、連合軍側による進駐も徐々に進んでいった。しかし、この進駐に関しては全国的な部分、例えば総司令部の開設や日本本土の占領方針といった大きな部分については一次史料など多くが存在するが、地方への進駐、例えば九州や長崎といった地方への進駐に関しては一次史料が乏しく、詳細なものとしては現状では新聞紙面のみしか発見できなかった。そこで以降は、年表形式で長崎及び大村への進駐を紹介する。

表1-8 長崎県及び大村方面進駐関係年表(10)

※全て昭和二十年(一九四五)の事案

事 案		事 案	
月 日		月 日	
九月十日	米第五艦隊司令官、南西海面掃海作業終了後に佐世保に入港し、その後に各地域に進駐を開始することを通告	九月二十日	ウード中将以下、進駐軍先遣隊一五〇人大村飛行場に到着し、飛行場地区の接収を開始
同日	終戦連絡事務局改組拡充	九月二十二日	連合軍、佐世保市に上陸し同市への進駐を開始
九月十六日	長崎県警備隊、大村地区への連合軍先遣隊進駐に対する準備として隊員を派遣	九月二十三日	連合軍二万二〇〇〇人を乗せた輸送船、長崎に入港(上陸後、長崎市及び一部は諫早市に進駐)
同日	連合軍進駐部隊先遣隊、長崎到着		
九月十九日	スミス大佐以下一〇〇人の連合国先遣隊、大村飛行場に到着し、進駐開始	九月二十八日	日本政府、地方総監府を廃止し、地方行政事務局を設置することを決定

以上が連合国(主として米軍)による長崎及び大村への進駐の様子(表1-8)である(写真1-21)。このような全国各地への進駐が完了し、日本全体が占領下に置かれると占領軍による占領政策も本格化し、財閥解体、農地解放、戦犯追迫、教育改革、憲法改正など各種分野の民主化政策、昭和天皇の人間宣言など、新たな価値観の創造が実施された。

これら連合国による一連の改革は昭和二十六年(一九五一)九月八日のサンフランシスコ講和条約への調印、翌昭和二十七年(一九五二)四月二十八日の同条約発効に伴う日本の主権回復まで続いた。ただし、未だ奄美群島、小笠原諸島、琉球諸島の主権は回復しておらず、それらを回復するには昭和二十八年(一九五三)の奄美群島、昭和四十三年(一九六八)の小笠原諸島、昭和四十七年(一九七二)の琉球諸島(沖縄)の返還まで時間を要することとなる。

しかし、二十年九月以降の連合軍による進駐の完了、進駐軍による占領政策の開始は大村市でも様々な事態を招来することとなった。例えば、

大村市の交通禁止(11)

大村郵便局前から二十一空廠物資部正門までの道路、物資部正門から大村市街に向かう新街道を十月十一日午前八時から一般人の通行を禁止

夜間通行制限 ⑫

連合軍進駐地の一般市民に対して十月十五日から夜間午後九時から翌朝午前五時までの通行禁止を連合軍軍政部が命令（ただし、禁止時間に外出通行を要する者は所轄警察署長から「外出禁止時間通行証」の交付を受ける必要がある）

といったように大村市では通行禁止（大村市のみ）、夜間外出禁止（長崎市、諫早市、大村市、西彼杵郡深堀村）といった禁止事項が連合軍軍政部から通達され、戦争時と同様の制限された生活が続いていた。

この一方で、進駐軍側と市民との交流も実施され、市民側も積極的に進駐軍側と関わろうとしていたことが、

雨天のため延期となつてゐた大村地区進駐軍の将兵の外出は十二、十三の両日に互り許可された、地元大村市では本土進駐以来初の外出なので彼等を歓待するため西大村の有明商会と市役所階上の二ヶ所に記念バザーを設け、さらに中央映画館には演技の手踊などを催して心からなる慰安を与へた、第一日は将兵三百五十名が十六組に分れ、各組毎に大村中学上級生が二三名づ、付添つて案内役となり正午本隊を出発海岸通りの新国道を通過して大村神社に向ひ、旧城跡や秋葉落る大村公園を遊覧し、それより女子師範、大村高女を見学国民学校児童の遊戯などを参観した後、大村市内を見物して、市役所階上のバザーに臨み綺麗に陳列された出品物に目を驚かせ、日本人形や日傘、扇子などお土産品を沢山買込み、喜々として中央館に至り大村演技の手踊に見とれ、日本趣味豊かな



写真1-21 長崎県出島岸壁における米軍進駐部隊
（『長崎新聞』昭和20年9月28日付記事から）
（長崎新聞社提供）

情緒を満喫して兵士は午後六時、将校は同十時までに原隊に帰つた

との新聞記事(13)から見てとれる。

これらの一方で、新聞には進駐軍側と大村の大工・左官などの間で左記のようなトラブル事案が掲載されている。そのトラブルとは、

大村地区進駐軍の要請により一般労務者及び大工、左官、ペンキ職等の特殊技能を有する者を募集し毎日作業に従事せしめてゐるが(中略)大工、左官、ペンキ職等の特殊技能者は闇賃金が行はれないため出動者少なく百五十名の応募に対し五十名にも達せざる状態にあり、かくては進駐軍に対する協力行為を欠き且つ先方の感情面白からざる結果を生ずるので大村警察署では三十日高田署長より前記各技能者に対し市内民間の作業出動は当分中止せしめ進駐軍側に出動する様厳達する処があつた(以下略)

というもの(14)であり、細かな部分ではあるが、進駐軍側と市民間での摩擦が生じ得るような事態に行政側がある程度の配慮をしていた事実が理解できる。

こうして全国に連合軍が進駐し、民主化政策の推進を含むこれまでの市民生活を一新させる各種改革を推進していくこととなる。これについては各分野における政策ともリンクしていくため、ここでは省略する。

(徳永武将)

註

- (1) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五)昭和二十年八月十七日付記事
- (2) 「ボツダム宣言受諾関係 一件 第三卷」(外務省外交資料館所蔵 A1.O.O.1)
- (3) 前掲註(2)
- (4) アジア歴史資料センターインターネットサイト中の「アジア歴グロッサリー」、テーマ別検索『公文書に見る「終戦」』サイト中の年表(<https://www.jacar.go.jp/glossary/fukuin-hikiage/table/history.html>)参照。平成二十八年三月閲覧。

- (5) 「ボツダム宣言受諾関係 一件 前後措置及び各地状況関係 第一卷」(外務省外交資料館所蔵 A1.0.0.1-2)
- (6) 前掲註(2)及び(5)、西日本新聞社編『西日本新聞』(西日本新聞社 一九四五)昭和二十年九月十八日付記事などを参照。
- (7) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五)昭和二十年八月二十九日付記事参照。
- (8)、(9) 前掲註(7)
- (10) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五)昭和二十年九月十一、十七、十八、二十一、二十三、二十四日付記事、西日本新聞社編『西日本新聞』(西日本新聞社 一九四五)昭和二十年九月二十九日付記事参照。
- (11) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五)昭和二十年十月十二日付記事参照。
- (12) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五)昭和二十年十月十五日付記事参照。
- (13) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五)昭和二十年十月十四日付記事
- (14) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九四五)昭和二十年十一月三日付記事

参考文献

- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六、七、十三卷(吉川弘文館 一九八五、六、九二)
- 「外務省外交資料館所蔵資料」
- 「国立公文書館所蔵史料」
- 「日本占領関係史料」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- 「連合国最高司令官総司令部法務局文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- 「極東軍総司令部法務部文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)

第五節 戦後改革と市政

山口尚章市政へ昭和二十二年（一九四六）七月、松本寅一市政第一・二期（昭和二十二年八月～二十三年（一九四八）十二月）

■ 一・終戦後の山口尚章市政へ昭和二十一年（一九四六）七月

一・太平洋戦争の終結

約三年と八ヵ月にわたった太平洋戦争は、昭和二十年（一九四五）に日本の敗戦で終わった。八月十四日に日本は武装解除、軍国主義の排除、戦争犯罪人の処罰、領土の限定（北海道から九州、その他諸小島）、連合国による日本占領、民主化、賠償責任、軍隊の無条件降伏①などが掲げられたポツダム宣言を受諾した。翌十五日には昭和天皇が音読した終戦の詔書がラジオで放送された。国民はこの玉音放送で終戦を知り、大村市内でも家庭用ラジオ、軍施設、海軍病院などで傾聴された。放送は漢文調で内容が難しく、送電状況もよくなかったことから、中には本土決戦の覚悟を訴える放送だと誤解した市民もいたようである②。九月二日には、米艦ミズーリ号上で重光葵外務大臣と梅津美治郎参謀総長が降伏文書に調印した。

二・終戦後の混乱

太平洋戦争は日本に未曾有の被害をもたらした。日中戦争以降の戦没者は兵員だけで約二三〇万人、民間人は約八〇万人③であり、国土への空襲は女性、高齢者、子供の命と住む家を奪った。親を失った子供の多くが戦災孤児となった。国外には植民地、占領地に約六六〇万人④の日本人が生活していたが、日本への引揚げは困難が伴い、途上病気で倒れ、亡くなる者も多かった。

日中戦争と太平洋戦争においては、二〇三六億三六三四万一〇〇〇円⑤の戦費が注ぎ込まれ、その額は日露戦争の一〇〇倍以上に上った。産業では軍需産業に重点が置かれ、輸入枠はその資材が優先され、他物資は統制され

た。そのため国内では、消費材の生産が低下し、日々の生活に必要な物は、供給元と配当先を毎年度「物資動員計画」で決定するようになった。食糧の増産にも力が入られたのは勿論であるが、必要な肥料が手に入らず、限界があった。日本は、戦前から食糧を自給していたが、不足分を台湾や朝鮮半島から米の移入又はインド、タイ、ビルマ（ミャンマー）からの外米輸入で賄っていた⑥ため、終戦でそれも不可能となった。戦時下において経済面では、戦時国債の大量発行と消費物資の不足が招いたインフレーションを抑制するため、物価が統制されていた。国民はそうした生活に弾力的に耐えていたが、「戦争遂行」という目的のため均衡を保っていた状況は終戦によって全てが停止したのである。

国際社会では、大戦の戦後処理を巡って超大国であるアメリカとソ連間で、資本主義と共産主義の思想の違いから対立が生じていた。また、大戦で疲弊したヨーロッパ諸国では、東ヨーロッパにおいて共産主義が急速に広がっていた。この対立は、両国が復興を支援した国々を巻き込み、東西に分かれた陣営が形成され、米ソ両国が直接軍事的衝突を起こさない「冷戦」構造が形成された。

終戦当時、大村市内には第二十一海軍航空廠、海軍航空隊など広大な面積を有する軍施設が活動を停止していた。また、海軍病院（後の国立病院）では、九日に投下された原子爆弾被災者の治療が続けられていた。そうした状況下、市制施行当初から継続して東彼杵郡出身の内務省で警察・内務部の部長を歴任した⑦初代山口尚章市長（写真①②）が復興に向けて大村市の市政を取り仕切った。

三、終戦後の山口市政の課題

終戦後の市政の課題は、進駐軍の受入れ態勢の準備、被災者の救援・物資配給の手配、軍解体による人口減少、市内に残された軍施設の今後の処理、であった。これらを詳述するには、終戦後の市政に関する史料が乏しいため、『長崎日日新聞』『長崎民友新聞』の記事を引用しながら探りたい。

進駐軍の受け入れについては、九月、連合軍の進駐に備えて、長崎・佐世保に警備隊が設置された。九月十五日



写真1-22 初代大村市長 山口尚章

の『長崎日日新聞』では、大村への佐世保連絡委員会の支部設置が報じられている。支部長に元第二十一海軍航空廠長の中村止、委員に山口市長が任命され、進駐軍との折衝に当たる(8)ことになった。そして九月十九日から二十日にかけて連合軍先遣隊が空路、大村飛行場に進駐した(9)。『大村市史』下巻によると、同月三十日、永野若松県知事・山口市長・高田常光警察署長(大村署)をはじめとした関係者が第二十一海軍航空廠工員養成所跡に集合し、終戦連絡委員会が開かれ、

△占領軍の進駐にともなって、その営舎となる空廠内外の清掃および修理(大工四十四人・左官その他三十人、人夫二百人が必要であり、地元から大工二十五人位は世話できる)△さしあたり占領軍で使用する営倉破損個所の修理のためブリッキ屋十人・ペンキ屋二十人が必要であること。賃金は平均十円として特配物資で抑えること。△慰安所の賃貸は月千円を要するが、これは県で支出すること。△娼妓の特配物資三十人分は石ケン・紙とすること。食糧は重労働者の配給とすることを考えること。△労働者には、地下足袋・カップを特配するよう考慮すること。△通訳は県の決定により最高三百円とすること(10)。

が打ち合わせられた。進駐に当たって市民の間では「婦女子は乱暴される」という風聞があったが、そうした事件・混乱は起こらなかった。

十月に、大村市役所では、平時の行政機構へ移行した。移行による分課の改正は部分的な記録のみであるが、戸籍兵事課は戸籍課、産業課は農林課、経済課は商工課、そして学務課・厚生課が学務厚生課となった。

戦災者の救援・物資配給の手配については、十月～十二月末まで『長崎日日新聞』から大村市に関する記事を抜き出すと表1-9のようになる。次に表1-10は、市制施行時から昭和二十一年(一九四六)までの人口変化を表している。大村市の人口は、昭和二十年十一月三十日に第二十一海軍航空廠が解体され、急激に減少したが、二十一年四

月には復員及び引揚げで五万二四七五人まで増加する。なお、同時点で人口の四〇割(二万一二三一人)が農家で、六〇割(二万一二三四四人)が非農家¹⁾であった。

四・学園都市構想の発案と山口市長の退任

軍施設の扱いについては、昭和二十一年(一九四六)の年頭に山口市長が語った大村再建構想が注目できる²⁾。

静かな環境の町は先づ学都としての出発が期待される。ガラン洞となった空廠関係の附属建物を数多く有することが資材沸底の折から学校誘置になよりの好条件である戦災で校舎を失った長崎工業はその設備を誇った空廠の工員養成所にそのまま引き移り師範入替へ問題で因縁の深い師範男子部も更に又純心高女も工員宿舎を仮住居として校舎を移し長崎医大の基礎医学部は海軍病院の一部□借受けた(中略)

既に陸軍病院は国立長崎病院と名称をかへて傷痍軍人や遺家族のために解放し海軍病院は国立大村病院の新しい看板で復員軍人の医療機関にあて海軍共済組合病院は日本医療団の大村病院となつて一般人を対象にし空廠工員の健民修練所は近く医療団の肝入りで理想的な伝染病院と結核療養所に鞍替へする、僅か五万たらずの小都市に国立二、準国立二の理想的な総合病院を有することは将来の大村建設に忘れてはならない条件の一つである。(中略)

積極的生産面の工業都市大村としての再出発は空廠の諸施設と職にあぶれた熟練工と多くの工員住宅を□へ合わせて当然考慮されねばならぬことであり市民有力者の間には既に工場誘致の運動をおこし一部には近々中に実現せんとしてゐるものもあるといふ、終戦の残骸となつた竹松西大村方面の工場施設はやがて大村の再出発を誓つて生産活動を開始する日は近い(中略)

※□は判読難の文字

原爆で被災し校舎難となった長崎工業高等学校、師範学校男子部(後の長崎大学学芸部)、純心高等女学校、長崎医大基礎医学部が応急的に大村市内に移転し、空き家となっていた軍施設は学校施設へ転用の道が開かれた。こ

表1-9 昭和20年 大村市関連 『長崎日日新聞』記事一覧

日付	見出し	記事内容要約
10月2日	臨時戦災復旧事務所	庁舎別館に臨時戦災復旧事務所を設置、戦災者の相談事務開始
	借家に朗報	戦災者又は強制疎開者で間借もしくは同居している借家希望者に対して、諏訪郷営団住宅の貸与を予定
10月8日	戦災者へ衣類配給	10月10～12日に戦災者救援のため、毛布、シャツ、地下足袋、布団表、作業衣などを無償配布。罹災証明書と家庭物資購入通帳を持参し、大村市役所まで
12月7日	戦災者へ払い下げ	特殊物件処理委員会、軍所有の物資・建物・用地の払い下げを主導。割り当て・配分を決定し、被服類の県内市町村戦災者へ割り当てが決まる
12月28日	農具や作業衣、地下足袋	軍払下げ物資第三回配分が決まり、大村市原口郷官舎その他106棟、大村坂口水揚唧箇所・坂口砲水池その他水道施設は大村市長への払い下げ決定

【註】『長崎日日新聞』の各日付記事から作成

表1-10 市制施行時から昭和27年までの人口変化

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)			備考
		総数	男	女	
昭和17年	8,371	55,901	29,347	26,554	
昭和18年	10,358	69,728	36,119	33,609	
昭和19年	10,364	62,931	33,227	29,704	
昭和20年	8,237	44,292	21,374	22,918	
昭和21年	10,056	52,475	25,423	27,052	昭21.4.26.人口調査
昭和22年	11,431	56,851	27,400	29,451	昭22.10.1.国勢調査
昭和23年	11,352	56,643	27,426	29,217	昭23.8.1.常住人口調査
昭和24年	11,515	56,877	27,534	29,343	
昭和25年	11,271	56,182	27,325	28,857	昭25.10.1.国勢調査
昭和26年	11,496	56,807	27,737	29,070	
昭和27年	11,419	56,329	27,423	28,906	昭27.8.31.現在(保安隊員を除く)

【註】大村市編『市制拾周年誌』昭和27年(大村市 1952)から

のような動きを得て大村の再建構
想として学校施設を市内へ誘致し
ようという学園都市構想が持ち上
がった。学校施設の移転は旧軍施
設の新たな活路であり、軍施設が
多かった佐世保市などでも同じよ
うな転用がされていた。山口市長
が語った学園都市構想は、その後
柳原敏一市政に受け継がれ、戦後
市政当初の主軸となる。また、同
様に後々まで大村再建の目標とし
て掲げられる工業都市大村の建設
は、当初は市民有力者の声と行動
によって端を発した点にも注目で
きる。

同年七月に山口市長は任期満了
となった。市制施行時から未曾有
の大戦、そして終戦という激動期
に市政を担った山口尚章は「戦時中
は色々面倒な問題もあったが一番

苦労したのは資材不足でした」¹³と語っている。なお、終戦後の山口市政期には、物不足の影響と復興資金に向けての通貨の増発から生じたインフレーションを抑制するため、国では金融緊急措置として昭和二十一年二月に金融緊急措置令・日本銀行券預入令・臨時財産調査令が公布、施行され、旧円を封鎖し新円が発行された。

■二、松本寅一市政第一・二期（昭和二十一年八月～二十三年（一九四八）十二月）

一、松本寅一の市長就任

山口市長の退任に伴い、次期市長について七月三日に大村市役所で市議会、町内会長を合わせた市長銓衡協議会が開催された。会では選挙権は満二〇歳以上、被選挙権は満三〇歳以上の男子のみに限ることと選出方法が公選で決定した。八日には市議会、各町内会から推薦された二名の委員で構成された選挙委員会において、八名の推薦候補者を決定した。即日辞退した者や自由立候補の届出もあり、最終的には松尾京一、松本寅一、末永清及び自由立候補の岩永忠作の四名で二十八日に公選が行われ、松本寅一が一万八四一票を獲得し、八月に



写真1-23 第2・3代市長 松本寅一

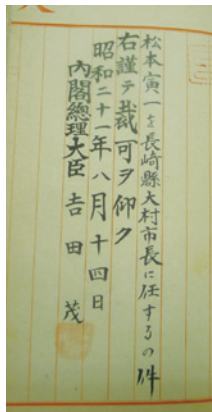


写真1-24 松本寅一
任免裁可書
(国立公文書館所蔵)

第二代市長に就任した¹⁴。松本市長（写真1-23）は、市内福重出身でアメリカ留学の経験から語学に堪能な人物であったため、市内軍施設の処理問題に際し、進駐軍との交渉役として期待も大きかったようである。任命時の構想として次のように語っている。

なすべきことは山程ある、しかし直接市民各層の人々に会つて最も緊急なものから実行する心気だ、配給機構については再検討を要する、大村市を工業都市とすることについては多少の腹案もある（中略）又市民に活気を持たせる一方市の繁栄策としてアメリカのダービーのやうな大競馬場を設けたいと考えてゐる（中略）

日本では昭和二十一年十月に復興金融金庫法が公布され、鉄鋼・石炭に重点を置く傾斜生産方式と合わせて日本の産業の本格的な立て直しが図られた。また、同年十一月には日本国憲法が公布され、翌二十二年五月に施行された。

一方、冷戦の対立が朝鮮半島と中国で表面化した。日本の占領から解放され、戦後に独立を約束されていた朝鮮半島は、アメリカとソ連の対立から南北分割占領され、分断されたまま昭和二十三年に南部が大韓民国として、北部が朝鮮民主主義人民共和国として成立した。中国では内戦が再び始まり、共産党が農民の支持を広げ、国民党と形勢が逆転した。こうした情勢を受けて、アメリカは日本の対日政策を非軍事化から国内警察の創設と増強、経済復興を優先する施策に方向転換した。日本を経済的に自立させ、共産主義又は全体主義の「防波堤」とするのが目的であった。昭和二十三年十二月には経済安定九原則が発表された。

松本市政第一・二期は、山口市政から継続して食糧の確保・生活物資の配給、軍施設・軍用地の開墾といった課題への対応と、新たに地方自治制度の確立、自治体警察の創設といった占領改革による変革も行われた。

二、食糧問題への対応と市民の奔走

昭和二十一年五月に配給遅延を抗議する食糧メーデーが東京の皇居前で行われた。戦後日本が直面した深刻な問題の一つが食糧の確保・生活物資の配給であり、長崎県内でも配給の遅延が顕在化した。大村市内の食糧事情について『長崎日日新聞』によれば、市長が十一月、語学力を活かし国立大村病院倉庫に保管されていた軍用米四万五〇〇〇^{キログラム}の処遇について進駐軍司令部食糧局長に直接交渉し、市民へ五日分の白米配給を実現¹⁶したことや同月末に一週間の配給遅延¹⁷があったことが報じられている。同紙十二月六日の記事を要約したい。

市内の全町内会長、農業会食糧営団、警察署、市当局その他関係者で食糧問題の評議が持たれた。市民の代表である町内会長には、市人口六〇二二一人の内、受配者は五三二六六人であり、市の生産高は米穀、甘藷、雑

表1-11 食糧等の懇請状況

(商工課記録)

月日	出張先	用件	出張者氏名
5月29日	長崎各関係	食糧懇請のため	山口書記
5月30日	//	//	市長
6月10日	//	//	柴江囑託・山口書記 森山勸業委員
6月11日	下波佐見村	供出謝礼金持参御礼回り	農林課長
6月12日	宮村	//	//
6月8～10日	亀岳村	//	商工課長
6月13～14日	長浦村	//	//
6月13日	瀬川村	//	村囑託
6月13日(資料ママ)	千綿村	//	総務課長 営団支所長
5月13日	鈴田支所	供出協議会出席	山口書記
6月14日	松原農支所	麦供出協議会	農林課長・山口書記
6月16日	福重出張所	食調委員会出席	山口・中山両書記
6月18日	長安寺	実行組合長会議	中山・山口書記
6月18日	西大村地区	//	//
6月19日	長崎県庁	割当協議会出席	農林課長・山口・中山両書記
6月20日	長崎	県食糧委員会出席	農林課長
6月24日	長崎	食糧事情陳情並びに懇請	商工課長・森山勸員
6月25～26日	鳥栖町	食糧輸送促進のため	山口書記・日通 田中営業課長
7月1～3日	西彼各地区	古種いも供出懇情	衛生課長・土木課長・森書記
7月3日	千綿・彼杵	食糧懇請	税務課長・社会課長・田添書記
7月4～5日	下波佐見村 宮村	//	税務課長・社会課長・田添書記
7月5～6日	長崎県庁	麦割当陳情	助役・農林課長
7月11日	西彼各地区	食糧懇請	森囑託ほか二名
7月11日	//	//	税務課長ほか二名
7月11日	東彼各地区	//	平松書記ほか
7月14日	宮村	食糧懇請	山田書記ほか
7月16日	記帳なし	食糧懇請を割当陳情	商工課長ほか
7月25～29日	市内・東彼・西彼・各地	供出慰問演劇団派遣	市職組(資料ママ)
8月5日	食糧事務所	玄米払下懇請	助役・中山書記・三原・ 北川・松崎

【註】大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市 1961)から作成

表1-12 配給物資実績表

種別	配給数量(トン)	品名	割合
粳玄米	57,579	するめ	1世帯2枚
粳白米	1,717,462	削節	1世帯5匁
糯玄米	2,679	食酢	1人1合
糯白米	88,024	足袋靴下補修用布	普通衣料切符で購入
裸玄米	48,404	宝洗料	1～5人1個、6人以上2個
玄小麦	14,392	マッチ	1世帯1・5個
丸麦	37,331	いかの塩辛	1世帯20匁
押麦	1,857,407	中入綿	乳児8人に1枚
麦粉	6,088,870	数の子	1世帯15匁
乾麺	10,633	とろろ昆布	1世帯150匁
短麺	9,985	輸入キャンディー	3～6才45匁 ^ア
乾パン	575	おしめカパー	2才以下11人に1枚
パン	847,749	こんぶ	1世帯20匁
饅頭	8,336	北海道鯨	1世帯75匁
砂糖	8,738	人造バター	1人当30匁
生甘薯	237,737	海苔	1世帯10枚
芋の粉	58,967	幼乳衣料品	特殊衣料切符で購入
澱粉	17,175	ネル・晒	妊婦12ヵ月まで・乳児10ヵ月まで
床芋	7,200	南氷洋鯨	1人当60匁
馬鈴薯	21,082	石けん	2人に1個
豆類	102,664	清酒	成年男女1人1合
丸大豆	1,837	【註】大村市役所編『大村市勢要覧』(大村市 1948)、大村市史編集委員会編『大村市史』下巻(大村市 1961)から作成 上記は昭和22年1～5月での実績	
玉粉	419,179		
米粉	950		

表1-13 軍用地及び山林原野を開墾した耕地

場所	面積	開墾期間
旧第二十一海軍航空廠跡	約70町歩	昭和21～23年
旧陸軍歩兵第四十六連隊練兵場跡	20町歩	昭和21～23年
横山頭(山林)	80町歩	昭和21～23年
雄ヶ原(山林)	60町歩	昭和21～23年
旧海軍航空隊跡	約170町歩	昭和22年8月～昭和23年4月
松尾(山林)	50町歩	昭和24～昭和25年

【註】大村市編『市制拾周年誌』(大村市 1952)から作成

穀類を含めて三ヶ月分の需給能力しかないこと、残り九ヶ月分は佐賀県等の他生産地に頼る以外にないこと、現状は甘藷の超過供出により、解消の見込みがあることが説明された¹⁸⁾。

先に提示した人口より多く人数が示されているが、その詳細は不明である。人口に対して市の生産高が供給し得ない理由は、市域は山林が占める割合が多く、海軍航空隊、第二十一海軍航空廠の設置で広い農地が接収されたことが指摘できる。そうした軍用地には多数の軍施設が残されていた。国内の旧軍財産の処理について日本政府は、昭和二十年八月末に大蔵省に引き継ぎ、「食糧増産、民生安定と財政上の財源のために活用する」¹⁹⁾とする閣議決定をしていた。しかし、進駐軍は戦後国内の旧軍財産を一度全て接収し、「戦用とならぬもの」²⁰⁾と判断したものを日本政府に返還

したが、その受領機関には内務省を指定した。財産管理が二元化されたことで、当初処理は戦後の混乱もあり、昭和二十二年に処理促進が図られるまで円滑には進まなかった。そして返還された旧軍財産の最終処分権はGHQにあった。軍用地の転用は、昭和三十五年までの全国を概観すると農地への活用が最も多かったことから、農地の不足が大村市にとって食糧難の要因の一つといえる。

人口に見合う食糧を供給し得ない現状とその解決策が他生産地への懇請以外になかった点は、『大村市史』下巻掲載の「昭和二十二年食糧等の懇請状況」²¹（表1-11）からも伝わる。配給規制による鮮魚割当ては、二一〇匁で八八匁、一日一人当たり七匁の二円九三銭²²であり、昭和二十二年年度の配給実績は表1-12のとおりである。

こうした切迫した状況に対して、市は軍用地跡や山間部の開墾を開始した。この時期開墾された耕地は表1-13にある。中でも市民の多大な努力によって実現したのが旧海軍航空隊飛行場跡の開墾である。戦前、アメリカのスタンフォード大学に学び、帰郷して原口郷に在住していた原口富一²³が、昭和二十一年秋から進駐軍に食糧不足を解消するため飛行場跡の返還を直接交渉し、十月には進駐軍の許可を得た。その後一時取消しの報を受けたが、農耕組合の奔走で市民一万人の署名と松本市長、杉山宗次郎県知事の支援を得て、昭和二十二年五月に正式に返還許可を受けた。飛行場跡は元土地関係者に六割、海外引揚者に二割が配分され、残りの二割は一般に公募され、昭和二十四年に売却が完了した。後に開墾地は原口の功績を称えて「富」の一字を取り、「富の原」と命名された。

原口富一、松本市長のように留学経験と語学力がある人物が地方自治体と進駐軍間の通訳を務めることはあったが、その域を越えたところの軍用地・軍施設などに対する地元の要求を直接交渉することはあまりなかった。

三、大村市内の農地改革

昭和二十一年十月には、自作農創設特別措置法によって第二次農地改革が実施された。当時、連合国は早くから日本の封建的な土地制度とそれが経済に与える影響が日本を軍国主義へ傾倒させたと分析していた。「農地の開放」は日本も戦時中から必要性を感じており、GHQの指令を受けて、二十年十二月に農地調整法の改正が行われた（第

一次農地改革)。しかし、不徹底な改革案であったため、翌年に再度GHQが改革の具体的内容を勧告し、日本は自作農創設特別措置法、農地調整法改正法律を制定し、本格的な農地改革に動き出した(表14)。

市内各地区の農地改革を『長崎県農地改革史』で概観すると、萱瀬、鈴田、三浦地区は、丘陵地が多く、広い農地が少ないため、当初から円滑に改革が進んだ。一方、市内で最大の農地を有するのは福重地区であったが、地主層の協力を得て順調に進行された。松原地区は、従来「地主と小作人の収入歩合が七〇対三〇」と言われていただけに期待も大きく、画期的な改革となった。大村・西大村地区と竹松地区では未墾地を巡った問題が生じた。戦時中に接収された軍用地の多くは戦後の食糧危機でいち早い開墾が望まれたが、耕作権の帰属などが争点となった。そのため、両地区の委員は未墾地の適正配分と既墾地の買受機会の均等化に努め、奔走した。市内には昭和二十年十一月時点で、農地二三四五町九反一〇歩のうち、自作地は一五二七町五反九畝七歩、小作

表1-14 第一次・第二次農地改革の比較表

比較項目	第一次農地改革	第二次農地改革
不在地主所有制限	全土地、ただし自作意志のある場合は買収除外とすることができる	全土地
在村地主所有制限	全国平均5町歩程度	平均1町歩、北海道4町歩
自作地所有制限		自作地小作地あわせて平均3町歩、北海道12町歩以上で、耕作の業務が適正でないもの
請負耕作地・不耕作地		全面買収可能
地主の単位	個人	世帯
強制譲渡	小作人が買収の意志を申し出た場合	国家が一定面積以上の小作地を機械的に買収
強制譲渡不可能の農地	一定面積を超えない範囲で地主が保有しようとする小作地	市町村農地委員会が買収すべき農地を決定
買収価格	自作収益価格(田は賃貸価格の40倍、畑は48倍)	同左
所有者へ報償金	支給	同左
小作料の金納化	45年度産米の地主価格により金納契約に改める	同左
最高小作料		規定する
農地委員会の刷新	市町村農地委員会を改組し、地主5、自作5、小作5の割合、他に中立委員	地主3、自作2、小作5の割合 中立委員なし
農地の移動	統制	耕作を目的とする場合も統制

【註】百瀬 孝『事典昭和戦後期の日本 占領と改革』(吉川弘文館 1995) 251頁から作成
表中の太字は実施された項目

地は八一四町九畝一二歩であったが、農地改革後は農地二五九八町二畝八歩のうち、自作地は二三三二町五反六畝二三歩、小作地は二六五町四反五畝一五歩²⁴となり、小作地の割合が三割強から一割にまで下がった。

一方で昭和二十二年一月二十二日の『長崎民友新聞』では、大村市で旧軍用建物処理計画が決定し、三月までに払下げ予定と報じられた。処理は三段階に分けて行われ、第一段階としてバラック建ての小建築物、第二段階に土地、第三段階に旧航空廠内にある恒久的大建築物を対象とする。市内のバラック建物約四〇〇棟は散在しており、地区を七地区に区分し、池田地区五一棟の申請締切を一月末に決定し、逐次全地区を整理する予定となった。払下げは、戦災者、引揚者を優先的に詮議するが、朗報として市民には喜ばれたという²⁵。

四．戦後初の直接公選

昭和二十二年四月には戦後初の直接公選で松本寅一が第三代市長に就任し、引き続き六月に市内の田地に残る旧海軍施設（約七〇町歩）の撤去許可を連合軍関係者に懇請した²⁶。同月には第一回大村市議会議員選挙も行われ、立候補者九八名から三六名の市議会議員が誕生した（写真1-25）。二十二年以降、大村市議会会議規則の改正や大村市議会議事務局規定、大村市議会委員会条例の制定が次々に行われ、戦後、市の再建を担う市議会に関する整備が進められた。二十二年に市議事事務局設置規定で設置された議事事務局は、それまで総務課が担当していた議会に関わる事務を担い、市の行政機構から独立して議長の指揮下に置かれることとなった。戸島久四郎議長の下、初代事務局長に藤井重円が就任した。

五．地方自治の確立

地方自治制度は、昭和二十二年地方自治法の公布・施行により実現した。



写真1-25 昭和22年時の大村市議会議員

地方自治の確立は、占領改革実施のうえで必要不可欠であり、義務教育六三制、自治体警察の設置など地方自治が直接担う役割は大きくなった。それとともに地方財政の需要が増加したため、昭和二十三年（一九四八）七月には新地方税法が施行され、財源の拡充が図られた²⁷⁾。また昭和二十三年度からそれまで指定戦災都市の土地所有者が受けていた戦災減免法による地租免除が打ち切りとなった²⁸⁾。市は土地にかかる税金納付について通知で呼びかけ、同通知には「市税独立税課率改正」（昭和二十三年度から施行、昭和二十三・四・三十議決）が添付されており、本市でも新地方税法に則った独立税の課率改正が実施されたことが分かる。その結果、大村市の二十三年度歳入は前年度の四倍となった。

また同時期には県が計画した学校建設宝籤を本市も新制中学校と小学校の建設資金確保のため実施する運びとなり、町内会、婦人会、保護者会に完全売捌きへの協力を呼びかけ、実施した²⁹⁾。宝籤の売捌きは二十三年二月末時点で表1-15のように割り当てられ、残数は五月までに返却するよう付記されている。水田町町内会のうち一戸毎の籤の平均配賦数は、池田・上諏訪・下諏訪・乾馬場・古町・水田・古賀島が八・三枚、松並・桜馬場・植松が七・三枚、古町五、六区・古町住宅が六・三枚であった。五月二十二日には、一等一万円は五枚、二等千円は一五枚、特賞の自転車は二枚、乙賞革靴は二五枚の当選番号が周知され、資金の調達が円滑に進んだ結果、翌二十四年には中央小学校、鈴田中学校が完成した。

表1-15 宝籤引受表

(枚)

出張所名	世帯数割	小学校児童数割	中学校生徒数割	県立高等学校生徒数割	計
三浦	2,500	320	130		2,950
鈴田	3,600	480			4,080
本庁	28,700	1,990	930	4,800	36,420
西大村	19,000	1,620	580		21,200
菅瀬	4,700	350	190		5,240
竹松	8,800	850		600	10,250
福重	4,000	460	730		5,190
松原	4,200	470			4,670
計	75,500	6,540	2,560	5,400	90,000

【註】水田町公民館所蔵「昭和23年4月以降書類綴」から作成

六、自治体警察の創設

自治体警察は、戦前までの警察制度を改め、地方自治の精神に則り、市民に奉仕する警察として昭和二十二年警察法が公布され、創設された。しかし、経費は自治体の負担となり、市政を圧迫する要因の一つにもなった。翌年は県下に三八の自治体警察が発足し、昭和二十六年以降警察法の一部改正で町村警察は存続か廃止を住民投票で決定することが可能となり、減少の一途を辿った。自治体警察大村署（写真1-26）は昭和二十九年七月の新警察法で国家地方警察と自治体警察が県警に一本化されるまで存続した。市の決算書には「警察消防費」として計上され、存続期間の歳出は表1-16のとおりである。昭和二十七年（一九五二）から警察費は鑑識器材の整備のため増加している。

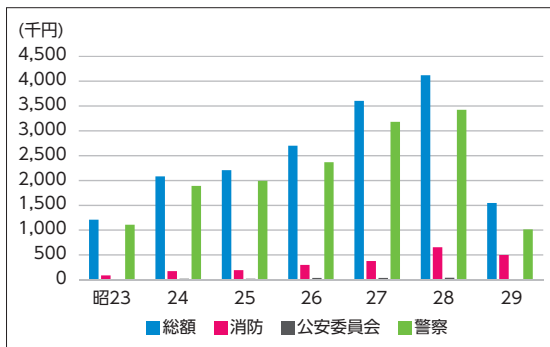


写真1-26 市警察署庁舎
（大村市編『市勢要覧』昭和28年版（大村市 1953）から）

表1-16 警察消防費(歳出) (千円)

年度	総額	消防	公安委員会	警察
昭和23	1,210	88	12	1,108
昭和24	2,081	172	19	1,890
昭和25	2,206	192	19	1,993
昭和26	2,700	296	35	2,368
昭和27	3,604	375	37	3,179
昭和28	4,120	654	38	3,424
昭和29	1,545	497	11	1,013

【註】昭和23～29年度の大村市の決算書から作成、下図は表をグラフにした。



二 柳原敏一市政（昭和二十四年（一九四九）一月～二十七年（一九五二）十一月）

一、公選第二回市長選挙



写真1-27 第4代市長 柳原敏一

昭和二十四年（一九四九）一月、公選第二回目の大村市市長選挙では、市内赤佐古出身で元外務省官を務め、戦後になって大村市の商工課長、総務課長、助役を経験した柳原敏一が第四代市長に就任³⁰した（写真1-27）。

昭和二十五年以降は市議会の議事録、各年決算書を中心に市政を探りたい。柳原市政期には、増加する失業者への対策、国又は県施設の市内誘致が実施された。

二十四年から経済安定九原則を実施するため、同年二月にデトロイト銀行頭取のジョゼフ・ドッジが来日した。ドッジは超均衡予算と呼ばれる昭和二十四年度の国家予算を作成し、国家財政の大緊縮を断行した。いわゆるドッジ・ラインである。その結果、インフレは収束したが、行き過ぎてデフレを招き、二十四～二十五年にかけて急激な不況（ドッジ不況）となった。これにより失業、倒産が相次ぎ、地方自治体も打撃を受けた。また、単一為替レートが「ドル三六〇円」で実現した。更に同年、コロンビア大学教授カール・シャウプによりシャウプ勧告が報告され、地方財政の強化ともいえる地方税の拡充と、国と地方団体の行政事務配分の見直しの必要性が指摘された。また、地方自治体間の格差を是正するべく地方財政平衡交付金が設置された。昭和二十五年に実現したが、国家財政への負担が大きく、昭和二十九年には廃止され、新たに地方交付税が創設された。

昭和二十五年六月、朝鮮戦争が勃発すると繊維業、重工業が活性化し、ドッジ不況から回復した。一方で日本に駐留していたアメリカ軍が朝鮮半島へ派兵されることになり、日本国内の治安維持及び防衛に不安を覚え、それを補うために警察よりも武装した組織として警察予備隊が同年八月設置された。昭和二十六年にはサンフランシスコ

講和条約及び日米安全保障条約が調印され、二十七年には一人当たりの国民所得は戦前水準まで回復した。名実共に日本が自立を果たし、高度成長の到来が目の前に迫っていた。

二・柳原市政の歳入、歳出

図1-1は昭和二十一～三十一年の市歳入を、図1-2は同期間の市歳出を折れ線グラフで作成したものである。

昭和二十三年の新地方税法で地方税は増加したが、昭和二十五年（一九五〇）に減少しており、昭和二十四年のドッジ不況の影響と見られる。一方、昭和二十五年からは地方財政平衡交付金が昭和二十八年まで導入され、その分歳入が増加している。当時の世相を反映したものの市内の納税率は低く、二十七年度は六三^{パーセント}であつた。後に財政再建に当たり、市では納税組合³²を結成して収納に努め、九〇^{パーセント}を超えて安定した。なおドッジ不況から日本を立ち直らせた昭和二十五年に勃発した朝鮮戦争の特需は、本市の歳入面がその恩恵にあずかるだけの影響は受けなかった。

ただし、このドッジ不況を見越して大村市が市債償還のための減債基金を創設したことは注目される。昭和二十五年三月十六日の予算定例会議事録で柳原市長は、

御承知の通り、目下インフレは絶頂であります。之からデフレの傾向になる際でありまして、この際何とかこの借金を返済して置くことが市のためになると云う見地から減債基金条例を提案致しました。市債償還の財源と致しましては、市有林に育成強化を計ると共に之によつて出て来る利益の半額を市債償還に当てると云うことになつたのであります。

これにより昭和二十五年には八一万円が減債基金に当てられた。ただし、単年度で終わってしまい、以降は計上されていない。しかし、この時早くも市債増加を危惧して計画的な返済の手を打っていたのである。

歳出（図1-2）に着目すると、昭和二十四年の緊急失業対策法施行を受け、大村市でも国庫支出金を財源に失業対策事業を実施した。大村市にはどれほどの求職者がいたのか。戦後から振り返ると、昭和二十年十月五日の『長崎

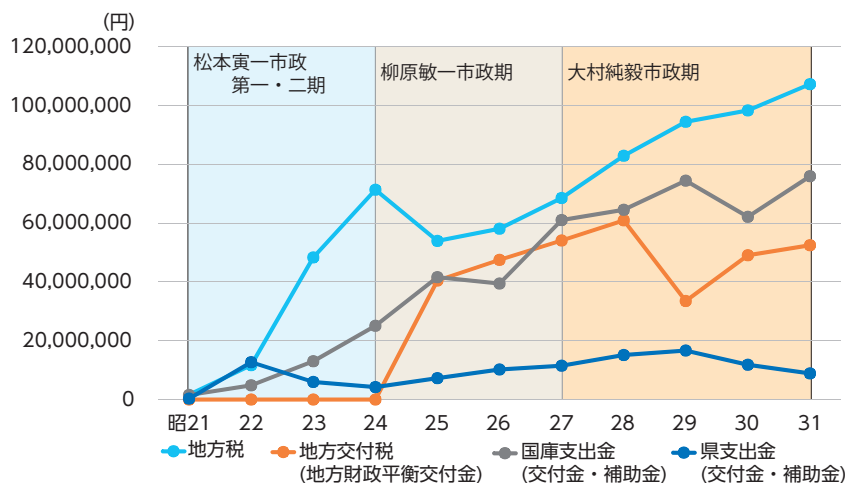
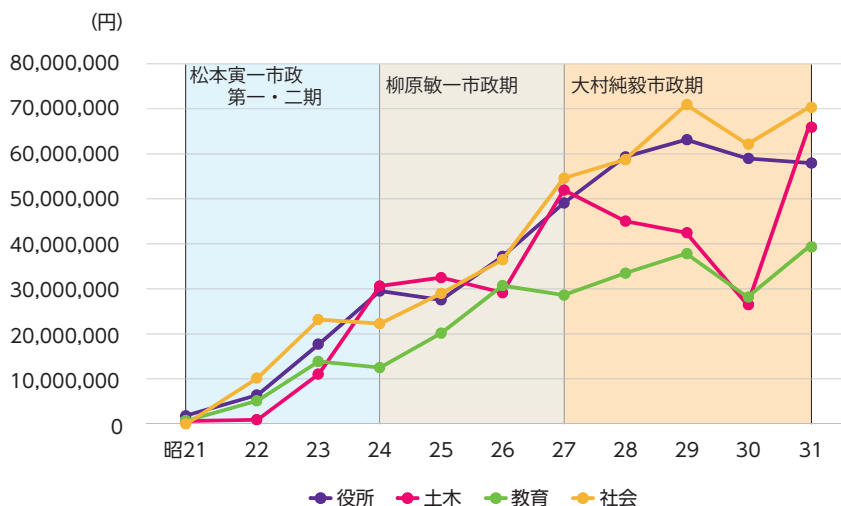


図1-1 昭和21～31年度大村市歳入



【註】以降の大村市の歳入・歳出のグラフは全て各年度の決算書（特別会計除く）を基に主要な費目を抜粋して作成

図1-2 昭和21～31年度大村市歳出

表1-17 昭和22年1月～12月の海外引揚者
並復員関係 (人)

引揚人員	5,681
復員	123

表1-18 昭和22年4月～23年3月まで
の職業紹介状況 (人)

求人数	1,787
求職者数	1,536
就職者数	655

【註】表1-17、1-18は大村市役所編『大村市勢要覧』昭和23年度版（大村市 1948）から作成

表1-19 産業別職業紹介状況 (人)

産業別	求人数			求職者数			就職者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
農 業	7	—	7	9	—	9	2	—	2
鉱 業	632	—	632	117	—	117	113	—	113
工 業	274	223	497	318	188	506	119	122	241
商 業	57	27	84	15	19	34	5	8	13
運輸通信業	18	2	20	56	—	56	10	—	10
自 由 業	2	2	4	3	—	3	2	—	2
公 務	41	155	196	60	33	93	29	23	52
家事事その他	153	194	347	411	307	718	127	95	222
計	1,184	603	1,787	989	547	1,536	407	248	655

【註】工業（金属、機械器具、繊維、食料品等含む）
『大村市勢要覧』昭和23年度版から作成

表1-20 昭和24～27年度の失業対策事業

年度	事業種別	実施事業	事業費(円)	使用延人員(人)
24	道路整備	水主線	1,949,000	14,500
	道路整備	貝津大村線	1,535,000	11,600
	街路整備	諏訪、水田、古町線	1,228,000	6,000
	下水路整備	市内下水路整備清掃	460,000	2,250
25	敷地造成	総合グラウンド建設	10,395,000	66,520
	道路整備	貝津大村線	5,462,000	38,300
	街路整備	大村病院線	2,287,000	17,000
	下水路整備	大村駅裏下水路	380,000	2,840
	下水路整備	公民館整地、下水清掃、河床浚渫	2,665,000	19,800
26	道路整備	路面補修、砂利撒布	10,539,000	54,000
	道路整備			15,000
27	道路整備	貝津大村線改修	13,906,000	15,000
	街路整備	空廠内の採石、砂利撒布、側溝の補修		30,000
	街路整備	大村病院線新設		18,000
計				310,810

【註】大村市史編集委員会編『大村市史』下巻（大村市 1974）から作成

『日日新聞』によれば徴用解除者や復員軍人が次々と帰還するにも関わらず、大村市内の就職希望者がわずかに五〇人(33)であつた。一方、「平和産業転換に躊躇して居る」(34)ためか市内の求人もほとんどないと報じられている。同

紙で大村動員署長は「復員軍人も徴用解除者も俸給や退職手当で懷中が温かい為め当分静養する積りで居るのではないか」と語り、また「純農村も相当あるので農村出身者の極力帰農せしめその他漁業者も工業業者もそれぞれ原職に復職せしむる方針で進みたい」復員軍人やその他の

者で特殊技能をもつた者を如何にするかが問題である」とも語っている。就職希望者数の少なさに当ても違和感があったことが分かる。なお、昭和二十二年時点での引揚者・復員数は表1-17のとおりである。

昭和二十四年以前の失業者数は不明である。二十二～二十三年の求人数・求職者数・就職者数(表1-18)によれば、求人数は求職者数を上回って求人倍率は売り市場の状況を呈しているにもかかわらず、就職率は約四〇％に止まっている。これは同じ期間の職業紹介状況(表1-19)から、求職者数が最も多い「家事その他」の七一八人に対して、求人数はその半数未満の三四七人であり、更に就職者は二二二人であった。逆に求人数が最も多いのは男性に限られた「鉱業」の六三一人であるが、求職者数は一一七人で、就職者はそのほとんどの一一三人であった。求人と求職者間で全く雇用関係が成立しえない顕著な雇用のミスマッチが起こったことが見てとれる。柳原市政で実施された失業対策事業は表1-20のとおりで、使用延べ人員は三二万八一〇人が雇用された。二十四～二十七年にかけての土木費の増加はそうした失業対策事業により道路整備や総合グラウンド建設を実施したものである。昭和二十六年十月にはルース台風の被害が大きく、市内は住家倒壊一戸、半壊一戸、床下浸水三四戸に及び、さらに田畑冠水四三町歩があり、農林水産物の被害額は三三万三三七千円で、被害総額は四八万九千九百七十七円(35)に上った。そのため昭和二十七年(一九五二)の歳出では、土木費の災害復旧費で復旧工事を実施した。また同年の土木費諸費は例年と比較してもなぜか二三六四万一一九八円と大きく増加している。役所費は二十六、二十七年の地方公務員の給与改定による人件費のベースアップで増加していった。社会費は生活保護費の増加で右上がりを続けた。

三・国・県施設の誘致

柳原市政で最も力が注がれたのが、山口市政期から継続する学園都市構想にとつて欠かせない長崎大学医学部、学芸部の存置運動である。戦後の教育改革は国内の旧制大学を新制大学として発足させた。これにより、分散していた大学施設の長崎市への移転集中が問題となった。昭和二十五年三月二十日の「大村市議会会議録」によると、GHQの方針では新制大学の趣旨は学芸学部のある地にその他の学部を設置する(36)ものであったのに対し、文部

省では大学本部のあるところに設置する③7といった見解の違いがあった。市では医学部と学芸学部が立地していたため、また学園都市を想定した総合運動場の建設や大学設置資金を一部負担していたことから、移転反対又は経済学部の大村市への移転案などを提示した。柳原市長、市議会の代表、商工振興会などは、各方面で県知事、県教育長、大学学長などに対し存置運動を展開した。同時期、全国でも大学の誘致運動が本格化していた。

一方で、同年に警察予備隊が発足されるに当たり、大村市が候補地に挙げた。市では「殊に農村の不況、中小企業者の危機」に当面しているところに生じた「一縷の望」をかけて、市長は八月初旬に上京し、四度の陳情を行った③8。しかし、八月下旬には佐世保市針尾への設置を新聞が報じ③9、この時の誘致は失敗に終わった。

更に昭和二十六年からは、新たな国又は県施設の市内立地が相次いだ。

昭和二十五年十二月に大村入国者収容所が設立され、翌年には長崎県内の日本人及び外国人の出入国に関する業務、外国人の本邦在留に関する業務を行う出入国管理庁大村出張所（後に大村入国管理事務所と改称）が併設された。次に、二十六年三月には県立の真珠養殖所研究施設の設置が決定し、加えて六月には水産庁設置法により国が国立真珠研究所設置を予定し、候補地として三重、長崎が挙げた。県立研究施設の設置は大村湾沿岸一帯の関係者及び大村市内の真珠養殖者から誘致運動が行われた結果④0、大村市への設置に至った。県立施設の設置を受け、市長は国立研究所への「強味」と捉え、「国立が設置される場合でも対処し得るだけの構想を検討し、誘致達成に邁進したい」④1と語った。昭和二十七年、真珠養殖事業法が成立し、国立真珠研究所大村支所が竣工したのは昭和二十九年夏であった④2（写真1-28）。



写真1-28 建設直後の国立真珠研究所大村支所
(国立研究開発法人水産研究・教育機構所蔵)

県立園芸試験場は、市は事前に県農政課から打診を受けていた。しかし、県内で他地域から設置希望の誘致運動が起こったため、市議会では積極的運動の必要性が議論された。県立園芸試験場は当初「輸出農産物試験場」と呼称され、県内の特産物や柑橘などの特殊園芸物を試験研究し振興を図ることを目的としていた⁴³。しかしながら県は誘致合戦の惹起を危惧し、内々に市へ打診していた⁴⁴ことから市では用地確保を最優先して動いていたのである。その結果、昭和二十七年（一九五二）には県立園芸試験場の設置が決定し、三カ年計画で原口郷葛城（現鬼橋町）一帯の傾斜地に建設を開始した。

四・警察予備隊再誘致と長崎大学の移転

また、先に誘致に失敗していた警察予備隊であるが、昭和二十七年に増設されるに当たって、大村設置が決定した。それまで長崎大学の存置運動に対して長崎市移転は止め難く、暗礁に乗り上げていた市にとってこれは朗報であった。予備隊受入れに際して、市は一八〇度の方向転換を図って大学施設の早期移転を求めることになり、当時衆目を集め、新聞でも大々的に報じられた⁴⁵。

紙面は大学当局と市との対立の構図として報じていたが、当時の大学関係者によると、大学移転が避けらず、警察予備隊の再誘致にかける大村市の事情を大学当局も理解し、協力的に移転先の敷地探しを進めていた⁴⁶。しかし、当局が当初予定していた移転計画は三年がかりであり、予算も移転費用を三分割で編成していたため、大変厳しい状況には変わりなかった。その折、当局が適地とした三菱兵器製作所跡（大橋町）⁴⁷の管理責任者である福田芳郎（当時、長崎造船所顧問）と三浦政雄（三菱造船所副所長）が両者ともに大村に縁故がある⁴⁸と判明したので、柳原市長自らが市の置かれた状況を説明し土地の譲渡を懇請した結果、両者の理解を得て譲渡の合意に至った⁴⁹。まさに大学と市が連携して当たらなければ敷地確保は困難であったといえる。

警察予備隊の再誘致を進める大村市であったが、財政的に余裕がない中、再誘致＝大学移転の実現には資金繰りは避けられないことであり、それを一身に担ったのは、柳原市長であった。文部省、県、大学当局への交渉は困難

を極める中、予備隊受入れまでに移転ができたのは市長の功績であり、「長崎移転については影の大きな功労者である」⁵⁰と大学関係者が後に語っている。

昭和二十七年三月の市議会「定例会速記録」によると、大学側は学芸学部新入生の入学時期を遅らせ、新入生には長崎市の三菱兵器製作所跡を補修して校舎に当てること、市は連隊跡を使用中の市内の学生のため校舎には西大村中学校を、宿舎には水明荘を使用させ、六月いっぱいには連隊跡から引き上げることを求め、さらに移転に伴う運搬費は市が負担するが、大学施設増設には県と大学が当たること⁵¹で決着した。

そのほか柳原市政期には、次章に述べるように日本で初めてのボートレースも開催された。以上のように後の大村市を構成するうえで欠かせない国・県の諸機関が進出した時代であった。一方で市内の格差から福重、松原分離問題⁵²が生じ、市長は是正のため「総合的都市建設」を掲げ、道路整備に着手し解決に尽力した。しかし、柳原市長は市役所職員の不正事件から行政内部の混乱を招いた責任を取って昭和二十七年に辞職した。

(佐原貴子)

註

- (1) 伊藤 隆監修・百瀬 孝『事典昭和戦後期の日本』占領と改革(吉川弘文館 一九九五)
- (2) 「戦争体験記録」(大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第四巻近代編 大村市 二〇一六)
- (3) 厚生労働省が昭和三十八年八月十五日、全国戦没者追悼式の際に発表した戦没者数による。
- (4) 国外在留日本人の人数は「太平洋戦争」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十二巻(ふーほ)(吉川弘文館 一九九二)に
よる。
- (5) 「統計資料 歴史統計 戦争別戦費」(社会科教科書・地図帳の出版社帝国書院ホームページ) https://teikokushoin.co.jp/statistics/history_civics/indexof.html 平成二十八年一月閲覧
- (6) 大豆生田稔「戦時期の外米輸入 一九四〇～四三年の大量輸入と備蓄米」『東洋大学文学部編『東洋大学文学部紀要』史学科篇 三九号 東洋大学文学部 二〇二三』

- ⑦ ①大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻大村市 一九七四、②東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌 水と緑と道』下巻東彼杵町 一九九九
- ⑧ 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』（長崎日日新聞社 一九四五）昭和二十年九月二十日付記事「大村に連絡委員会支部新設」。以下 同年新聞は日付と記事名のみを記載。
- ⑨ 『長崎日日新聞』九月二十一日付記事「大村へ空路来駐」、同月二十三日付記事「大村地区にも進駐」。進駐の時期に関しては諸説あるが、ここでは紙面の日にちを参考にした。
- ⑩ 前掲註（⑦）①
- ⑪ 総理府統計局編『人口調査 昭和二十一年集計結果摘要』（総理府統計局 一九七七）四二六、四二七頁
- ⑫ 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』（長崎日日新聞社 一九四六）昭和二十一年一月一日付記事「学都を目指す」。以下同年新聞は日付と記事名のみを記載。
- ⑬ 『長崎日日新聞』七月十七日付記事「大村市長任期満了」
- ⑭ 『長崎日日新聞』七月五日、七月十日付記事、選挙管理委員会所蔵「昭和二十一年七月二十八日執行大村市長選挙」資料
- ⑮ 『長崎日日新聞』八月十七日付記事「大村市長正式に認可」
- ⑯ 『長崎日日新聞』十一月十二日付記事「大村には五日分」
- ⑰ 『長崎日日新聞』十一月二十二日付記事「空っぽの営団倉庫」
- ⑱ 『長崎日日新聞』十二月六日付記事「苦しい台所会議」
- ⑲ 財務省ホームページ「第一章総論 第一節総説 2「管財業務」」(https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/50years/01020101.htm)平成二十八年二月閲覧
- ⑳ 前掲註（⑲）昭和二十年九月二十四日GHQ覚書「日本軍隊より受領し、且受領すべき資材、補給品、装備品に関する件」から前掲註（⑦）① 八五～七頁
- ㉑ 前掲註（⑦）① 八七頁
- ㉒ 竹松を語る会編『むかしの竹松』竹松を語る会 一九九七
- ㉓ 大村市編『市制拾周年誌』（大村市 一九五二）一五二頁
- ㉔ 長崎民友新聞社編『長崎民友新聞』（長崎民友新聞社 一九四七）昭和二十二年一月二十二日付記事「大村の兵舎など」
- ㉕ 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』（長崎日日新聞社 一九四七）昭和二十二年六月十九日付記事「大村飛行場の耕地化に許可」

- (27) 昭和十五年（一九四〇）制定の旧法である地方税法を地方財政確立のために新たに制定したもの。現行法は昭和二十五年（一九五〇）に制定（神野直彦、小西砂千夫『日本の地方財政』有斐閣 二〇一四から）
- (28) 「昭和二十三年四月以降書類綴」収載「戦災土地の税金について」（水田町公民館所蔵）
- (29) 「昭和二十三年四月以降書類綴」収載「学校建設宝籤発行について」（水田町公民館所蔵）
- (30) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』（長崎日日新聞社 一九四九、昭和二十四年一月二十九日付記事「大村市長に柳原氏」）
- (31) 「昭和三十年三月九日 大村市三月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵） 五〇頁
- (32) 平成二十七年現在、大村市に納税組合はない。
- (33) 「長崎日日新聞」昭和二十年十月五日付記事「就職希望者は僅かに五十名」
- (34) 前掲註(33)
- (35) 前掲註(7)① 四八二頁
- (36) 「昭和二十五年三月二十日 大村市議会会議録」（大村市議会事務局所蔵）
- (37) 前掲註(36)
- (38) 「昭和二十五年八月三十日 大村市臨時本会議会議録」（大村市議会事務局所蔵）
- (39) 「昭和二十六年三月十五日、十六日 三月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵）
- (40) 「昭和二十六年三月十五日十六日 三月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵）
- (41) 「昭和二十六年六月七、八日 六月臨時会速記録」（大村市議会事務局所蔵）
- (42) 水産庁養殖研究所大村支所編『研究40年記念誌』（水産庁養殖研究所大村支所 一九九四）。なお、同研究所は平成六年（一九九四）に廃止となるまで四〇年存続した。
- (43) 「昭和二十六年十月四、六日 九月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵）
- (44) 前掲註(43)
- (45) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』（長崎日日新聞社 一九五二、昭和二十七年二月二十九日付記事「注目される今後の折衝」）
- (46) 長崎大学三十五年史刊行委員会編『長崎大学三十五年史』（長崎大学 一九八四） 六七頁
- (47) 前掲註(46)
- (48) 前掲註(46)
- (49) 前掲註(46) 六八頁
- (50) 「昭和二十七年三月十三日 三月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵）
- (51) 「昭和二十七年三月十三日 三月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵）

(52) 福重、松原分離問題については「市長、市議会、市民の努力と理解により乗り切ることができた」と前掲註(24)には記されている。

参考文献

- 中西啓之『日本の地方自治―理論・歴史・政策―』(自治体研究社 一九九七)
宮本憲一『地方自治の歴史と展望』(自治体研究社 一九九五)
中村政則『現代史を学ぶ―戦後改革と現代日本―』(吉川弘文館 一九九八)
太田愛之ほか『日本経済の二千年 改訂版』(勁草書房 二〇一五)
三和良『概説日本経済史』(東京大学出版会 二〇一四)
神野直彦、小西砂千夫『日本の地方財政』(有斐閣 二〇一四)
中村政則ほか編『年表昭和・平成史』(岩波書店 二〇一五)
長崎県農地改革史編纂委員会編『長崎県農地改革史』(長崎県農地改革史編纂委員会 一九五三 不二出版一九九二復刻)
佐世保市史編さん委員会編『佐世保市史』(通史編下巻) (佐世保市 二〇〇三)
松本晃『国際交流物語 父・松本寅一の生涯』(丸善書店出版サービスセンター 二〇〇三)
公益財団法人地方自治総合研究所監修・神原 勝ほか編『地方自治の政策・制度事典』(公人社 二〇一六)

第六節 高度成長と大村市

一 大村純毅市政(昭和二十七年(一九五二)十二月～四十三年(一九六八)十二月)

一・公選第三回市長選挙

昭和二十七年(一九五二)十二月二十五日に告示となった公選第三回目市長選挙は、前市長の柳原、元市長の松本、新人の大村純毅の三者が出馬した。当初は大村の参入で柳原、松本両候補の出馬取りやめも予想されていたが、市内有権者二万八〇〇〇人に八割の投票率を想定すると、当確の一万票を三者で争うことになった^①。

柳原には、同年十月に約一万票を得票し当選した地元の紀内芳夫県議会議員、大村市議会議員を主体とした約二



写真1-29 第5～8代市長 大村純毅

〇〇人の推薦者、自由党大村支部が、松本には夫人・松本テフ県議会議員、大村連合婦人会の大多数、また前回の市長選以降四年にわたって形成された市内農村地区の地盤が、そして大村には元大本営本部で参謀を務め、戦後に政治家となった辻政信衆議院議員、市内旧軍関係者、公選第二代佐賀県知事の鍋島直紹とその親類縁者がそれぞれ支持団体として選挙活動を行った。同月三十日には、約三〇〇〇票を有する大村地区労働組合が、①労働会館の建設、②市民税源泉徴収の手数料五割引上げ、③福祉増進目的の場合の公民館使用料の無料化の条件を提示し、実現を確約した大村が支持層を広げた②。結成されたばかりの社会党大村支部は、十二月三日に松本の候補推薦を決定した。また、同日には大村地区労に属した大村市役所職員組合は、今回の市長選は白紙で臨む申合せがなされた③。三者がしのぎを削る選挙戦に市内勢力は三分され、最後に残された諏訪、池田、水田、古町などの市中央部住宅街の約一万五〇〇〇票④をいかに獲得するかにかかっていた。

迎えた同月十日の投票の結果、柳原四九〇二票、松本七八八六票、大村八二七五票⑤となり、大村が第五代市長に就任した(写真1-29)。投票率は約七五割⑥であった。大村は陸軍士官学校卒で、出馬前は東京の不二理工紙株式会社重役⑦を務めていた。就任当初、大村市長は、「明朗市政の確立」「産業の興隆と育成」「遺家族、引揚者の援護」⑧をスローガンに掲げ、以降大村市政は昭和四十三年(一九六八)まで四期一六年に及んだ。

二・戦後復興から高度成長へ

この時期は日本が経済的に大きく発展した高度成長期である。日本では昭和二十八年(一九五三)、ソ連のスターリン死去により、日経平均株価が下落した(スターリン暴落)。朝鮮戦争がもたらしていた特需終結への危惧から、軍需産業関連の株が売りに出されたためである。昭和二十九年(一九五四)十二月から神武景気(一九五四～一九五七)が訪れた。これが高度成長の始まりで、昭和三十一年(一九五六)には経済白書に「もはや戦後ではない」と記

される状況にたどり着いた。更に岩戸景気（一九五八～一九六一）、また昭和三十九年（一九六四）に開催された東京オリンピックによるオリンピック景気（一九六二～一九六四）、さらにまたいざなぎ景気（一九六五～一九七〇）という好況期間が各不況を挟みながらも連続し、日本経済は歴史上類を見ない大きな飛躍を遂げた。戦争で大きな痛手を負っていた国民の生活は、昭和二十七年には戦前の所得水準に回復し、ほどなくして「三種の神器」と呼ばれた白黒テレビ（写真1-30）、洗濯機、冷蔵庫が、さらに後には「新三種の神器」（3C）と呼ばれたカラーテレビ、クーラー、自動車（Car）（写真1-31）が一般の家庭に普及するほど豊かになった。

政治では、昭和三十年（一九五五）社会党が統一され、また、日本民主党と自由党が保守合同した。自由民主党の誕生によって、社会党との安定的な二大政党として国会を構成する五十五年体制が成立した。この体制下には、昭和二十七年から内灘闘争、砂川闘争などの国内軍事基地に対する反対運動や二十九年にアメリカの水爆実験で第五福竜丸が被爆したことを契機に核兵器廃絶を求める運動が起こり、三十年には第一回原水爆禁止世界大会が開催された。さらに二十八～三十五年には三井・三池闘争が起こり、労働争議でありながら激しい戦闘的な運動が展開されるなど、反戦や中立、民主主義的な進歩を望む声が強まり、国民運動が盛んに行われた。特に、昭和三十五年（一九六〇）の安保改定反対闘争は国会議員から労働者、学生に及ぶまで参加した史上類を見ない規模の運動となった。安保改定で、日米の軍事協力とアメリカによるアジアへの軍事行動に今後日本が巻き込まれる



写真1-30 三種の神器の1つである白黒テレビ
(提供：パナソニック株式会社)



写真1-31 新三種の神器の1つである自家用自動車
(提供：日産自動車株式会社)

のではないかと懸念から条約の承認に反対運動が展開された。しかし、政権政党は強行的に条約を承認したため、反対運動は反政府運動にまで発展し、岸信介内閣は総辞職に追い込まれた。

政権交代後に昭和三十五年に成立した第一次池田勇人内閣では経済政策を前面に押し出し、「政治」から「経済」への転換が図られ、「所得倍増計画」(写真1-32)が発表された。一方、昭和三十一年代には急速な経済発展と裏腹に公害被害が問題化し、国と企業に対応を求める声が高まり、後に法整備が進められることになった。

三、大村市政の歳入・歳出

各期の市長就任時の所信表明は表1-21で、市政期の歳入は図1-3、歳出は図1-4である。歳入面では昭和二十九年(一九五四)から地方財政平衡交付金が地方交付税に移行された(図1-1)。シャープ勧告に基づいた平衡交付金は地方財政を安定させる利点があったが、地方自治庁と大蔵省間に毎年度の「所要額を巡って厳しい予算折衝を繰り返すことを余儀なくした(9)」ため、総額決定方式にその利点を残し、移行されるに至った。昭和三十五年度には、他市に遅れて目的税として都市計画税が設置

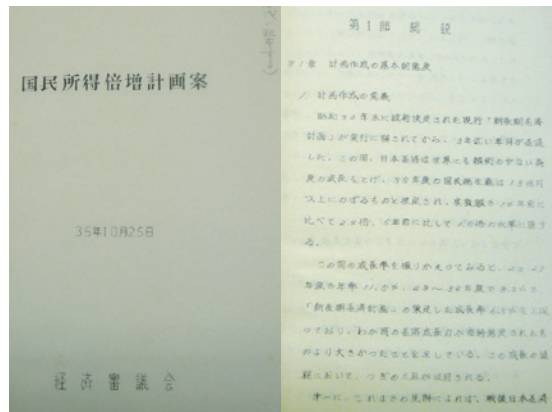


写真1-32 所得倍増計画案

(国立公文書館所蔵)

表1-21 各期市長就任時の所信表明

昭和31年(1956)	大村市の基礎づくり 産業の振興による雇用の増大で需要の増加を図り、市歳入の増加と商店街の繁栄を期す
昭和35年(1960)	近代的大村市の建設 市民生活の向上、近代的大村市の建設、教養文化施設の拡充、農商漁業の経営の合理化、観光資源の活用
昭和39年(1964)	10万都市建設 農業構造改善事業の完成、中小企業の近代化と合理化、工場誘致、駅前住宅の完成、旧市役所跡のアパート建設、河川改修・排水路完成、漁港の改築・改修、観光施設建設、高速自動車道路建設、大村一鹿島線道路貫通、空港の拡張・整備、中央公民館の新築

【註】各期の市議会議事録から所信表明の要点を抜粋し、作成

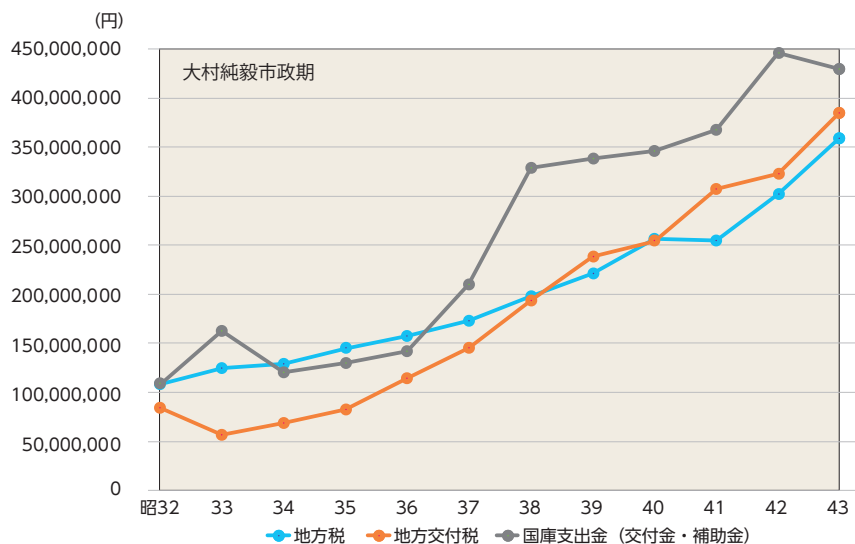


図1-3 昭和32～43年度大村市歳入

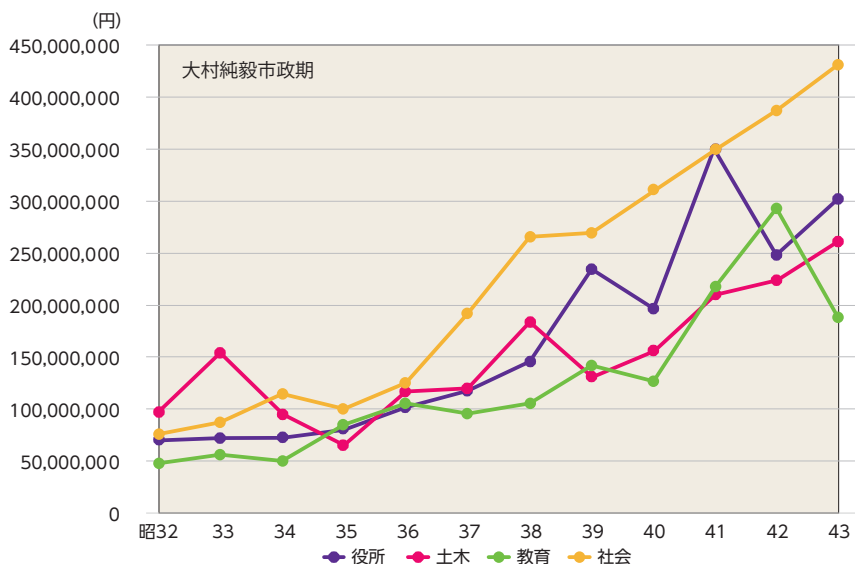


図1-4 昭和32～43年度大村市歳出

された。

図1-3から地方税は一貫して右上がりに上昇しており、昭和三十年代後半からは経済成長による物価上昇が折れ線の傾斜に表れている。地方交付税は三十二年、市内に甚大な被害をもたらした水害による税収減少を見越して増額されたが、懸念されたほどの極端な落ち込みは見られなかった。その後も三十年代後半以降は上昇した。国庫支出金は、昭和三十三年、三十七、三十八各年度に大幅に上昇し、特に三十八年度は前年度比で五六%増加した。これは水害の復旧費である。昭和四十二年度の増加は、前年から続いた教育施設建設費と生活保護費の増加による。

図1-2、図1-4から歳出は費目で増減の違いが見られる。それぞれの増加要因を挙げると、土木費の昭和三十一年～三十三年、三十六～三十八年度の増加は水害の復旧工事である。役所費は三十九年度に新庁舎建設、四十一年度に市民会館建設で突出した。教育費は三十五、三十六年度で小中学校の増改築が行われ、四十二年度は統合中学校（玖島中学校）建設である。社会及労働施設費は昭和三十七～三十八年度は公営住宅新築工事、それに伴う土地整備事業、生活保護費の上昇で増加し、三十九年度以降も一貫した生活保護費の増加で大きく上昇が始まった。

四・市議会の定数削減

昭和二十九年（一九五四）に大村市議会議員定数削減条例が制定され、議員定数は三六名から三〇名となった。定数削減に至るまで市議会では昭和二十四年に定数条例設定特別委員会が設置され⑩、森周作議長が同条例制定時に「本問題につきましては相当永い期間数回の研究会に於きまして全員この線が出たもの」⑪と語ったことから、充分に検討された結果であったと推測される。削減後に行われた昭和三十年の第三回市議会議員選挙では、八七人が立候補し、



写真1-33 昭和30年 大村市議会議員

投票率は八八・四割で新たに三〇人の議員が誕生した(写真1-33)。

五、地方財政再建促進特別措置法による財政再建

終戦後の改革により地方自治体の事務が増加したが、必要な財源は確保されなかったことから、多くの自治体において昭和二十九年(一九五四)頃から赤字決算に陥る事態となった。そうした状況を受けて地方財政の立て直しのため、地方財政再建促進特別措置法が昭和三十年に制定された。「一九五四年度末赤字のある地方公共団体が七年以内に歳入歳出のバランスが回復するよう経費の節減と地方税の徴収強化を図る等の財政再建計画をつくり、自治庁長官の承認を受け」¹²、地方財政を再建するために「財政再建債の発行を許可し、国が再建債の利子の一部を補給する」¹³ものである。

同じ頃、財政難にあった大村市は同法適用以前の昭和二十九年度に「工場誘致、森林資源の合理的育成、モーターボート売上の上昇」¹⁴で赤字の立直しを図った。功を奏して翌三十年代は「約八〇〇万円の赤字が減少」¹⁵したものの、根底的な財政再建は難しかった。同法適用を巡って議会では賛否両論が繰り広げられた¹⁶が、

表1-22 財政再建債の償還計画

借入額 89,000,000円

内 訳 { 政府資金 33,000,000円
公 募 債 56,000,000円

利 率 { 政府資金 6分5厘
公 募 債 8分2厘

年 度	元利支払期日	未償還元金(円)	償 還 額(円)		
			元金	利子	計
昭和31年度	昭和31年8月1日	89,000,000	—	3,368,500	3,368,500
	昭和32年2月1日	89,000,000	—	3,368,500	3,368,500
昭和32年度	昭和32年8月1日	89,000,000	4,939,399	3,368,600	8,307,899
	昭和33年2月1日	84,060,601	5,125,775	3,182,124	8,307,899
昭和33年度	昭和33年8月1日	78,934,826	5,319,266	2,988,633	8,307,899
	昭和34年2月1日	73,615,560	5,520,149	2,787,750	8,307,899
昭和34年度	昭和34年8月1日	68,095,411	5,728,709	2,579,190	8,307,899
	昭和35年2月1日	62,366,702	5,945,243	2,362,656	8,307,899
昭和35年度	昭和35年8月1日	56,421,459	6,170,058	2,137,841	8,307,899
	昭和36年2月1日	50,251,401	6,403,476	1,904,423	8,307,899
昭和36年度	昭和36年8月1日	43,847,925	6,645,828	1,662,071	8,307,899
	昭和37年2月1日	37,202,097	6,897,460	1,410,439	8,307,899
昭和37年度	昭和37年8月1日	30,304,637	7,158,731	1,149,168	8,307,899
	昭和38年2月1日	23,145,890	7,430,016	877,883	8,307,899
昭和38年度	昭和38年8月1日	15,715,890	7,711,701	596,198	8,307,899
	昭和39年2月1日	8,004,189	8,004,189	303,710	8,307,899
合 計			89,000,000	34,047,586	123,047,586

【註】大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市 1961)から作成

結局国から昭和三十一年十二月一日に承認を受け、政府からの借入金八九〇万円を八カ年で返済する計画で財政再建に着手した。財政再建の基本方針¹⁷⁾は次のとおりであった。

一、財政規模の合理化

- ① 大村市と同様の地理的環境にある他の地方自治体と比較し、財政力に合った行政規模とする、② 市行政機構の簡素化、③ 職員定数と配置の再検討、④ 職員の能力向上、⑤ 予算執行の合理化

二、歳出の抑制及び節減

- ① 人件費、物件費などの消費的経費の節減、② 補助事業・単独事業の抑制、③ 特別会計への繰出金の抑制

三、歳入の増収及び確保

- ① 税徴収率の向上のため納税組合の結成・計画的徴収の実施、② 手数料の改定による増収・市有財産の計画的処分

再建債の償還は表1-22の年次計画で進められ、三十二年度末からは早くも上向きに転じ、借入金を七カ年で完済¹⁸⁾した。

六、度重なる風水害と災害救助法の適用

そうした再建期間中にも、集中豪雨や台風などの水害が市を襲った。市政下の主な風水害年表(表1-23)からその頻度の高さが分かる。その中でも昭和三十二年(一九五七)七月二十五日の諫早豪雨の被害は、本市で死者二二名、被害見積総額一九億一三三五万一〇〇〇円¹⁹⁾にのぼった(写真1-34)。豪雨後の復

表1-23 主な風水害年表

日付		被害状況
昭和28年5月末～6月	豪雨(西日本水害)	麦類・菜種・たばこ・菜の被害総額778万4100円
昭和30年4月	豪雨	大村市で降雨量300ミリを記録、50年ぶりの大雨
昭和31年8月	台風9号	災害救助法適用、所得税等の減免・徴収猶予、被害総額4億1千余円
同年10月	台風12号	災害救助法適用、所得税等の減免・徴収猶予、被害総額約19億1335万1000円
昭和32年7月	諫早豪雨	被害総額約1億1167万5千円、農作物被害が主
昭和34年10月	台風14号	最高降雨量210ミリ、32年諫早豪雨と同型
昭和36年8月	集中豪雨	災害救助法適用、市税減免、8月時点で被害総額5億2700万円
昭和37年7月	集中豪雨	

【註】各年の市政だよりから作成

旧状況を一部であるが紹介したい。

この豪雨は、諫早市に最大の被害をもたらしたが、隣接する本市においても大きな被害が発生した。七月二十五日午前九時から翌日までの降雨量が七二九・五^{ミリメートル}と²⁰いう、例年七月平均雨量の約二倍強に相当する雨が二四時間で降った記録的な豪雨であった。市内の被害状況は表1-24のとおりである。市では二十五日午後三時に災害対策本部を設置²¹し、自衛隊、海上保安隊、警察、消防の協力、その他青年団、婦人会、ボーイスカウトといった市民の自発的な協力を得て被災者救援と復旧作業に着手した。また市には県内外、国外から多くの義捐金・見舞金が寄せられた。

被災者救援として、まずは各地から寄せられた援護物資は白米、握り飯、パン、衣料などの法定物資を基準にしたがって八月二十一日までに配分し、それ以外は全壊・流失・床上浸水被災者に配分した²²。市内中小企業者に向けては、復旧資金融資が円滑に行われるよう、市は商工組合中央金庫と大村信用金庫に五〇〇万円ずつ預託し、事業復旧に向けての借入希望者を募集した。住宅金融公庫では災害による住宅の補修資金の融資を借家、一般個人住宅に実施した。災害対策本部は八月二十四日正午で解散したが、以降は各課が継続してそれぞれ対応した。

九月十日には「昭和三十二年七月の水害に因る被害者に対する市税の減免の特例に関する規則」が定められた。三十二年度分の市税及び固定資産税の減免は昭和三十二年七月二十五日に遡って適用され、被災者の申告後に現場調査を実施し、十一月下旬に減免額の通知に至った。水害後の衛生・防疫対策は全市の防疫、排土、ゴミや泥土の清掃作業を実施し、土木・農林関係は復旧に向けての事業費の査定が行われた。

土木・農林関係は応急的な工事を行ったが、昭和三十二年十二月までに公共事業費の査定が終了した。復旧は国库支出金のうち、土木費負担金で災害復旧事業として河川・漁港・橋梁工事を、県支出金のうち、水害復旧耕地事業費で農業土木関係工事を実施し、市の単独事業も並行して行った。復旧工事は年次計画で実施し、昭和三十六年までにおおよその復旧工事を終えたが、表1-23に見たように水害は間隔を空けずに起こっており、市内では工事が

表1-24 諫早豪雨時の市内被害状況

昭32. 8. 7. 10時現在

被害種別		被害規模	被害種別	被害見積額(千円)
人	死 傷 重	死 者 不 明 傷	19名	
		死 傷 重	7名	
住 家	住 家	全壊(流失を含む)	56戸	29,120
		半壊	74 //	12,800
	住 家	一部破損	502 //	57,400
		浸水	1,807 //	45,175
居 住	非住家	床上	8,529 //	42,645
		床下		
	公共建物	全壊	68棟	29,240
		半壊	25 //	6,250
農 地	農 地	一部破損	101 //	17,600
		市立	5 //	7,963
	敷地・財・備品・その他	一部破損	13棟	1,105
		家屋2,040		
農 地	田 畑	流失埋没崩壊	102 ヶ所	家屋2,040
		田 畑	8,900件	浸水の部に計上
	田 畑	流失埋没崩壊	259.3町	175,840
		田 畑	20 //	800
山 林	農作物	冠水	1,600町	(田1000町歩 畑 600 //
		米 麦 菜 種	859石	85,980
	農作物	甘 果 し	719町	37,477
		そ の 他 農 作 物	7 //	700
畜 産	農 林	道路崩壊	120町	6,000
		道路崩壊	95町	3,000
	農 林	道路崩壊	50 ヶ所30,000米	9,000
		道路崩壊	16 ヶ所 1,907米	948
土 木	橋 梁	道路崩壊	30 ヶ所 150 //	4,500
		道路崩壊	8 ヶ所 46 //	1,150
	河 川	林 産 物	121 ヶ所 176 //	17,690
		溜池井せき堤とうその他施設		3,304
木	港 湾	溜池井せき堤とうその他施設	溜池208 ヶ所	261,720
		水 畜 (牛、豚、羊) 死 亡	20,000 //	10,000
	漁 港	道路	23頭	281
		道路	10 ヶ所	10,000
地 区	道 路	県 市	146 //	10,701
		橋 梁	15 //	10,000
	河 川	県 市	56 //	47,518
		都 計 市 画	4 ヶ川	245,842
木	港 湾	県 市	16 ヶ所	220,937
		排水路 8 ヶ所		9,000
	漁 港	港 湾	1 ヶ所	5,000
		漁 港	1 //	2,000
地 区	港 湾	県 市	3 ヶ所	10,000
		地 区	7 ヶ所	
木	漁 港	す べ り	141 //	
		け ぐ れ		

被害種別				被害規模	被害種別	被害見積額(千円)
水産船舶	船	流失	漁一般船舶	5隻	270	
		破損	漁一般船舶	1隻	100	
	水産	養殖場(養殖物を含む)		160貫	320	
		加工場網その他施設		120個	225	
		魚具		1統	(桟網) 150	
商工業等	加工品その他製品		200 //	10		
	工業		52件	17,500		
	商業(設備商品自転車等)		447 //	450,000		
	サービス業(旅館)		13 //	4,000		
交通その他	通の杜絶	国鉄		1 //		
				9 //		

【註】昭和32年8月10日発行市政だよりから作成、□は判読不能箇所

継続された。

本市において適用された災害救助法²³は、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体の協力の下、災害にあった人々の保護と社会秩序の保全を応急的に実施することを目的に、昭和二十二年に制定された。適用基準は市町村の人口に応じて住家の滅失数が定められており、一定数以上の場合、都道府県知事が法適用判断を下すしくみとなっている。大村市は昭和三十年代だけで、三十一、三十二、三十七年と適用を三度も受けており、水害による被害と市民生活への影響の大きさが分かる。



写真1-34 諫早豪雨時の被害状況

七・大村火力発電所の誘致

市長が就任後すぐに注力したのが、九州電力大村火力発電所の誘致である。電力需要が高まり、西九州地区の電力供給のため、九州電力株式会社で火力発電所設置の計画が持ち上がると、その候補地として佐賀県伊万里市と長崎県大村市が挙がった。計画の立案時期は定かではないが、昭和二十八年（一九五三）五月二十二日の『長崎新聞』によれば、既に県内設置に向けて誘致活動に乗り出していた県に、市が松原を好適地として推薦し、今後の誘致活動の本格化を要請していることが分かる。市内でも誘致を熱望する声が上がリ²⁴、市議会でも誘致を決議し、火力発電所誘致特別委員会を設置した。市長は市政当初の「大きな念願²⁵」として二十八、二十九年は福岡の九州電力本社に何度も足を運び、交渉に当たった。

しかし、一方で昭和三十年代は公害が生活を脅かす問題となっており、市内には自然環境・住環境への影響を憂慮する反対の声もあった。具体的には、発電所の煙突から出る煙による農作物や住民の生活環境への影響、放出される熱水、石炭殻による漁業への影響、郡川から発電所への取水による自然環境への影響などであり、市はそれらの公害が起これないか入念に火力発電所が稼動していた佐世保市相浦と福岡県苅田の実地調査を行った。その結果、支障がないことが分かり、設置へ一歩前進したかに見えたが、次は設置候補地の地権者の説得が残されていた。地権者は農業従事者が多く、昼は不在のため、連日連夜にわたり各家庭を市長自らが訪問し、対話しての説得は一ヵ月以上続いた。のちにこの時の市長の熱心な説得は市民・関係者の語り草になった²⁶ほどであったが、無事に全員の承諾を受けることができたのである。

そのほか九州内の各炭田へのアクセス、武雄―長崎送電線との距離の近さ、水

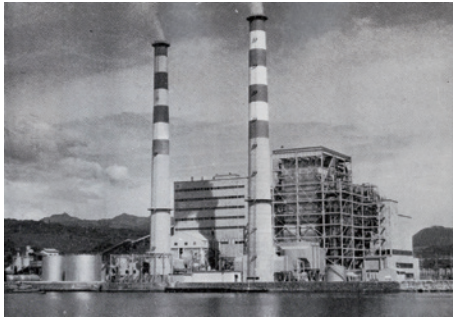


写真1-35 九州電力大村火力発電所

量豊富な郡川の有用性、十分な灰捨用地の確保②なども好条件であったようで、九州電力は本市への設置を決定した。建設工事は、昭和三十年五月から二カ年計画で開始されることになった。大村火力発電所(写真1-35)は一号機が昭和三十年(一九五五)～五十一年(一九七六)、二号機は昭和三十七年(一九六二)～平成十四年(二〇〇二)の間、稼動した。発電所の燃料は建設当初は石炭であったが、石炭より石油の価格が低下してからは重油に転換された。その後にはオイルショックの影響を受けて、再び石炭に立ち戻った②⑧という。

八、低開発地域工業開発促進法の適用

高度成長は繁栄をもたらす一方、都市への人口集中、都市部・工業地帯と地方の格差は拡大した。このような格差が生じたのは復興期に採用された傾斜生産方式による石炭・鉄鋼産業への集中的な資源投資によるところが大きい。基幹産業に重点を置いた産業政策によって、日本経済は危機的な状況を脱し、発展するまでに至ったが、既存の工業地帯とそうでない地方の間には人口、所得、産業、生活水準にわたって格差が生まれた。また、既存の工業地帯である京浜、阪神、中京、北九州でも、「経済の拡大に対し、道路や港湾などの輸送施設や工業用地、工業用水、エネルギーといった産業基盤整備の立ち遅れが顕在化し、ボトルネックとして認識される」②⑨事態が生じていた。そうした状況を解消するために、昭和三十七年(一九六二)に池田内閣は全国総合開発計画(全総)を閣議決定し、昭和四十五年を目標年次とする地域間格差の是正に着手した。

池田内閣は「所得倍増計画」で「十年間で国民所得二倍」の目標を掲げ、そのために「工業生産を十年間で概ね三倍とする」計画を立案した③⑩。工場を地方に分散させ、地域間の均衡が取れた工業開発を図るに当たり、既存の人口や産業が大集積した都市部・工業地帯と地域を関連付け、地域の特性に応じた開発拠点を設置する拠点開発方式が採用された。京浜、阪神、名古屋などの過密地域、東京、名古屋、大阪などの周辺地域である整備地域、北海道、東北、中国などの開発地域に区分され、九州地方はそのうち開発地域であった③⑪。

そうした流れの中で大村市は昭和三十七年五月、前年に制定された低開発地域工業開発促進法の指定を受けた。

指定は県が中心となり、関係市町村への説明会が開催された後に市が提出した資料を取りまとめ、国に申請を行った。同法は「低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資することを目的」としている。地域指定の具体的な要件は、①工業用地及び工業用水並びに労働力確保と輸送設備の整備が容易であること、②指定都市以外の全国の市と比べて第一次産業就業者比率で上回るか、第二次産業就業者比率で下回ること、③財政力指数が〇・七二未満であること³²であった。市では同法第八条によりそれまでの企業助成条例とは別に、市へ進出する製造業の工場部分の固定資産税を免除するなどの奨励措置を条例で制定した。大村市工場設置奨励条例である。「市内に工場を新設し、又は増設することを奨励し、本市産業の振興を図ること」を目的に、減価償却資産総額二五〇〇万円以上で当該事業の実施に伴い、増員する雇用者が一〇人を超える工場を設置する者かつ又市内に公害発生のおそれがないと認められる工場を設置する者に対し、固定資産税を課税免除することを定めている³³。奨励措置は最初に固定資産税の課税が免除された年度以降三カ年度で、そのほかに工場用地取得奨励金の交付、工場関連施設の整備といった特別奨励措置も設定した。本条例は改正を経ながら後々まで工場誘致の一翼を担っていく。

しかしながら、低開発地域の指定は地方の格差に対する不満の解消という意味合いが強く、全体として「効果薄弱」



写真1-36 市役所本館（一階庶務課付近）



写真1-37 昭和17年市制施行とともに増築された別館

(34)で終わった。三十九年(一九六四)からは市はベッドタウンを目指して住宅建設に着手した。昭和四十三年までに第一種、第二種公営住宅、改良住宅建設が実施され、この時期に建設が開始された住宅は坂口住宅、植松住宅(一部平成三年に建設)、旭アパート、竹松アパートである(35)。図1-5は、昭和四十三年五月に新築工事に着手した竹松アパートB棟の一階部分の平面図である。

住宅建設について外に目を向けると、同時期に当たる

昭和四十一年に建設が着手された東京都の多摩ニュータウンは、戦後の住宅不足に加え、高度成長による東京への人口集中で拍車がかかった住宅難に対応するため、現在の稲城市・多摩市・八王子市・町田市の東西約一四 kilometreにも及ぶ広域の農村に計画・立案された日本最大のニュータウンである。昭和四十六年に諏訪・永山地区に第一次入居が開始されるが、当時多摩ニュータウンで建設された公営住宅の間取り(都営住宅)が図1-6である(36)。図1-5と比較すると、一部屋(板の間)多く、廊下がなかったため、台所兼食堂のスペースが広い。竹松アパートは2K、ニュータウンでは3DK(37)という違いはあるものの、面積はほぼ似通っている。両住宅は当時の標準の間取りだが、現在の公営住宅の標準規模を3DKと見なして比較すると隔世の感がある。時代とともに公営住宅も質の向上が図

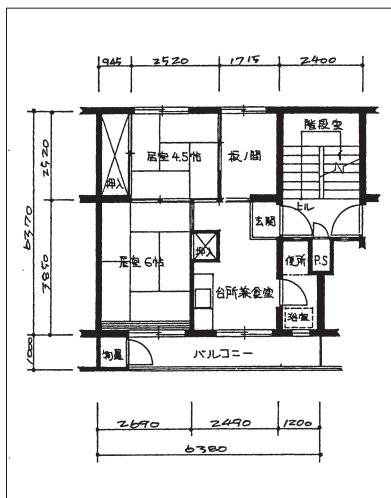


図1-6 都営住宅平面図
(東京都南多摩新都市開発本部編「多摩ニュータウンにおける住環境の形成と居住形態に関する調査報告書」から)

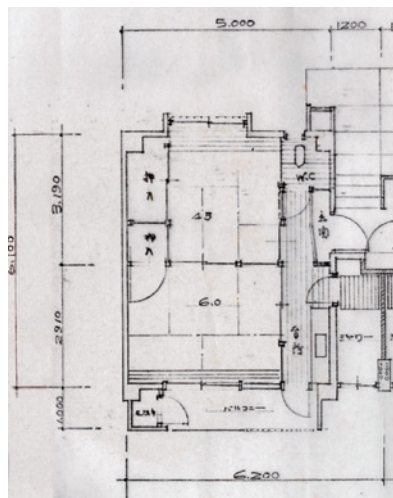


図1-5 竹松アパートB棟一階部分平面図

られていったことが分かる。大規模な公営住宅の建設は高度成長や人口増加などの同時代を象徴するものであり、大村市長は一〇万都市建設を全市政後半期の目標に掲げ積極的に取り組んだ。

九・大村市農協の発足

農林省は、農政について昭和三十六年（一九六一）に制定された農業基本法によって農業構造改善事業を全国的に実施した。目的は生産性と農家所得の向上であり、農業の近代化も併せて進められた。市でこの事業を積極的に推進するに当たって、既存の農業団体を統合するのは必要不可欠であるとする市長の考えを受け、昭和三十七年から県下に先駆けて市内の農業協同組合は合併を進めた。合併はほかにない例であり、地域的環境の違いから生じる運営方針や考え方を巡って困難を伴ったが、市長の働きかけで、組合長に高木隆虎、専務に津田一郎、常務に藤川茂、参事に山口義範が就任し、松原農協を除いた市内農協が合併され、大村市農協が発足した。

一〇・市役所新庁舎と市民会館の建設

大村市政は全任期を通して財政的に厳しい状況であった。この頃、歳出面で増加傾向にあった社会及労働施設費の内訳は、生活保護費（特に医療扶助）である。生活保護費は国が四分の三、地方自治体が四分の一を支出するため、施政方針中にもしばしば生活保護費の増加が市財政を圧迫していると言及されるようになった。そこで生活保護費支出の改善を目指して、就業支援等に力を入れた。一方で、大村市役所新庁舎建設も進行的な。発端は昭和二十八年十二月議会で新庁舎建設の特別委員会が設置されたことによる。郡役所時代からの庁舎は老朽化が進み、狭隘で次々と増増しを行っていた³⁸。「市庁舎建設起債計画書」によると現況が次のように報告されている。

本庁舎は大正十三年に建てられ長崎県より昭和七年九月、本館木造瓦葺二階建の外、附属棟三棟を含めた述二〇九坪を買受けたものであり、昭和十七年町村合併（市制施行）とともに別館を増築、その後車庫、倉庫、事務所等を増改築し現在七三五坪の総延坪となっている。その外水道局事務所建設課車庫一四二坪、教育委員会一一九坪（県有財産の借用）が散在している現状で建物の老朽化とともに行政上、不便を来しているので早急

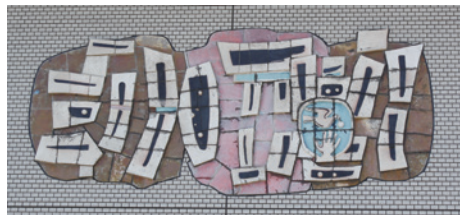


写真1-38 庁舎壁画

に建設する要がある。
つまり老朽化に加え、近代都市として事務の能率、市民に対するサービスなどの水準を向上させるため、「財政の許す範囲内において」³⁹の新庁舎建設が望まれたことが分かる。
しかし、翌年六
月の新庁舎建設対
策特別委員会報告
では財政的見通し
がつかず、「建設の
要は十分認めるが

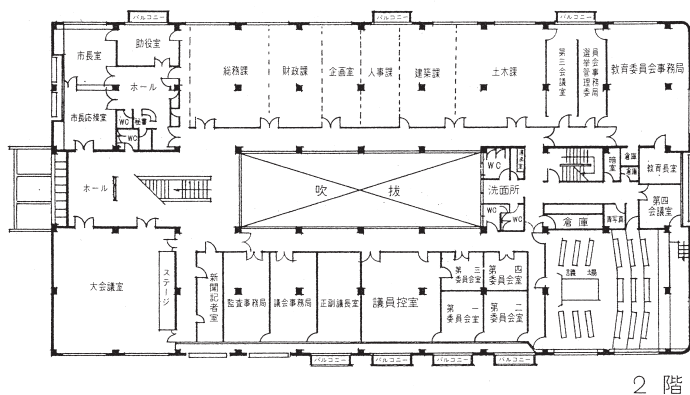
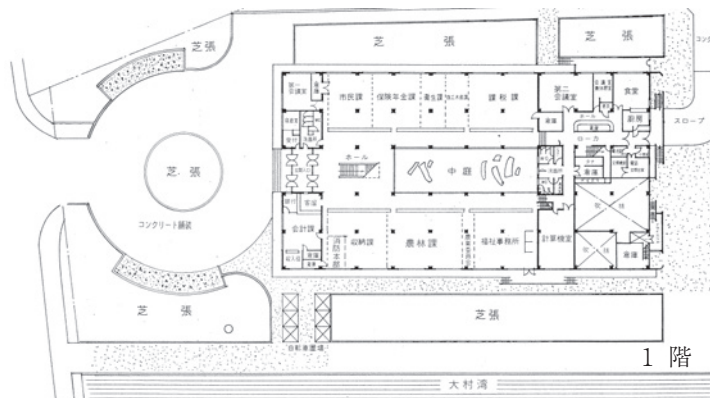


図1-7 新庁舎完成当初の平面図

【註】大村市編『市庁舎落成』（大村市 1964）から

三十年代^(マヤ)あたりまではその見通し困難」として委員会は解散に至った。その後、市の実情から起債が認められたのは昭和三十七年度に至ってからであり、新庁舎の建設地が玖島崎に決定したのは、同年十一月議会においてであった⁽⁴⁰⁾。

市民からは市中心部から離れた位置にあること、それに伴う交通の不便さから反対の声も上がったが、三十八年の埋立工事を経て、三十九年に完工した^(巻頭写真、図1-7)。庁舎は「従来の行政組織面から大きく機構をかえた窓口事務の能率化を狙ったものであり、住民サービスを重点として設計」⁽⁴¹⁾されており、「採光換気の点については職員の事務能率の向上、健康管理面など細心の注意を払い、市政発展の象徴にふさわしいものにと願ったもの」⁽⁴²⁾と市長は語っている。なお、庁舎正面玄関の壁画^(写真1-38)は、当時市議会一般質問にも挙がるなど若干話題となった。壁面に散りばめられた大理石は建設と力を、真珠は郷土の歴史と産業を、鳩は平和を表すとも説明された。

続いて昭和四十二年に建設された市民会館は、市長は「最小経費で多目的に利用できる市民のための文化の殿堂を建設する⁽⁴³⁾」とし、舞台に関連する器具、幕類は完成に向けて寄贈を受けた。なお、市民会館は建設以来市民に文化の殿堂として親しまれてきたが、「長崎県立・大村市立二体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)建設の関係から平成二十八年(二〇一六)三月末日をもって閉館した。

財政的な課題を抱えながらも、二つの大型公共施設の完成は、戦後復興、新たな時代の到来を象徴する出来事であった。

二・教育の振興

市長は未だ生活が安定しない復興期にあって何が最も必要であるかと問われた際、「人造りのための教育が一番大事」⁽⁴⁴⁾と語るほど教育を重視し、市政にもそれを反映した。

戦後、幼稚園と保育所は急速に普及したが、昭和四十一年に刊行された『幼児教育の普及状況』によると、その設置状況は地域差が著しく、幼稚園は大都市や隣接県において、保育園は比較的工業化が遅れている地域において

設置率が高い(45)と指摘されている。県内でも既に両施設は多く設置されていたが、私立が多数を占め公立が少ない現状であった。昭和二十九年の長崎市では幼稚園二〇(市立二、私立一八)、保育所二〇(市立九、私立一一)(46)であり、諫早市では昭和三十年で市立幼稚園一(47)という数字からもそれが分かる。大村市では昭和二十九～四十二年の間に大村、西大村、中央、福重、竹松、松原、三浦、鈴田に市立幼稚園を、保育所は三城保育所、竹松保育所を設置し、市内のより多くの適齢児に教育の機会を拡大したのは県下でも先進的であったといえる。

二二、大村公園の整備

そのほか、市長が就任まもなく着手した大村公園の整備は昭和三十一年度(一九五六)から都市計画事業、特別失業対策事業として着工(48)した。整備計画は城跡の自然老木と城壁の風致保存が基本であり、城跡地区は史跡風致の保存に努め、角堀の泥土を運び出してから処分し、ボート池とその一部を花菖蒲園とする予定であった。角堀とその周辺設計は渋谷武助役が担当したが、市直営工事であったためか、堀の浚渫工事は順調に進まなかった。そうした状況と現場を見た市長は「残っている部分は島にしてはどうか」と中の島造成を提案し、設計変更された結果、昭和三十五年三月に無事完成をみた。

二三、大村市長の任期満了に伴う退任

そのほか大村市政期には、昭和三十六・三十七年頃にあった全国的な市史編さんブームから、本市でも『大村市史』(上下巻)を刊行した。昭和三十八年には東彼杵町の最南端に位置し、松原町に隣接する武留路郷(当時、戸数四四戸、四九世帯、人口二二三人)の大村市編入が同年三月議会で可決され、七月一日をもって実現(49)することとなった。昭和六十一年に「郷」は現在の武留路「町」に改められた。

初当選時、「功績を残すために仕事をしようとは決して考えてはいない、よい種を播き、よい作物が実ることをのみ念願している、それを刈取る人は私にとっては誰であつてもよい」(50)と語ったとおり多岐にわたる施策を行った大村市長は次期市長選挙に出馬を表明せず、四期一六年の任期を終えた。昭和四十九年(一九七四)四月に病氣

で死去し、同月に制定された名誉市民条例で名誉市民第一号⁵¹となった。葬儀は市葬で執り行われた。

二 松本寅一市政第三・四期（昭和四十三年（一九六八）十二月～五十一年（一九七六）五月）

一、松本市長の就任と社会情勢の変化

昭和四十三年十一月二十六日に告示された大村純毅市長任期満了に伴う大村市長選挙には、元市長の松本寅一と市議を三期務め、市農協専務理事であった津田一郎が出馬を表明した⁵²。松本は松本晃昇議、農協の約八〇〇票をそれぞれ基盤とし、勝敗は市中心部、西大村地区、自衛隊、地区労働組合の有する票をどちらがより多く獲得できるかにかかっていた。しかし、二十八日には地区労が自主投票を決定し、「二党一派や特定の団体に偏らない公正、公平な市政」を訴える松本と「積極市政で明るい文化住宅都市の建設」を訴える津田が迎えた十二月七日の投票結果は、松本が一万五三二四票、津田が一万二〇一五票で、松本が公選二期目の第九代市長に就任した⁵³（写真1-39）。



写真1-39 第9・10代市長 松本寅一

松本は第一・二期の市長経験を活かし、「田園都市、住宅都市、観光都市の三本の柱を大村市の未来像と設定⁵⁴」し、再び市政に着手した。各期の所信表明は表1-25のとおりである。

この時期は、世界経済に大きな変化があった。昭和四十六年にニクソン・ショックで円が切り上げられ、昭和四十八年に変動相場制へ移行した。同年十

表1-25 各期市長就任時の所信表明

昭和43年（1968）	総合開発の事業を中心とした施政 交通網の整備・強化、上下水道の整備、住宅開発・観光事業の推進、農林漁業の振興・中小企業の育成
昭和47年（1972）	住みよい豊かな調和のとれた都市 福祉・文化施設の充実、下水道整備、社会教育の推進

【註】各期の市議会議事録、市政だよりから所信表明の要点を抜粋し、作成

と元市長の松本寅一

月には、第一次オイルショックで日本は打撃を受け、国内では激しい物価高となった。この「狂乱物価」に歯止めをかけるべく、総需要抑制策が実施された。そして日本は安定成長へと移行していった。

二、松本市政の歳入・歳出

市政期の歳入は図1-8、歳出は図1-9である。まず歳入の地方税は安定的に上昇傾向で推移している。昭和四十四年度（一九六九）から地方交付税と国庫支出金が増加しているが、これは昭和四十四年に佐藤栄作内閣で閣議決定された新全国総合開発計画（新全総）に対応した補助の増加による。五十、五十一年度に公共下水道工事費と生活保護費により国庫支出金が増加し、収入から抜きんで上昇している。

歳出は、費目ごとに突出した増加要因を挙げると、土木費は四十六～四十八年度が道路新設、四十九年度は住宅建設と公園新設、そして五十二年度は公共下水道用地購入である。総務費は四十九年度が前年度から続く庁舎（別館）増築費と土地開発公社貸付金で、教育費は四十七～四十八年度が市立図書館建設、小学校増築、四十九年度が学校施設の増築、体育館・プール新設である。民生費は生活保護費の増加で一貫して右肩上がりになった。

三、大村市総合計画基本構想、基本計画の策定

松本市政では新全総を受けて、第一次基本構想と基本計画の策定に着手した。新全総は、それまで経済優先の開発に走り過ぎて生じた公害や自然環境への過負荷に配慮し、豊かな環境の創造を目指し、昭和六十年年度を目標年次とした。また顕著になった都市と地方との格差を是正するため、都市と地方を結びつける高速道路や新幹線などの高速交通ネットワークを整備する大規模プロジェクトを推進した。

市は、昭和四十六年三月に「大村市総合計画基本構想」を策定し、新しい都市像として「住みよい豊かな調和のとれた都市」を掲げ、昭和四十六～六十年年度の一五年間を計画期間に決定した。そのうち昭和四十六～四十八年度の三年間に具体的な事業実施を定め、本計画を予算編成の指針とした。施策の大綱を抜粋すると、基礎的条件の整備に関する施策（土地利用計画、交通通信体系の整備）、社会開発条件の整備に関する施策（生活環境、社会福祉、教

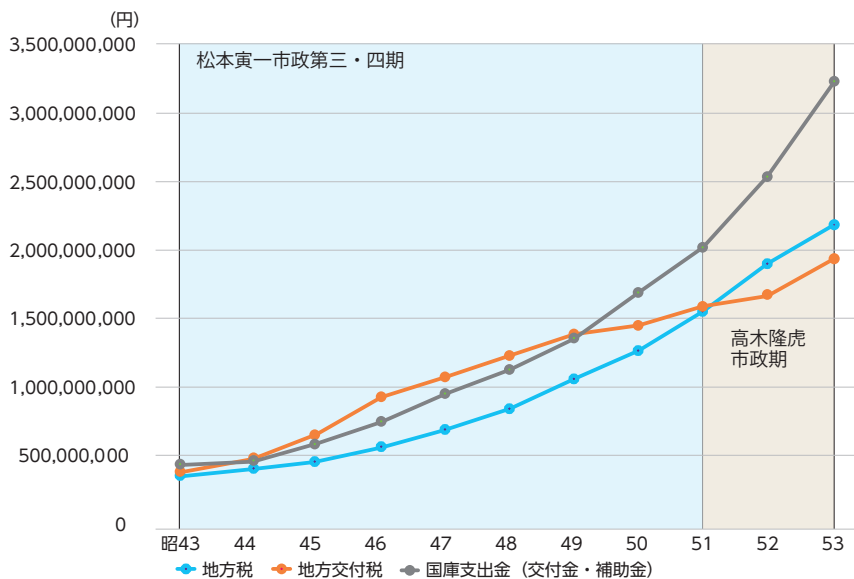


図1-8 昭和43～53年度の大村市歳入

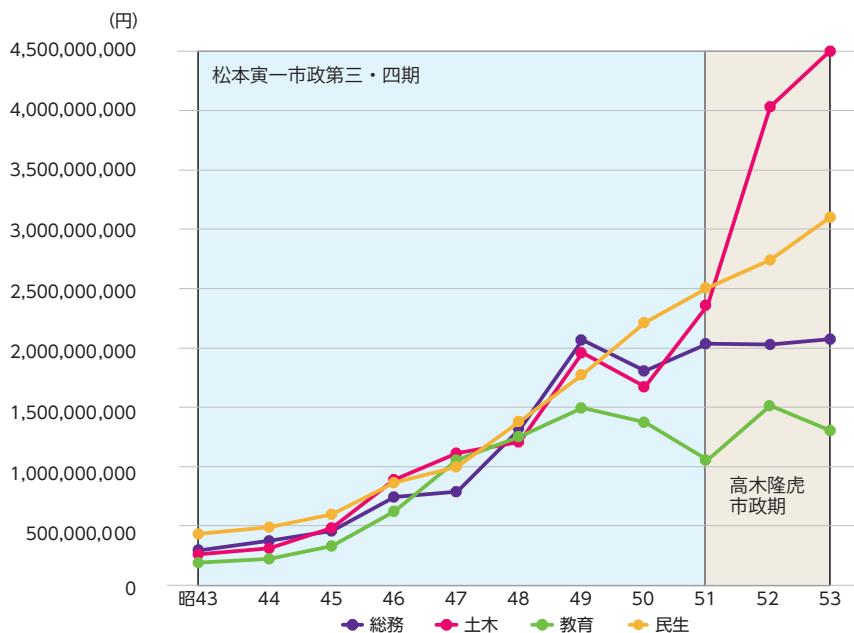


図1-9 昭和43～53年度の大村市歳出

表1-26 登録（届出）車輛台数の推移

年次 区分	昭和40	41	42	43	44	45
車 輛 台 数	3,181	4,118	3,901	7,050	8,155	9,504
指 数	100.0	129.5	122.6	221.6	256.4	298.8

資料 県統計年鑑

表1-27 交通事故の推移

年次 区分	昭和42	43	44	45
発 生 件 数	292	315	357	261
死 者 数	11	5	5	9
負 傷 者 数	360	400	493	369

【註】表1-27、28は (55) から

育文化、住民組織の整備）、産業の振興に関する施策（農林業、漁業、工業、商業、観光）、行財政の合理化に関する施策に分けられる。新全総下、市ではどのような事業が実施されたのかを探るため、四十六～五十一年度の間の国庫補助金の推移に着目したい。各年の国庫補助金で拔き出したのは土木費国庫補助金であり、四十六～四十九年度は公営住宅建設事業費、五十、五十一年度は公共下水道事業費が内訳で最大を占めた。市では特に良質で安価な住宅を供給するため、久原住宅（巻頭写真）や池田アパートといった第一種公営住宅、第二種公営住宅の住宅建設を推進した。

四. 交通体系の整備と交通安全対策

この時期、自動車普及し、市に届出のあった登録車両台数は表1-26で、昭和四十～四十五年の短い間に三倍にもなった。また国道三四号の一日の通過車両台数も昭和四十年の五七八四台から四十三年の一〇万三三二台へ増加(55)したことから、市では昭和四十四、五年まで教育施設の充実、住宅建設、観光開発、企業誘致などと併せて道路整備に予算を厚く配分した。昭和四十五年には市民からも道路舗装が強い要望として出されている(56)。基本構想を受けて歳出(図1-9)に着目すると、交通通信体系の整備が引き続き、土木費で市道の改良・舗装、側溝改修などの道路の新設・整備が実施された。また、既にこの時期から九州横断高速自動車道の早期着工の決定や新幹線の乗り入れも市にとっては大きな関心事であり、積極的な働きかけが行われた。

交通安全対策としては、昭和三十九年に交通安全都市宣言を行い、交通安全施設の整備、交通事故防止を推進してきた。昭和四十二～四十五年の市内交通事故発生数は表1-27のとおりである。四十三年には市民交通障害保障制

度も設置したが、当初から加入率は伸びず、その後は減少傾向となった。

五・教育・文化・社会福祉施設の整備と充実

続けて歳出に着目すると、教育費では市内小中学校の校舎改築、体育館やプールの新設が進められるとともに、昭和四十七年（一九七二）には市民体育館（写真1-40）、四十八年には市立図書館、史料館が完成し、教育文化施設の整備が実現した。四十七～四十八年度にかけて総務費と民生費は似たような増加を示しているが、総務費は主に職員手当等の人件費の増加による。民生費の場合は昭和四十七年に総合福祉センターが完成し、さらに四十八年には市民の健全な心身の健康と福祉の増進を図ることを目的とした休養施設「小浜おおむら荘」を温泉地の小浜町南本町に設置し、十月一日から供用開始⁵⁷となった。続いてその月末には、久原郷の高台に総工費約一億九六〇〇万円で建設⁵⁸が進められていた養護老人ホーム「清和園」も完成した。加えて市営ではないが、昭和五十年には身体障がい者の職業指導と自立更生を目的とした社会福祉法人「パールハイム」も木場郷に建設され、五月から開園⁵⁹された。さらに翌五十一年には、特別養護老人ホーム「慈恵荘」が武部町に建設、四月から開園⁶⁰された。

六・医療費無料化の実現

昭和四十六年（一九七二）十月、市は高齢者医療費支給制度を創設した。これは、市内に住所を有する七五歳以上の高齢者に疾病や負傷等で診療をした場合、一部負担金として総医療費の三割以内を支給する制度⁶¹である。当時、加入している保険で給付率が異なることから、高齢者の医療費負担が問題視され、全国で医療保険制度の見直しが迫られていた。昭和四十四年（一九六九）に東京都と秋田県が高齢者医療費の無料化を実施したことを契機にその波動は全国に広まった⁶²。本市も例外ではなく、四十七年四月には前年の医療費支給制度を改め、七五歳



写真1-40 市民体育館

以上の医療費の完全無料化を実施した。同年七月には早くもその対象を心身障がい者、一歳未満の乳児に拡大し、さらに十月には高齢者医療費支給制度の対象年齢を七〇歳以上に引き下げた。こうした医療費をめぐる動きは市独自の施策であり、同月には母子（配偶者がなく現に二〇歳未満の児童を扶養している女性及び扶養されている児童）を新たに対象に加えた。

自治体の医療費無料化に一足遅れて、国は昭和四十七年（一九七二）の老人福祉法を改正し、翌年一月から医療費支給制度を実施するに至った。七〇歳以上の高齢者（寝たきり等の場合は六五歳以上）に対し、国と地方の公費を財源として医療費の自己負担分を支給する⁶³老人医療費の無料化が実現した。また四十八年を「福祉元年」と銘打った田中角栄内閣は、医療費のほかにも年金給付水準の改革、健康保険法改正による家族給付率の引上げ、高額療養費制度の創設などに着手した。こうした福祉の充実、経済成長を第一とするそれまでの政治路線にはない新たな施策であったが、同時にニクソン・ショックによる円高対策や「日本列島改造論」を掲げた大型公共事業が推進されるなど積極財政面も含んでいたため、完全な路線変更には至らなかった。

市は、四十八年一月から寝たきり老人を対象とする医療費支給制度も実施している。同年四月からは医療費の取扱いを表1-28のように変更し、更なる充実を図った。翌年十月からは乳幼児、母子、身体障がい者、精神薄弱者（現在は知的障がい者と言い改められている）に拡張、また高齢者の対象制限の一つであった大村市内に居住して六ヵ月という居住制限を廃止し、より範囲を拡大した。昭和五十年四月からは満四〇〜七〇歳の寡婦を新たに対象に加えた。また、医療費以外にも老人性白内障の手術費の支給や七〇歳以上の独居老人に乳酸飲料を毎日無料配達などを実施した。

表1-28 昭和48年4月の医療費支給範囲の変更

昭和48年3月までの支給範囲	昭和48年4月からの支給範囲
一歳に満たない乳児	二歳に満たない乳幼児
身体障がい者の障がい等級 一級から三級まで	一級から六級まで
精神薄弱者の薄弱程度 重度、中度	重度、中度、軽度

【註】昭和46年4月1日発行市政だよりから作成

市長は就任当初、「市民全体の利益と福祉を守り、向上させることを第一儀」とする政治姿勢を表明し、続く第四期目の所信表明では国・県に先駆けた福祉施策の実施を振り返った上で「福祉優先の理想を掲げ、更に充実に図りたい」(64)と語り、施策に反映した。後に「住民福祉ではやるだけのことはやった」(65)と語ったように、市政の中でも重点を置いて推進した。

七．オイルショックの影響

昭和四十八年十月のオイルショックで、本市を含む長崎県も物価の値上がりに見舞われた。同年十月三十一日の『長崎新聞』では長崎

表1-29 都市別年平均価格

(単位：円)

品名	ガソリン (1リットル)		灯油 (18リットル)		ちり紙 (800枚)	
	48	49	48	49	48	49
東京都	66	97 (1.47倍)	405	577 (1.42倍)	156	241 (1.54倍)
福岡	64	94 (1.47倍)	360	556 (1.54倍)	141	231 (1.64倍)
長崎	63	97 (1.54倍)	378	553 (1.46倍)	149	227 (1.52倍)
佐世保	64	99 (1.55倍)	360	556 (1.54倍)	167	228 (1.37倍)

【註】(67) から作成

表1-30 価格調査表

※価格は平均価格 (円)

昭和49年2月現在

品名	地区名	全市平均	三浦、鈴田	大村地区	西大村地区	竹松、萱瀬	福重、松原
		(127軒)	地区 (6軒)	(40軒)	(46軒)	地区 (27軒)	地区 (8軒)
灯油	18ℓ	380	380	380	380	380	380
洗剤	500g	120～124	120～124	120～124	120～124	120～124	120～124
ちり紙	700枚	214	233	209	211	213	204
//	1,700枚	507	-	511	504	509	507
食パン	8切	90	90	89	90	90	90
トイレットペーパー	4巻	216	-	217	-	223	210
醤油	1.8ℓ 特上	424	410	428	440	419	-
//	上	383	378	372	400	375	394
//	中	356	345	353	380	351	347
//	並	333	330	326	360	348	303
//	下	-	-	-	340	-	-
砂糖	1K	221	224	221	222	217	220
味噌	1K	203	198	210	207	195	206
食油	1.8ℓ	550	520	553	544	551	581
小麦粉	1K	128	108	129	128	134	139
ラーメン	1袋	28～80	35～60	35～80	45～60	28～60	30～60
ソーメン	200g	47	50	50	43	47	43

【註】(68) から作成

市内でのトイレットペーパー、ちり紙の買い溜め騒ぎが報じられている⁶⁶⁾。主婦一人につきトイレットペーパー一〇〜二〇個（二個四卷入り）という大量買いが起こり、店頭で品不足が続出した。年末を控えて生活必需品の買い溜めは更に拍車がかかるものと予想され、新聞紙面では買い溜めを抑制するよう呼びかけられた。表1-29は、ガソリン、灯油、ちり紙の都市別年平均価格⁶⁷⁾から昭和四十八年、四十九年を抜粋し、作成した。それぞれ四都市でガソリンは平均三二・五円、灯油は平均一八四・七円、ちり紙は平均七八・五円、値上がりしている。率にしておよそ五〇割もの上昇であった。

国・市では対策を練り、同年十二月、市では生活物資対策大村市民会議を結成した。国は国民生活安定緊急措置法、石油需要適正化法を成立させた⁶⁸⁾。

翌年一月には灯油、液化石油ガス、二月にはちり紙、トイレットペーパーの標準価格を設定し、販売店には標準価格と自店販売価格を店頭に貼り出すことを求めた（写真1-41）。標準価格は、灯油一八^{リットル}〇〇円以下、ちり紙（八〇〇枚入り）〇二三・五円、トイレットペーパー（四個一組）〇二〇〇円であった。昭和四十九年二月四日から六日までの間に、市は市民生活の安定を図るため市内小売価格の調査を実施し、表1-30のような結果となった。市政だよりでは「使い捨て」や「消費は美德」という認識から、「節約は美德」への転換を呼びかけた⁶⁹⁾。

八・長崎空港の開港

長崎空港建設に向けて、昭和四十五年（一九七〇）六月十五〜二十二日に大村青年会議所が実施した空港問題に關しての市民意識アンケート調査では、箕島に大型空港を作ることに賛成七四^割、反対二六^割であり、賛成の理由は「大村のあらゆる発展の基礎になる」が六八^割、「現在の空港では役に立たない」が二〇^割であり、反対の理由は「騒



写真1-41 店頭に大きくはり出された標準価格と販売価格の表示



写真1-43 長崎空港建設工事風景

音による公害の心配」が四〇年、「軍事基地化の心配」が二七^七_七年であった。従来自衛隊のヘリコプターの騒音問題を経験していた市民から、また箕島の住民からは建設反対の声も挙がったが、県知事自

らの熱心な説得と、海上空港という性格上騒音問題の心配がないことが理解され、昭和四十六年十一月には箕島空港建設に伴う漁業補償調印式が中央公民館で行われた。協定書には久保勘一県知事、岩崎鶴雄大村市漁協組合長代行が署名し、松本市長は立会人として押印した^七_七。日本初の海上空港の建設予定地となった箕島では、当初こそ立ち退き反対の声も挙がっていたが、一三世帯七〇人の住民は長年住み慣れた島を離れることになり、四十七年には箕島分校廃校及び集落の解散式が挙行された(写真1-42)。式典には市長、県知事、教育委員長が出席した。工事は昭和四十七年に着工し(写真1-43)、五十年五月一日に開港した。完成当時、それまでの大村空港の約五倍の敷地面積で、滑走路が長さ二五〇〇^{メートル}、幅六〇^{メートル}でエプロンにジェット機五機の同時着陸が可能となった^七_七。



写真1-42 箕島分校の廃校

九、大村湾の環境保全にむけて

本市では明治期以降でん粉工場が多く操業していたことから、その工場廃水による漁業被害が度々発生していた。昭和三十四年（一九五九）には、廃水量の増加と排水時期に風が続いたことで海水面に汚濁水が停滞した。これにより多くの魚介^{（いし）}斃死が発生し、漁業従事者が工場に被害補償と廃水浄化を求める申入れを行うに至った。市は処理方法を全国的に調査し、新城沿岸を中心とする海域を公共用水域とするよう陳情を行った。昭和三十年代は様々な施設建設が進み全国で開発優先、利益追求がなされたため、一方では公害問題が表面化するようになっていた。そうした状況を経て、昭和四十六年（一九七二）、国は公共用水域や地下水に排出・浸透する工場等からの廃水を規制する水質汚濁防止法を施行するなど、公害防止の対策に着手した。松本市政期には、四十七年に大村湾沿岸の市町村などで構成する大村湾をきれいにする会が発足し、大村湾の環境保全に向けての取組が始まった。

一〇、町名町界の整理・合併

昭和四十八年（一九七三）から市内字の廃止、町名町界の整理を開始した。昭和四十九～五十三年度までの五カ年を対象に策定した大村市総合計画基本計画（第二次）には、土地利用計画の中で昭和五十三年度を終了目処として市全域の町名町界の整理が組み込まれた。「町名町界設置基準」^③は次のとおりである。

第1 町名の整理

- （１）なるべく従来の通称町名を用いるが、類似町名は町名の変更に努める。
- （２）地勢人口等を考慮し、統合又は新設を図る。
- （３）字名は廃止する。

第2 町界の整理

- （１）町割は、おおむね街かく式を採用し、その地域の形態によって結合式を併用する。
- （注）◎街かく式は、一つまたは二つ以上の街かくをもって町を構成するものをいう。

◎結合式は、主要街路を差しはさんで並列する街かくの集団をもつて構成するものをいう。

(2) 町の形状は、境界が複雑にならないよう簡明な境界線をもつて区画された一団を形成するよう留意する。

(3) 町の規模は、当該町の性格形態及び人口家屋の密度等を勘案する。

(4) 町の境界は、おおむね河川、水路、道路、鉄道の路線等であてる。

(5) 町の境界線は、おおむね河川、水路の場合は中心線とし、道路、鉄道の場合は一方の側線に、その他の場合は土地の利用状況等を考慮して定める。

第3 地番の整理

同一町内に同一地番が生じた場合は、その一方の地番を変更するものとし、親地番を起点として枝番をつけるものとする。

この基準に則り、四十九年度には竹松地区、五十一年度には西大村地区の町名町界整理が始められた。両地区の変更は表1-31、32のとおりであり、全市域の町名町界整理が終了したのは当初計画から一五年後の平成五年（一九九三）八月であった（表1-31、41）。

二・市政の混乱と松本市長の退任

松本市長の任期があと一年と迫った昭和五十年末、市では突然の助役解任が市政に動揺を招き、翌年には土地開発公社に関連する汚職事件が起こった。そうした最中に松本市長は病気で倒れ、復帰に時間を要し市長不在期間が続いたことから市政は混乱に陥った。一刻も早い事態収拾を求める市民の声は高まり、市民・市議会を巻き込んだ混乱は約五ヵ月続いた。

乾馬場町	大上戸川の西側で西大村小学校を含む主として乾馬場町の区域
西乾馬場町	陸上自衛隊大村部隊の区域
西大村本町	大村部隊の西側で国道と池田森園線に囲まれた区域
桜馬場1丁目	国道の西側で桜馬場2丁目及び古賀島町の町界線に囲まれた区域
桜馬場2丁目	主として桜馬場第2町内の区域
植松1丁目	おおむね植松町のうち国鉄大村線の東側で線路と池田森園線に囲まれた区域
植松2丁目	おおむね植松町のうち国鉄大村線の西側で線路と大村部隊及び池田森園線並びに諏訪3丁目の町界線に囲まれた区域
植松3丁目	おおむね植松町のうち池田森園線の北側で県立聾学校を含む竹松本町及び原口町の町界線に囲まれた植松住宅を含む区域
諏訪1丁目	大上戸川の北側で県道大村鹿島線都市計画道路久原梶ノ尾線及び藤ノ川に囲まれた区域
諏訪2丁目	国鉄大村線の東側で県道大村鹿島線及び植松1丁目並びに池田1丁目に囲まれた区域
諏訪3丁目	国鉄大村線の西側で大村部隊及び植松2丁目並びに古町2丁目と乾馬場町に囲まれた区域
上諏訪町	諏訪郷のうち都市計画道路久原梶ノ尾線の東側で藤ノ川に囲まれた区域
雄ヶ原町	主として諏訪郷及び池田郷のうち雄ヶ原開拓区域並びに諏訪郷字鉦淵字向林字狸ノ尾を含む区域
池田新町	主として池田郷のうち都市計画道路久原梶ノ尾線の東側で県道大村鹿島線及び藤ノ川に囲まれた主として池田住宅の区域
池田1丁目	主として池田郷のうち池田溜池を含む植松1丁目、池田住宅及び諏訪2丁目に囲まれた区域
池田2丁目	主として池田郷のうち坂口町及び雄ヶ原町、上諏訪、池田1丁目に囲まれた区域
坂口町	主として坂口町及び小路口第3住宅を含む小路口町の町界線に囲まれた区域

(昭和53年7月1日の市政日より作成)

表1-31 竹松地区 昭和49年11月5日から変更

新町名	区域の概要
竹松町	竹松 町内会域
宮小路1丁目	上宮小路
宮小路2丁目	中宮小路
宮小路3丁目	下宮小路、九電千寄
黒丸町	黒丸町
富の原1丁目	富の原南
富の原2丁目	富の原北
今津町	今津
大川田	大川田
鬼橋町	鬼橋町
小路口町	上小路、竹松アパート、小路口住宅
小路口本町	下小路口
竹松本町	竹松本町
原口町	原口住宅、堺町、原口町

(昭和49年10月15日市政日より作成)

表1-32 西大村地区 昭和51年6月1日から変更

新町名	区域の概要
古賀島町	県自動車運転試験場を含む主として古賀島町内会域
森園町	市民プール、工業高校、清掃センターを含む区域
松山町	主として松山町内会域
協和町	主として協和町内会域
松並1丁目	中央小学校、西大村中学校を含む国道東側区域
松並2丁目	市立病院を含む国道西側区域
箕島町	空港埋立地を含む旧箕島郷域

(昭和51年5月15日市政日より作成)

表1-33 西大村地区 第二次 昭和53年7月17日から変更

新町名	区域の概要
杭出津1丁目	国道の西側で主として新城及び西小路の区域
杭出津2丁目	国道の東側で国道と大上戸川及び県道大村鹿島線並びに西三城杭出津線に囲まれた区域
杭出津3丁目	国道の東側で県道大村鹿島線及び松並1丁目の町界線に囲まれた区域
水田町	大上戸川の北側で水田2区を含む主として水田町の区域
古町1丁目	佐古ノ川の北側で本経寺を含む主として古町の区域
古町2丁目	主として古町住宅、古町5区、古町6区の区域

幸町	東側は国道34号、西側は海岸、 南側は市役所横の水路、北側 は内田川
----	--

(昭和57年8月15日市政だよりから作成)

大村地区 第四次 昭和59年6月25日から変更

新町名	区域の概要
久原1丁目	東側は鉄道線路、西側は海岸 (前舟津地先)、南側は海岸(東 浦地先)、北側は玖島川
久原2丁目	東側は木場1丁目との境界、 西側は鉄道路路(陰平郷字宮崎 の一部を含む)、南側は岩松郷 との郷境を経て清和園の境界、 北側は日向平川

(昭和59年6月15日市政だよりから作成)

表1-35 鈴田地区 昭和60年6月24日から変更

新町名	区域の概要
岩松町	東側は概ね市道似田線及び白 鳥平農道、西側は久原2丁目 及び向木場町との町界、南側 は鈴田川、北側は東大村1丁 目との町界
小川内町	東側は市道中里郷線の一部及 びタラバヤシ農道、西側は概 ね市道似田線及び白鳥平農道、 南側は鈴田川、北側は東大村 1丁目との町界
平町	東側は諫早市との市境、西側 は市道中里郷線の一部及びタ ラバヤシ農道、南側は鈴田川、 北側は東大村1丁目との町界
陰平町	東側は概ね現大里郷との大字 界及び市道宮園城間線の一部、 西側は海岸線、南側は農免道 路、北側は鈴田川
大里町	東側は市道二本松今村線の一 部及び現中里郷との大字界、 西側は概ね現陰平郷との大字 界及び市道宮園城間線の一部、 南側は農免道路、北側は鈴田 川
中里町	東側は諫早市との市境、西側 は市道二本松今村線の一部及 び現大里郷との大字界、南側 は現今村郷との大字界、北側 は鈴田川

(昭和60年6月15日市政だよりから作成)

表1-34

大村地区 第一次 昭和55年7月21日から変更

新町名	区域の概要
木場1丁目	後木場下の町内の区域及び国 立長崎中央病院上の久原団地 の一部の区域
木場2丁目	後木場上の町内の区域
向木場町	向木場町内の区域
須田ノ木町	須田ノ木町内の区域
赤佐古町	赤佐古町内の区域
徳泉川内町	徳泉河内町内の区域
水計町	水計町内の区域
荒平町	荒平町内の区域
東大村1丁目	椎池、松尾、横山頭の町内を 含むバス路線の南側の区域
東大村2丁目	大多武、城ノ尾の町内を含む バス路線の北側の区域

(昭和55年7月15日市政だよりから作成)

大村地区 第二次 昭和56年10月26日から変更

新町名	区域の概要
水主町1丁目	国道34号線西側で西肥バス営 業所及び水主町団地の区域
水主町2丁目	主として水主町町内及び有楽 町町内の区域
東三城町	大村バスターミナルを含む主 として三城第1町内及び三城 第2町内の区域
西三城町	向陽高校を含む向陽町内及び 水田1区の区域
三城町	忠霊塔を含む大佐古町内、柴 田町内及び柴田団地の区域

(昭和56年10月15日市政だよりから作成)

大村地区 第三次 昭和57年8月23日から変更

新町名	区域の概要
武部町	東側は水計町との境界、西側 は鉄道路路、南側は内田川、 北側は三城町との境界
東本町	東側は大村駅を含めた鉄道線 路西側は新和銀行うらの水路、 南側は内田川、北側は市道駅 前線
本町	東側は東本町との境界である 水路、西側は大神宮前の道路、 南側は内田川、北側は丹々川
西本町	東側は本町との境界である大 神宮前の道路、西側は海岸、 南側は内田川、北側は丹々川

表1-39 松原地区 昭和61年9月8日から変更

新町名	区域の概要
松原本町	一ノ郷・寿古郷・草場郷の一部
松原1丁目	一ノ郷・四ノ郷の一部
松原2丁目	二ノ郷
松原3丁目	三ノ郷
野岳町	四ノ郷及び草場郷・立福寺郷の一部
東野岳町	五ノ郷及び四ノ郷・重井田郷の一部
武留路町	武留路郷

(昭和61年9月市政だよりから作成)

表1-40 玖島地区 昭和62年6月22日から変更

新町名	区域の概要
片町	字片町及び玖島郷の一部
玖島1丁目	玖島郷及び久原郷の一部と字片町の一部
玖島2丁目	玖島郷及び久原郷の一部と字片町の一部
玖島3丁目	玖島郷及び字片町の一部

(昭和62年6月市政だよりから作成)

表1-41 諏訪・池田地区 平成5年8月1日から変更

新町名	区域の概要
諏訪2丁目	諏訪郷字棕木原の一部、池田郷字タブノ木原の一部
池田1丁目	池田郷字タブノ木原の一部、諏訪郷字棕木原の一部

(平成5年7月市政だよりから作成)

表1-36 三浦地区 昭和60年9月9日から変更

新町名	区域の概要
西部町	東側は鳶川内川及び市道鳶川内古松線の一部、西側は海岸線、南側は海岸線、北側は農免道路及び陰平町との町界
日泊町	東側は仮称今村町との町界及び仮称溝陸町との町界、西側は仮称西部町との町界、南側は海岸線、北側は農免道路
今村町	東側は諫早市との市境、西側は仮称日泊町との町界、南側は仮称溝陸町との町界及び市道日泊、今村、大無田線の一部、北側は農免道路及び中里町との町界
溝陸町	東側は諫早市との市境、西側は仮称日泊町との町界、南側は海岸線、北側は仮称今村町との町界

(昭和60年9月1日市政だよりから作成)

表1-37 福重地区 昭和61年6月23日から変更

新町名	区域の概要
沖田町	沖田郷、竹松郷の一部
寿古郷	寿古郷
皆同町	皆同郷、寿古郷の一部
今富町	今富郷、竹松郷、原口郷、皆同郷の一部
野田町	野田郷
重井田町	重井田郷
立福寺町	立福寺郷、弥勒寺郷の一部
弥勒寺町	弥勒寺郷
福重町	矢上郷、弥勒寺郷の一部
草場町	草場郷、皆同郷の一部

(昭和61年6月1日市政だよりから作成)

表1-38 萱瀬地区 昭和61年9月8日から変更

新町名	区域の概要
荒瀬町	荒瀬郷及び原口郷の一部
原町	原郷
宮代町	宮代郷及び田下郷の一部
田下町	田下郷
中岳町	中岳郷
黒木町	黒木郷

(昭和61年9月市政だよりから作成)

◆ 高木隆虎市政（昭和五十一年（一九七六）六月～五十四年（一九七九）三月）、戸島英二市政（昭和五十四年（一九七九）四月～六十二年（一九八七）四月）

■ 一、高木隆虎市政（昭和五十一年（一九七六）六月～五十四年（一九七九）三月）

一、第九回市長選挙

昭和五十一年（一九七六）五月六日、松本市長は任期途中であったが辞表を提出した。七日の全員協議会で勢利春議長から辞表受理の報告があり、全議員に承認された²⁴。昭和五十年末の助役解任を巡って大村地区労働組合からのリコール、市民の陳情や退任要求運動が起こり、市政は混乱に陥っていた。市政の立て直しを望む市民からの次期市長への期待は大きく、六月二十日の投票日の一ヵ月以上前から保守系三者が出馬を表明した²⁵。GHQ顧問、航空自衛隊航空教育集団司令を経て三菱商事顧問であった前川国雄、元県職員で前助役であった大石満雄、大村市農協長、市議二期、県議二期を務めた高木隆虎らはいち早く選挙準備に取り掛かった。

更に加えて、社会党、共産党の革新勢力は革新市長誕生の絶好のチャンスと見込んで共闘²⁶し、東京大学農学部出身で大村園芸高等学校、島原農業高等学校の校長を務めた無党派の生川太郎を社共候補として擁立した。社共が無党派を擁立したのは県下初²⁷であり、注目を集めた。市内有権者は六月九日時点で四万一〇六三人、投票率



写真1-44 第11代市長 高木隆虎

を八三²⁸とすると総票数は三万三二〇〇票、当確約一万二〇〇票²⁸を乱立した四者で争うことになった。前川には自衛隊OB、父兄会、旧軍関係者及び源田実参議院議員が、大石には松原農協、市漁協、東部漁協、大村中央商店街連合会、市内商工業者及び福祉団体が、高木には約四〇〇〇人を擁する市農協、商工業青年層、建設業組合有志及び市議会過半数の市議が、生川には約二五〇〇人を擁する大村地区労働組合が支持団体となつて、四者は「明るい市政」「クリーンな市政」を前面に押し出しての選挙運動

を展開した。

それにもかかわらず、過熱した選挙戦期間中には、特定の候補者支持を訴える現金入封筒が県知事名で有権者宅に投函される⁷⁹など、対立候補者のイメージダウンを狙った妨害行為も見られた。迎えた六月二十日の投票の結果、前川四六八三票、大石九一八四票、高木一万三一九二票⁸⁰、生川七三三一票で、第一代市長には高木隆虎が就任した(写真1-44)。投票率は市政史上最高の八七⁸¹で、市民の関心の高さを表していた。高木は選挙期間中訴えた「農商工一体化」と「清潔な市政」「綱紀肅正と市政刷新」を掲げ、市政に着手した。

二．高木市政の歳入・歳出

高木市政の歳入は⁸²110、歳出は⁸³111である。歳入に着目すると、地方税・地方交付税は右肩上がりに推移しているが、国庫支出金は昭和四十九～五十四年度まで上昇曲線が強い。これは公共下水道事業に対する土木費補助である。歳出では、五十一～五十五年度にかけて土木費が最大を占め、増加した。その他の歳出の増加要因は、総務費は五十四年度がコミュニティセンター建設、教育費は五十二年度が放虎原小学校・萱瀬中学校新設である。民生費は、継続して上昇した。この時期増加した歳出は、競艇事業からの大きな繰入金によっても支えられた。

三．高木市長の所信表明と大村市総合計画

高木市長は昭和五十一年七月定例議会の所信表明で、年頭からの市政の混乱を振り返り、二度とそのような事態が起きないよう「清潔な市政でいきいきした都市づくり」を政治信条と今後の市政の基本に据え、「綱紀肅正」「市政刷新」を早急に取り組むべき課題⁸⁴と語った。また、前市長の福祉行政を受け継ぎ、研究を加えるとする一方で、選挙期間中訴えてきた商工業・漁業・農業の振興と住みよい生活環境の整備について積極的に取り組む旨⁸⁵を表明した。翌年には、昭和四十六年に策定された第一次大村市総合計画基本構想に基づき、昭和五十二～五十六年度を対象とする基本計画⁸⁶を新たに策定した。計画策定的前提となった昭和五十一年までの総人口、就業人口は表1-42⁸⁷のとおりである。表1-42は人口の推移で、昭和二十五年以降、総人口の七割以上が扇状地に展開する大村、西大村、

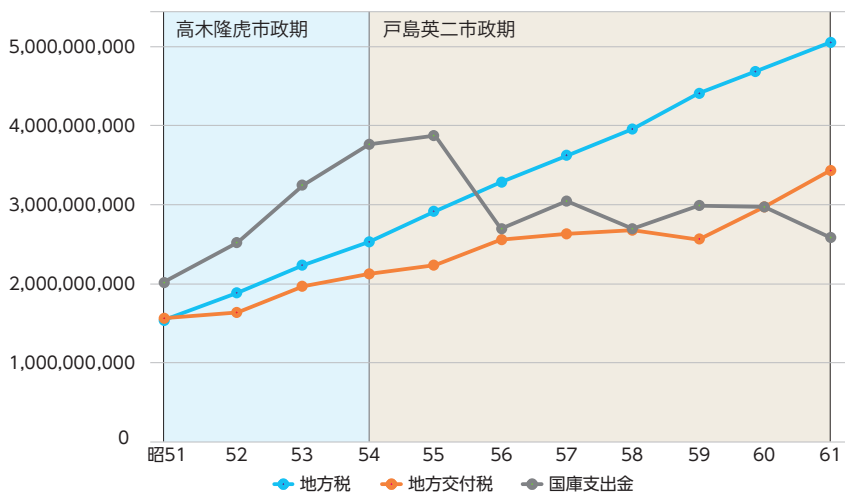


図1-10 昭和51～61年度の大村市歳入

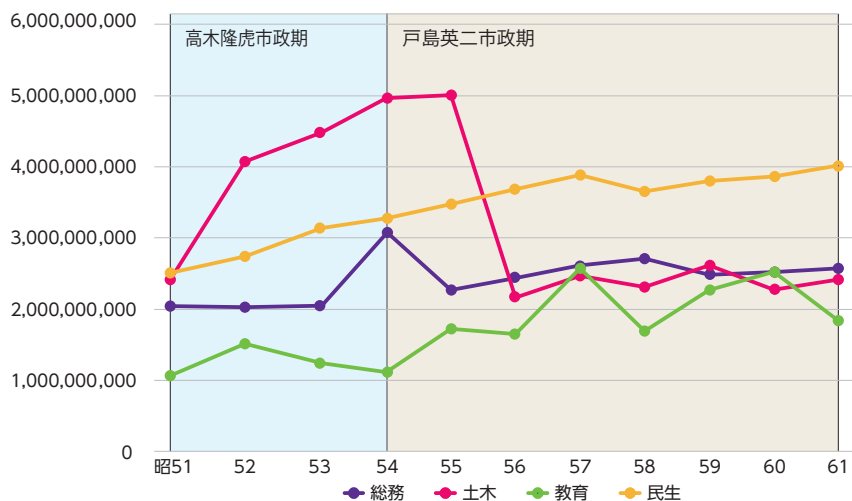


図1-11 昭和51～61年度の大村市歳出

竹松言い換えれば市街地とその北側隣接地区に集中している。さらに表1-43は年齢別人口、表1-44は就業人口の推移である。表1-44からは、幼年人口が微増している期間があるものの概ね減少傾向にあるのに対し、老年人口は一貫して増え続ける状況が早くから始まっているのが分かる。また、年齢別人口の生産年齢人口の昭和三十〜四十年の一〇年間における減少が特徴的である。これは高度成長期にいわゆる「金の卵」といわれた若年労働者が、地方から都市部や太平洋ベルト地帯へ集団就職した人口流出を意味すると考えられる。

就業人口の第一次産業の構成比は継続して減少するが、これは市、県だけではなく全国的な傾向である。第二次産業は高度成長を牽引した花形ながら本市では昭和三十、四十年における減少を経て、僅かな増加に留まっており、市が目指した企業誘致の困難さが表れている。他方、増加が著しいのは第三次産業で、昭和二十五年以降も上昇し、三十五年には就業人口の約五〇割を、五十年には六〇割を占めるに至っている。第一次産業の減少

表1-42 昭和25～51年までの人口推移

地区名	人 口 (人)						
	25年	30年	35年	40年	45年	50年	51年
総数	56,182	61,230	59,498	56,425	56,538	60,919	61,702
大 村	15,344	15,018	15,566	14,849	14,811	16,584	17,079
西 大 村	18,826	23,119	21,020	20,438	21,013	22,821	23,108
竹 松	6,800	7,988	8,246	8,302	9,002	10,094	10,397
福 重	3,425	3,288	3,070	2,807	2,691	2,651	2,661
松 原	3,264	3,414	3,346	3,261	2,949	2,926	2,864
菅 瀬	3,427	3,374	3,655	2,669	2,267	2,097	2,074
鈴 田	3,127	3,115	2,832	2,498	2,290	2,247	2,223
三 浦	1,969	1,914	1,763	1,601	1,515	1,499	1,542

資料 国勢調査ただし51年は異動人口調査

表1-43 昭和25～51年までの年齢別人口の推移

区分 年次	年齢別人口(人)					
	総人口			幼年人口(0～14歳)	生産年齢(15～64歳)	老年人口(65歳以上)
	実数	構成比(%)	増減率(%)	実数	実数	実数
25	56,182	100.0	-	21,184	32,362	2,636
30	61,230	100.0	9.0	21,666	36,749	2,815
35	59,498	100.0	△ 2.8	20,132	36,204	3,162
40	56,425	100.0	△ 5.2	17,013	35,637	3,775
45	56,538	100.0	0.2	15,246	36,970	4,322
50	60,919	100.0	7.8	15,916	39,652	5,351

【註】表1-42、43は (83) から作成

資料 国勢調査

と第三次産業の増大は表裏一体の関係であると見ることができ
る。

市は昭和五十六年における計画指標を昭和五十一年までの
人口増加率一・二割と今後の地域開発による人口増加を加味
して、年率の人口増加率を二・七割、総人口を七万八〇〇人
と掲げ、同計画に着手した。

四、下水道事業の着手

我が国における下水道事業は、内務省初代衛生局長として
近代日本の衛生行政の基礎を築いた長与専斎によって提唱さ
れた。明治期、東京でコレラが流行したため、衛生環境の整
備を痛感したことから、日本初の近代下水道事業が始まった
のである。本市出身の長与専斎が近代下水道事業の創始に関
わっていた背景を踏まえた上で、本市の下水道事業について
触れていきたい。

昭和五十二年、福田赳夫内閣は国土総合開発法に基づいた
第三次全国総合開発計画（三全総）を発表した。目標年次は昭
和五十二年からおおむね一〇年で、基本目標は人間居住の総
合的環境の整備であり、定住構想と呼ばれた。下水道事業は、
その財源を下水道法施行令で規定され、さらに三全総に合致
した事業としても補助が行われている。

表1-44 就業人口の推移

国県市別	区分	就業人口				構成比			
	年次	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
全国	25	35,626	17,208	7,812	10,568	100.0%	48.3%	21.9%	29.7%
	30	39,261	16,111↘	9,220	13,928↗	100.0	41.0	23.5	35.5
	35	43,691	14,346↘	12,731	16,604↗	100.0	32.8	29.1	38.0
	40	47,610	11,747↘	15,201	20,662↗	100.0	24.6	32.0	43.4
	45	52,760	10,070↘	17,650	24,810↗	100.0	19.3	33.9	46.7
長崎県	25	688,232	356,216	148,780	183,039	100.0	51.8	21.6	26.6
	30	702,195	336,664	122,511	242,995	100.0	47.9	17.4	34.6
	35	724,991	295,358	158,462	271,280	100.0	40.7	21.8	37.4
	40	683,199	239,077	150,462	293,326	100.0	35.0	22.0	42.9
	45	694,963	199,552	158,628	336,705	100.0	28.7	22.8	48.5
大村市	50	678,264	152,257	164,742	359,822	100.0	22.4	24.3	53.1
	25	22,557	11,082	3,692	7,783	100.0	49.1	16.4	34.5
	30	24,567	10,416↘	2,521↘	11,630↗	100.0	42.4	10.3	47.3
	35	25,006↗	8,640↘	4,017↗	12,346↗	100.0	34.5	16.1	49.4
	40	24,101↘	7,497↘	3,787↘	12,810↗	100.0	31.1	15.7	53.2
	45	26,261	6,546↘	4,856↗	14,856↗	100.0	24.9	18.5	56.6
	50	27,631	4,738↘	5,556↗	17,310↗	100.0	17.2	20.1	62.6

【註】(83) から作成、人口単位全国：千人、県・市：人

資料 国勢調査

大村市の下水道計画は、第一次基本構想における都市環境施設の一環として計画・立案された。当時の排水現況は、都市下水路や用水路、道路側溝等を通じて郡川、大上戸川、丹々川、内田川、玖島川等の河川を經由して大村湾に放流していたが、「市街地の拡大、即ち流出係数の増大、使用水量の増大、産業発展に伴う工業排水の増加」⁽⁸⁴⁾や「大村湾の潮位による河川の排水影響、これによって起りうる流下能力の低下」⁽⁸⁵⁾を考慮すると、今後悪臭の発生や河川汚濁の増大が危惧されることから事業実施に至った。また、前松本市長が市内道路の整備と併せて推進したことは、市が従来積極的に取り組んで来た国・県の施設、企業等の誘致を後押ししたともいえる⁽⁸⁶⁾。

加えて、昭和五十年年度までの公害等の苦情件数(表1-45)を見ると、特に四十八年度からは水質汚濁の件数が増加し、最も多くなる。表中にはないが、五十一年度には六〇件のうち、水質汚濁二七件、騒音一件、悪臭八件、大気汚染、

表1-45 昭和46～50年度の公害苦情処理状況

区 分			年度		46		47		48		49		50	
			処理状況別		受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決
大気汚染	工 場 等	ガ ス	3	1	1	1							1	1
		ば い 煙	2	2	1	1					2	2	5	4
		粉 じ ん	5	4	1	1	6	6	4	4	2	2	2	2
	計		10	7	3	3	6	6	6	6	6	8	7	
悪臭	工 場 等		2		2	2	2	1	2	1	3	2		
	畜 舎		6		5	5	1	1	9	8	4	4		
	そ の 他		1	1			7	4	3	3	5	5		
	計		9	1	7	7	10	6	14	12	12	11		
水質汚濁	工 場 等	無機排水	2	2	2	2						3	3	
		有機排水			4	3	2	2	4	4	5	5		
	人 の し 尿		1	1			1	1						
	家 畜 の し 尿		4	1	1	1	5	3	2	2	7	6		
	そ の 他		2	1			5	5	8	5	7	7		
計			9	5	7	6	13	11	14	11	22	21		
騒音	工 場 等		4	2	6	5	6	6	5	4	4	3		
	施 設 作 業				2	2								
	そ の 他		4	4	4	4	4	4	5	5	2	2		
	計		8	6	12	11	10	10	10	9	6	5		
振 動			3	2	2	2	1	1	4	4	1	1		
そ の 他			3	2	3	2	4	3	3	3	2	2		
合 計			39	23	34	28	44	37	51	45	51	47		

【註】(83) から作成、単位：件

表1-46 汚水予定処理区及び地区

処理区	区分	面積(㎡)	備考
大村処理区	竹松地区	555.0	区域外流入 松原地区 161.0 ^㉗
	西大村地区	800.0	
	大村地区	479.0	
	東浦地区	63.0	
計		1,897.0	

表1-47 雨水予定排水区

排水区分	面積(㎡)	備考
沖田排水区	180.0	
竹松排水区	379.0	
西大村排水区	462.0	山手流入 9.76 ^㉗
乾馬場排水区	334.0	// 174.73 ^㉗
大村排水区	442.0	// 54.82 ^㉗
久原排水区	100.0	
計	1,897.0	

【註】表1-46、47は (84) から作成

振動の順位(87)であったことから、市民生活の安全を確保し、そのニーズに応える事業であったといえる。

市は第一次基本構想の「明日の大村市のビジョン」の一つである「水とみどりのいこいの都市」建設に向けて、汚水の処理・処分、雨水の万全な疎通、河川と大村湾の汚濁防止、環境衛生の保全、美しい都市景観の形成を目的に昭和四十九年度から公共下水道事業に着手した。全国的には昭和五十年代に下水道事業に着手した都市は少数で、市は昭和四十九年に着工の認可を受けたことから比較的早期の事業開始であり(写真1-45)、県内では長崎市、佐世保市に続いて三番目であった。

五. 公害防止・環境保全への取組

下水道工事と並行して、昭和五十二～五十四年度にかけて市で

建設に当たって、雨水・汚水の排除方式はそれぞれを別の管渠で集めて処理する分流方式を採用した。雨水は地形に応じて幹線排水路を築造あるいは改修(88)して河川と大村湾に放出し、汚水は系統的な管網により終末下水処理場に導いて処理し、放流することとした。事業実施は、表1-46、47の区域で予定され、既設の施設を有効に利用するとともに、汚水管渠、雨水渠、終末下水処理場、ポンプ場の建設を開始した。また昭和五十二年からは防衛施設周辺整備事業でも桜馬場都市下水路、竹松駅前都市下水路などの整備を実施した。

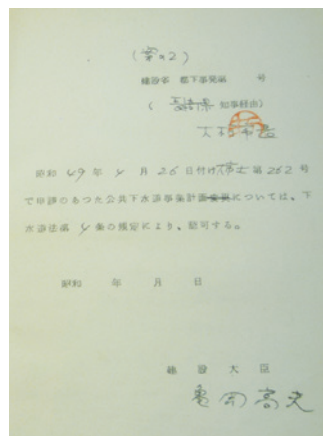


写真1-45 下水道事業認可書
(国立公文書館所蔵)



写真1-47 公害防止協定に署名をかわす九州ガス社長(中)と高木市長



写真1-46 下水道工事風景

住民に被害が出た場合の十分な補償、市と公害防止協定を締結することを条件に同年九月に工場移転への理解が得られ、五十二年二月に市と九州ガス間で初の公害防止協定が締結された。同協定は現在に至るまで九州電力株式会社など約三〇社と締結している。

さらに、同年十一月には環境保全条例が施行された⁹⁰。五月議会で議決されたこの条例は、全二〇条からなり、市・事業者・市民が一体となって公害防止、環境保全に努めることで、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。市内の事業者、土地開発を進める施行者だけでなく、市街地や住宅地区周辺にある空閑地の所有者、管理者にも草刈りや不法投棄の措置を講じることが規定している。また、条例中の家畜飼育施設に対する汚物・汚水の流出や悪臭の発散防止、害虫等の発生予防は国・県の規定外の項目であった。市長は公害が発

取り組んだのが生活環境の整備である。下水道工事同様、住民からの公害防止と安全な生活環境を求める声が上がったことによる。五十一年六月、九州ガス株式会社(本社は諫早市)の大村工場を西三城町から水主町の埋立地に移転する計画が持ち上がった⁸⁹。住民は工場排水、ガス爆発事故など生活環境が脅かされるおそれがあることから反対の声を上げ、市にも工場移転反対の陳情が出されるほどであった。しかし、その後九州ガスの二ヵ月にわたる住民との話し合いから安全確保に最善を尽くすこと、

生するおそれがある場合又は発生が認められた場合は発生源、発生原因等を監視すること、必要に応じては工場、事業所に職員を立ち入らせ検査をすること、その結果を公表すること、公害防止協定の締結、防止を図る施設設置への助成を行うことを定めた。

六、生活環境の整備・拡充

高木市政では、市立病院の新築移転工事、ごみ処理・清掃施設の整備、また松本市政から引き続き地区住民センター（出張所）の建設が進められた。市立病院は昭和五十四年に古賀島町一三三番地二二に移転した。新築に伴って自動コンピュータ断層撮影器（CT21）を導入し、救急・休日医療とリハビリテーション施設の充実を図った⁹²。五十四年には粗大ごみや不燃物を一五センチ以下に破碎する環境に配慮した処理施設⁹³が、地区住民センターは五十年に福重出張所、五十三年に三浦出張所、五十四年には鈴田出張所が完成した。

七、高木市長の急死

市民生活の向上が図られる中、国内はオイルショックから生じたインフレから脱却できず、昭和五十一年（一九七六）の本市の施政方針では職務代理者の立石直衛が「不況とインフレが併存する異常事態」と説明するほどの状態であった。市では五十二年度から経常経費の節減と合理化、財源の重点配分を行い、国は公共事業促進で景気回復を目指した。昭和五十四年の施政方針では「長崎県を襲った造船不況によって市も影響を受けた」ことが触れられている。先の市政の混乱の立て直しとそうした財政状況の中、市長として奮闘していた高木市長であったが、五十四年二月から市立病院に入院し、三月二十七日に亡くなった。周囲には病状が伏せられていたため、急な訃報に惜しむ声は多く、市では市葬が執り行われた（写真1-48）。



写真1-48 高木隆虎市長の市葬

■二・戸島英二市政（昭和五十四年（一九七九）四月～昭和六十二年（一九八七）四月）

一・第一〇回市長選挙

高木市長の急死による次期市長選挙は統一地方選挙に組み込まれ、わずか二週間の短期決戦となった。市議選挙と市長選挙が同時に行われるのは、市では第一回公選が行われた昭和二十二年（一九四七）四月以来であった。そのうち、市長選挙には元助役で前回も出馬した大石満雄と、市議会と民間有志から選出され市議三期を務め、株式会社大興の社長であった戸島英二が出馬を表明⁹³した。大石は松原農協、漁協、市内四四地区の町内会からの推薦、支持を受け、戸島は市議会保守派一五人、大村高校同窓会、さらに告示前には約六〇〇〇人を擁する市農協の推薦を得た⁹⁴。一方で、社共は候補擁立を見送り、約二五〇〇人を擁する大村地区労働組合は自主投票に決定した⁹⁵。県とのパイプの強さを主張する大石と高木市政の継承を強調する戸島であったが、両者が掲げる施策に大きな相違はなかったため、市民は政治姿勢からの判断を迫られることになった。さらに県議会選挙、市議会選挙に関心は分散し、混戦の様相となった。迎えた四月二十二日、投票の結果、大石一万八〇二六票、戸島一万八一一〇票となり、戸島英二が僅差で第一二代市長に就任した（写真1-49）。

二・戸島市政の歳入・歳出



写真1-49 第12・13代市長
戸島英二

市財政は市政当初から国・地方ともどもに財源不足の時期に当たり、これまで継続的に上昇していた歳入（図1-12）・歳出（図1-13）が昭和五十四年度（一九七九）以降ともに大きな増加はなく横ばいとなった。歳入は五十九年度に初の落ち込みを見せたが、一方で地方税収入は伸び、その後も安定的に上昇した。

歳出は、土木費が五十六年度以降抑制され、総務費は一貫して横ばいとなった。教育費は五十七年度に富の原小学校、六十年度に大村中学校の建

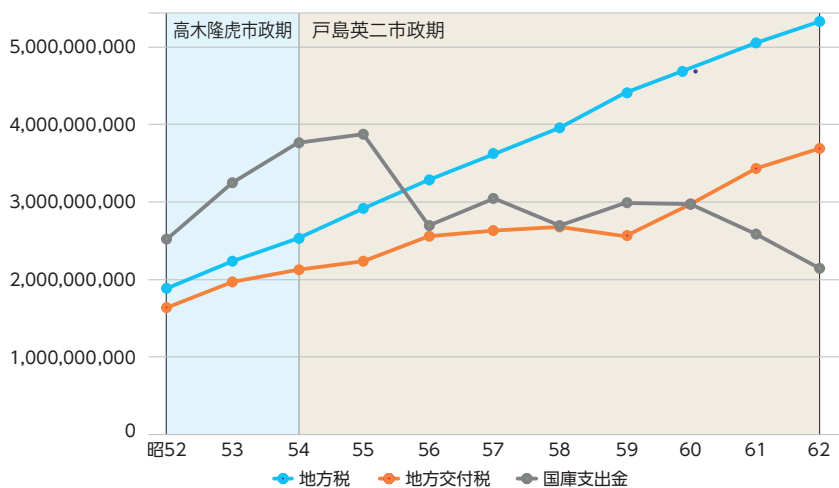


図1-12 昭和52～62年度の大村市歳入

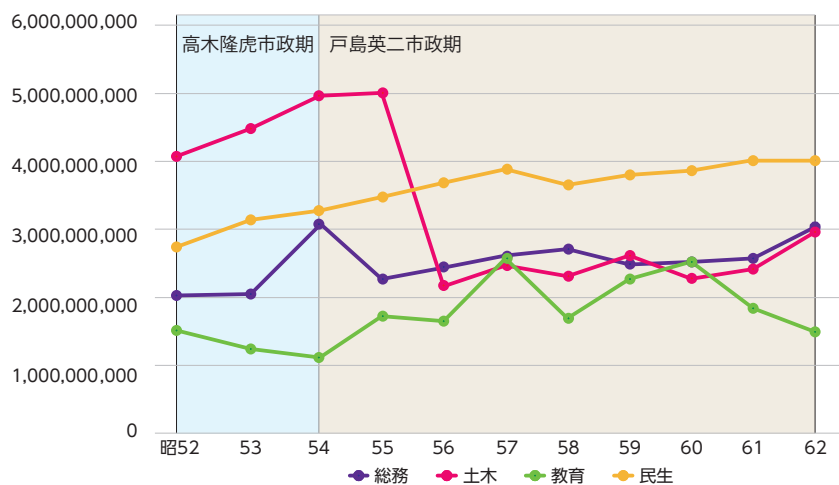


図1-13 昭和52～62年度の大村市歳出

設で増加した。民生費は、歳出の最大を占めるようになり、微増減しながら横ばいに推移した。

ここで財政力指数(図1-14)に着目すると底となった四十七、八年度以前の四十五年度水準まで戻した五十一年度以降の大きな上昇は、人口増に伴う税収増加と考えられる。

三、コミュニティセンターと勤労者体育施設屋内プールの建設

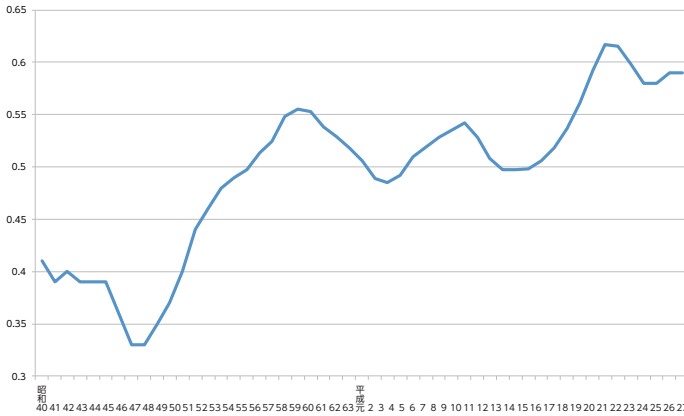


図1-14 財政力指数

表1-48 各期市長就任時の所信表明

昭和55年(1980)	明るい住みよい大村市の建設 生活環境の整備、産業の振興、教育及び地域社会の振興整備、市民福祉の充実、観光施設の整備、市民サービスの向上、国・県事業の推進
昭和59年(1984)	明るく住みよいまちづくり 教育施設の整備充実、生活環境の整備と産業の振興、行財政の健全化の促進、国・県事業の推進

【註】各期の市議会議事録、市政だよりから所信表明の要点を抜粋し、作成

戸島市長の各市政期の所信表明は表1-48のとおりである。市政当初の昭和五十四年(一九七九)から着手したのが大村市コミュニティセンター(写真1-50)と大村市勤労者体育施設屋内プールの建設であった。両施設の建設場所は、市庁舎に近接した海面埋立地である。当初はレジャー企業の進出を期待していたがオイルショックの影響で実現せず、市が一三億円で土地を購入⁹⁶し、両施設の建設を計画した。五十五年に完成した大村市コミュニティセンターは防衛施設周辺整備事業の適用を受けて、六月二日にオープンし、市民の生涯教育、市民連帯の場としての活用を図る施設というだけではなく、中央公民館、少年センター、視聴覚ライブラリーの三つの機関で構成された。また、同年三月に着工し八月に完成した勤労



写真1-50 コミュニティセンター

者体育施設屋内プールは、市と雇用促進事業団が中小企業に勤務する人々の福祉増進を図ることを目的に建設した。一般市民の利用も可能で、二五メートルプールは七コースを完備②した。

四、公共下水道の供用開始と学校施設の拡充

昭和四十九年度（一九七四）から着工していた公共下水道事業も、五十五年度末までに汚水管約三万メートル、雨水管約一万メートルの布設、下水道終末処理場である浄水管理センター・大村ポンプ場が完成し、五十六年度から市内の一部で供用開始した。処理開始区域は、東三城町、西三城町、水主町の全域、玖島郷、片町、東本町、西本町、武部郷、乾馬場郷、杭出津一丁目、松山町、協和町、松並二丁目、森園町、杭出津郷の一部②であった。

昭和五十六年度には生徒数が増加した大村小学校を適正規模にするため、木場一丁目に建設されていた旭が丘小学校、また昭和五十八年度には竹松小学校種鶏場跡地に建設が進められた大村中学校が六十一年に、翌年には西大村中学校区と郡中学校区の一部を分離・合併して、桜馬場二丁目の営林署跡地に建設された桜が原中学校が完成、開校した②。桜が原中学校には市内初の多目的ホールが設置されるなど、市内学校施設の拡充を図った。

五、水道料金の引上げと長崎市への分水問題

昭和五十九年（一九八四）一月の臨時議会では、水道事業における企業債の元利償還金の急増や水道施設の維持管理費の増加による累積赤字増加が問題となり、市の水道料金値上げについて審議が行われた。その結果、水道料金の三八割の値上げが可決され、水の使用量が増えるほど料金単価も増える逓増料金制を採用した。

市は従来豊富な水源を有していたが、人口増加、地下水位の低下などで状況が変わり水不足気味になっていた。それより前に長崎市との間に萱瀬ダムから毎日一万二〇〇〇トを長崎市に給水する分水協定を三十七年に結んでいたが、五十九年三月に市は六十五年を目処に協定解約を申し入れていた。これに対し苦しい水事情の本市が給水制限となった場合にのみ減量に応じたいとする長崎市と意見が対立し、平行線のまま両市での解決が難しい状態に至った。そのため本市は解決に向けた斡旋を長崎県議長に依頼し、五十九年七月に新協定である「分譲水に関する運用協定書」が両市で調印された。協定書では、①萱瀬ダムかさ上げ工事終了まで大村市は長崎市への給水量の一部を渇水時の応急措置として使用する、②県と両市は、給水量の減少に伴う水系の切替え措置に必要な費用を協議して決定する、③萱瀬ダム工事は六十四年度の完成を目指す、④県と両市で水源の確保に長期的に取り組むことが明記され、解決に至った¹⁰⁰。

六・姉妹都市の提携

昭和五十四年（一九七九）三月に秋田県旧角館町長一行の大村市訪問をきっかけに同町との姉妹都市提携の気運が高まった¹⁰¹。大村市と旧角館町（現仙北市）のつながりは、幕末の戊辰戦争に遡る。東北地方唯一の新政府側として孤軍奮闘する久保田（秋田）藩に大村藩が援軍を送った際、進軍した地が角館であった。明治元年に西仙北町刈和野における庄内藩との激戦の最中、大村藩士三二六名のうち七名が戦死を遂げながらも角館を守り抜き、同地の人々もまたその戦死者を手厚く葬ったことに両地の交流の淵源を発する。昭和五十四年七月十八日、本市初となる姉妹都市提携に関する協定書が柴田十郎角館町長と戸島市長で交わされた。

さらに、五十五年には大村藩第三代藩主純信の妻、また第四代藩主を継いだ純長は徳美藩主（山梨県）伊丹家から迎えたが、伊丹家の発祥地（兵庫県伊丹市）が空港所在市としても共通点を持ったことから同市の姉妹都市提携に至った。また、五十九年には農業を通じた民間交流がつながりとなって中国の上海県と友好都市提携意向書が調印された。

七．中小小売業者の保護と小松電子金属の進出

昭和五十九年（一九八四）六月、市は小売商業活動の調整に関する要綱を施行した。本要綱は、店舗面積三〇〇平方メートル以下の大型小売店の出店に際して市に申請を義務付けるものである。昭和四十八年に制定された大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大規模小売店舗法）は、大規模小売店舗の事業活動を調整し、中小小売業者・店舗を保護することで小売業の発展を図る目的を有していた。しかし、規制対象は店舗面積五〇〇平方メートル以上の大型店舗に限られ、県が要綱で店舗面積三〇〇～五〇〇平方メートルへ拡大したものの、地方に出店する店舗は実際には規定以下が多く、しばしば既存の店舗と調整が難航する事態が生じていた。そこで市は、佐世保市に次いで県内二番目に店舗面積三〇〇平方メートル以下の事実上の規制に着手したのである。申請後は大村商工会議所と営業時間、売り場面積などを話し合い、地元商店との自主的な調整を図り、話し合いが難航した場合は市長が調整案を作成し、勧告できる規制であった¹⁰²。

これまで昭和三十八年に株式会社西沢本店大村店が進出したのを契機に、市内商店街では既存商店の事業活動の活性化を図る下駅通りアーケードが竣工した。その後も逐次アーケード建設は進み、昭和四十六年（一九七一）には本町二丁目アーケードが竣工した。高木市政下に本町二丁目の西沢本店と武部郷の九州サンマート大村店の店舗拡張の話が持ち上がった際には、商店街への影響を危惧する大村市商業活動調整協議会は拡張反対とする意見書を受取るに至った。商店街では拡張に際して、既設の下駅通り、本町二丁目に連結する本町三丁目、四丁目商店街のアーケード建設に乗り出し、五十三年四月に完成した。さらに、昭和五十一年に九州ニチイ大村店、昭和五十八年に大村浜屋が出店するなど市内への大規模小売店舗進出が著しかったことが冒頭の要綱制定の背景にあったと言える。本要綱は、昭和六十二年五月までの時限付であった。

一方、同年七月には国内の大手半導体メーカーである小松電子金属株式会社工場の立地が雄ヶ原地区に決定した

104。市は昭和三十八年に制定した工場設置奨励条例でそれまでに二六社を誘致していたが、同社従業員数は一社でそれに相当する規模であった。鹿児島市など他の候補地と比べ、長崎空港を利用した国内外への安定した出荷体制と半導体製造過程に必要な良質な水資源を確保できることが、大きな強みとなった結果であった。税収の大幅な増加、雇用の新たな確保が見込まれ、当時の紙面でも大きく報じられた。

八・昭和六十年の大村市行政改革

オイルショック後の国及び地方自治体は税収入の減少という事態になる一方、それまで戦後復興、高度成長期に拡大した行政サービスが負担となっており、行財政の改革が必要となっていた。市においても同様で、昭和五十八年（一九八三）頃からのボート事業の売上げが減少に転じたことにより、ボート収益に依存している市財政の見直し、赤字を抱えている市立病院の立て直し、他市より多い補助制度及び医療補助を見直す必要に迫られた105。そのため、五十九年一月に行財政調査会が設置され、会長には長崎空港ビル株式会社専務である山下泰弘が就任し、委員二十人で審議が重ねられた。中間答申では、市の行財政上の問題を解決するに当たっての基本的な行財政の在り方、その



写真1-51 戸島市長に答申書を渡す山下会長

- の実現のための具体的な方策が示され、昭和六十年六月に答申書が戸島市長に提出された（写真1-51）106。これを受けて同年十月には行政改革大綱が策定され、
- 一、組織機構の簡素合理化
 - 二、定員管理の適正化
 - 三、給与の適正化
 - 四、民間委託・OA化等業務改革の推進
 - 五、事務事業の見直し
 - 六、補助金の見直し
 - 七、競艇事業の経営改善

八、市立病院の経営健全化

九、水道事業の経営健全化

が当面の措置事項として掲げられた。

九、戸島市長の退任

戸島市長は厳しい市財政事情の中、経常経費削減、事務事業見直し、諸使用料の適正化、財源の重点的配分を推進した。一方で、市は昭和六十一年（一九八六）に人口が七万人を突破し、これまでの宅地造成や工業団地への企業誘致などの施策が少しずつ実を結んできた時代を迎えつつあった。市長は昭和六十一年四月に病気で倒れ、十二月議会で次期市長選挙には出馬しない旨を表明した。六十二年四月の退任を報じる紙面では、行政改革や競艇の立て直しなど事業半ばでの退任に残念な思いを語ったが、在任中に職員の不祥事が起こらなかったことの喜びも語っている⁽¹⁰⁾。

（佐原貴子）

註

- (1) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』（長崎日日新聞社 一九五二）昭和二十七年十一月二十六日、三十日、十二月六日、九日、十一日付記事。以下同年新聞は日付と記事名のみを記載。
- (2) 『長崎日日新聞』昭和二十七年十一月三十日付記事。
- (3) 『長崎日日新聞』昭和二十七年十二月六日付記事。
- (4) 『長崎日日新聞』昭和二十七年十二月九日付記事。
- (5) 『長崎日日新聞』昭和二十七年十二月十一日付記事。
- (6) 大村市公式ホームページ「大村市長選挙投票結果」(<http://www.city.omuraganagasaki.jp/senkyo/shise/senkyo/data/kako/shicho.html>)。平成二十八年三月閲覧。小数点は四捨五入した。

- ⑦ 『長崎日日新聞』昭和二十七年十一月二十六日付記事「市長候補略歴」
- ⑧ 長崎民友新聞社編『長崎民友新聞』（長崎民友新聞社 一九五二）昭和二十七年十二月十一日付記事「新人大村氏が当選」
- ⑨ 神野直彦、小西砂千夫『日本の地方財政』（有斐閣 二〇一四）八三～五頁
- ⑩ 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻（大村市 一九六一）
- ⑪ 『昭和二十九年六月 定例会会議録』（大村市議会議事務局所蔵）
- ⑫ 百瀬 孝『事典昭和戦後期の日本』占領と改革（吉川弘文館 一九九五）二二三頁
- ⑬ 前掲註（12）
- ⑭ 『昭和二十九年三月 大村市議会議事録』（大村市議会議事務局所蔵）
- ⑮ 『昭和三十年三月 大村市議会議事録』（大村市議会議事務局所蔵）
- ⑯ 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』（長崎日日新聞社 一九五六）昭和三十一年九月十三、十四、十八、二十九日付記事
- ⑰ 「財政再建の基本方針」（大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻 大村市 一九六一 一四八～一五〇頁）を抜粋し要約した。
- ⑱ 福田清人ほか編『大村純毅伝』（大村純毅伝刊行会 一九七六）三〇〇頁
- ⑲ 前掲註（10） 四八四～七頁
- ⑳ 大村市編『大村市政だより』昭和三十二年九月一日（大村市 一九五七）
- ㉑、㉒ 前掲註（20）
- ㉓ 内閣府ホームページ防災情報のページ「災害救助法の概要」（<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujio/pdf/siryot1-1.pdf>）平成二十八年三月閲覧
- ㉔ 前掲註（18） 二九五、六頁
- ㉕ 前掲註（24）
- ㉖ 前掲註（18） 二九七頁
- ㉗ 大村発電所に関しては上野盛夫制作福重ホームページ（歴史・伝統・観光・写真・イベントなどの情報発信）「役目を終えて大村発電所」（<http://www.fukushige.info/ayumi/omura-hatsudensho/hatsudensho01-fajimeni.html>）に詳しく紹介した（平成二十八年三月閲覧）。
- ㉘ 前掲註（27）
- ㉙ 一般財団法人日本立地センター編『平成25年度経済産業省委託事業 平成25年度 地域経済産業活性化対策調査報告書（産業

- 立地政策の変遷と産業用地の整備状況に係る調査』平成26年3月（一般財団法人日本立地センター 二〇一四）
- ③〇 前掲註(29)
- ③① 前掲註(29) 四頁
- ③② 前掲註(29) 八頁
- ③③ なお、課税免除の対象は工場施設に限り、事務所等は除くものである。
- ③④ 前掲註(29)
- ③⑤ 大村市・（財）長崎県住宅センター編「大村市域公共賃貸住宅再生マスタープラン策定報告書」（大村市・（財）長崎県住宅センター 一九九三）
- ③⑥ 東京都南多摩新都市開発本部編「多摩ニュータウンにおける住環境の形成と居住形態に関する調査報告書」（東京都南多摩新都市開発本部 一九七五） 一一頁
- ③⑦ 前掲註(36) 八頁
- ③⑧ ①「昭和二十八年十二月 十二月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵）、②「昭和二十九年六月 六月定例会速記録」（大村市議会事務局所蔵）
- ④〇 「昭和二十九年六月二十九日 六月定例会速記録」（昭和三十七年十一月十九日 大村市議会臨時会会議録）（大村市議会事務局所蔵）
- ④① 「新庁舎落成に際して」（大村市編「市庁舎落成」 大村市 一九六四）
- ④② 前掲註(41)
- ④③ 前掲註(18) 三三五頁
- ④④ 前掲註(18) 三六六頁
- ④⑤ 文部省大臣官房調査課編「幼児教育の普及状況」昭和四十一年度（文部省大臣官房調査課 一九六七）
- ④⑥ 長崎市史編さん委員会編「新長崎市史」第四巻現代編（長崎市 二〇一三）
- ④⑦ 諫早近代史編修委員会編「諫早近代史」（諫早市 一九九〇）
- ④⑧ 大村公園の整備については、前掲註(18) 三三五頁を参照した。
- ④⑨ 武留路町・市編入30周年記念の集い実行委員会編「大村市編入30周年記念の集い」（武留路町・市編入30周年記念の集い実行委

員会 一九九三)

- ⑤① 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九五二)昭和二十七年十二月十三日付記事
前掲註(18) 五九八頁

- ⑤② 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九六八)昭和四十三年十一月二十日、二十五日、二十七日付記事

- ⑤③ 大村市編『市政だよりおおむら』昭和四十三年十二月十日(大村市 一九六八)

- ⑤④ 大村市編『市政だよりおおむら』昭和四十四年一月(大村市 一九六九)

- ⑤⑤ 大村市編『大村市総合計画基本計画』昭和四十六年度(大村市 一九七二)

- ⑤⑥ 「昭和四十五年三月 大村市議会会議録」(大村市議会事務局所蔵)

- ⑤⑦ 大村市編『市政だよりおおむら』昭和四十八年十月一日(大村市 一九七三)

- ⑤⑧ 大村市編『市政だよりおおむら』昭和四十八年十一月一日(大村市 一九七三)

- ⑤⑨ 大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十年五月一日(大村市 一九七五)

- ⑥① 大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十一年三月十五日(大村市 一九七六)

- ⑥② 大村市編『市政だよりおおむら』昭和四十六年十月一日(大村市 一九七一)

厚生労働省編『第1部 医療構造改革の目指すもの 第1章 我が国の保健医療をめぐるこれまでの軌跡』(厚生労働省編『厚生労働白書』平成19年版 厚生労働省 二〇〇七 一六、一八頁)

- ⑥③ 前掲註(61)

- ⑥④ 「昭和四十七年十二月十四日 大村市議会定例会会議録」(大村市議会事務局所蔵)

- ⑥⑤ 西日本新聞社編『西日本新聞』(西日本新聞社 一九七六)昭和五十一年五月七日付記事(大村市作成「新聞スクラップ」(昭和五十一年四月二十三日、五月二十日)所収)

- ⑥⑥ 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九七三)昭和四十八年十月三十一日付記事

- ⑥⑦ 総理府統計局編『小売物価統計調査20年報』(昭和36、昭和55年)(総理府統計局 一九八〇)

- ⑥⑧ 大村市編『市政だよりおおむら』昭和四十九年二月十五日(大村市 一九七四)

- ⑥⑨ 前掲註(68)

- ⑦① 大村地域総合開発研究会編『新空港と地域開発』昭和四十五年十月(大村地域総合開発研究会 一九七〇)

- ⑦② 大村市編『市政だよりおおむら』昭和四十六年十二月一日(大村市 一九七一)

- ⑦2 大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十年五月一日（大村市 一九七五）
- ⑦3 大村市編『大村市総合計画基本計画（第二次）』昭和四十九年度（大村市 一九七四）
- ⑦4 朝日新聞社編『朝日新聞』朝日新聞社 一九七六 昭和五十一年五月七日付記事、長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九七六 昭和五十一年五月八日付記事（大村市作成『新聞スクラップ（昭和五十一年四月二十三日～五月三十日）』所収）
- ⑦5 長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九六九 昭和五十一年五月十八日付記事（大村市作成『新聞スクラップ（昭和五十一年四月二十三日～五月三十日）』所収）
- ⑦6 前掲註（75）
- ⑦7 長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九七六 昭和五十一年六月三日付記事（大村市作成『新聞スクラップ（昭和五十一年五月三十日～六月二十八日）』所収）
- ⑦8 前掲註（77）『新聞スクラップ』所収 『長崎新聞』昭和五十一年六月十九日付記事
- ⑦9 前掲註（77）『新聞スクラップ』所収 『長崎新聞』昭和五十一年六月十八日付記事
- ⑧0 前掲註（77）『新聞スクラップ』所収 『長崎新聞』昭和五十一年六月二十一日付記事
- ⑧1 『昭和五十一年七月十二日 大村市議会定例会会議録』（大村市議会事務局所蔵）
- ⑧2 前掲註（81）
- ⑧3 大村市編『大村市総合計画基本計画第三次』昭和五十二年年度（大村市 一九七七）
- ⑧4 『大村市公共下水道事業基本計画書』（大村市上下水道局編『大村市公共下水道事業基本計画書』大村市 一九七三 四三頁）
- ⑧5 前掲註（84）
- ⑧6 『昭和四十三年十二月十九日 大村市議会定例会会議録』（大村市議会事務局所蔵）収載の施政方針
- ⑧7 前掲註（83） 六七頁
- ⑧8 前掲註（83） 四六頁
- ⑧9 九州ガス株式会社大村工場の水主町移転に関しては、朝日新聞社編『朝日新聞』（朝日新聞社 一九七六 昭和五十一年七月十一日付記事、長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九七六 昭和五十一年七月十四日付記事（大村市作成『新聞スクラップ（昭和五十一年六月二十九日～八月十一日）』所収）長崎新聞社編『長崎新聞』夕刊（長崎新聞社 一九七六 昭和五十一年九月二十八日付記事（大村市作成『新聞スクラップ（昭和五十一年九月二十六日～十一月一日）』所収）を参照。
- ⑨0 大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十二年九月一日、九月十五日、十月一日、十月十五日（大村市 一九七七）

- 〔91〕大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十一年四月一日（大村市 一九七六）
大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十四年四月一日（大村市 一九七九）
- 〔92〕長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九七九）昭和五十四年四月五日付記事（大村市作成「新聞スクラップ（昭和五十四年四月三日～五月十日）」所収）
- 〔93〕前掲註（93）「新聞スクラップ」所収 毎日新聞社編『毎日新聞』（毎日新聞社 一九七九）昭和五十四年四月十八日付記事、朝日新聞社編『朝日新聞』（朝日新聞社 一九七九）昭和五十四年四月十九日付記事
前掲註（93）「新聞スクラップ」所収 「長崎新聞」昭和五十四年四月十五日付記事
- 〔94〕長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九七九）昭和五十四年六月二十七日付記事（大村市作成「新聞スクラップ（昭和五十四年六月十六日～七月十一日）」所収）
- 〔95〕大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十五年八月一日（大村市 一九八〇）
- 〔96〕大村市編『市政だよりおおむら』昭和五十六年五月一日（大村市 一九八二）、町名については一部修正を加えた。
- 〔97〕大村市編『市政だよりおおむら』昭和六十二年四月一日（大村市 一九八六）、大村市編『市政だよりおおむら』昭和六十二年五月（大村市 一九八七）
- 〔98〕長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九八四）昭和五十九年七月二十日付記事、毎日新聞社編『毎日新聞』（毎日新聞社 一九八四）昭和五十九年七月二十日付記事、読売新聞社編『読売新聞』（読売新聞社 一九八四）昭和五十九年七月二十日付記事
- 〔99〕（大村市作成「新聞スクラップ（昭和五十九年七月八日～八月八日）」所収）
以下、姉妹都市交流については大村市ホームページ「<http://www.city.omura.nagasaki.jp/kankou/kyoiku/koryu/koryu/shimai/itamishi.html>」、同兵庫県伊丹市（<http://www.city.omura.nagasaki.jp/kankou/kyoiku/koryu/koryu/shimai/itamishi.html>）（平成二十八年三月閲覧）、大村市編『祝仙北市・大村市姉妹都市提携35周年交流の絆を永遠に』（大村市 二〇一四）、大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第三巻近世編（大村市 二〇一五）、大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第四巻近代編（大村市 二〇一六）を参照。
- 〔100〕西日本新聞社編『西日本新聞』（西日本新聞社 一九八四）昭和五十九年六月一日付記事、読売新聞社編『読売新聞』（読売新聞社 一九八四）昭和五十九年六月一日付記事、毎日新聞社編『毎日新聞』（毎日新聞社 一九八四）昭和五十九年六月六日付記事（大村市作成「新聞スクラップ（昭和五十九年五月三十日～七月八日）」所収）
- 〔101〕アーケード建設については大村商工会議所創立60周年記念誌記念事業実行委員会編『大村商工会議所創立60周年記念誌』（大村
- 〔102〕
- 〔103〕

104

商工会議所創立60周年記念誌記念事業実行委員会 二〇〇六、西日本新聞社編『西日本新聞』（西日本新聞社 一九七六）昭和五十一年十月十三日付記事（大村市作成）「新聞スクラップ（昭和五十一年九月二十六日～十月一日）」所収を参照。

105

前掲註〔100〕「新聞スクラップ」所収「長崎新聞」七月十三日付記事、「毎日新聞」七月十四日付記事
朝日新聞社編『朝日新聞』（朝日新聞社 一九八四）昭和五十一年一月二十六日付記事（大村市作成）「新聞スクラップ（昭和五十八年十二月二十二日～昭和五十九年一月二十九日）」所収

106

大村市編『市政だよりおおむら』昭和六十年六月一日（大村市 一九八五）

107

長崎新聞社編『長崎新聞』（長崎新聞社 一九八七）昭和六十二年四月二十四日付記事（大村市作成）「新聞スクラップ（昭和六十二年二月二十七日～五月二十四日）」所収

参考文献

小熊英二編『平成史』増補新版（河出書房新社 二〇一四）

浅子和美ほか編『入門日本経済』第五版（有斐閣 二〇一六）

参議院編『経済のプリズム』No.44（参議院 二〇〇七）

井手英策編『日本財政の現代史』―土建国家の時代（有斐閣 二〇一四）

若月秀和『現代日本政治史』4 大國日本の政治指導（吉川弘文館 二〇一二）

太田愛之、川口 浩、藤井信幸『日本経済の二千年』改訂版（勤草書房 二〇一五改訂版第六刷）

大村市教育委員会編『大村の歴史』（大村市教育委員会 二〇〇三）

長崎県水産試験場編『大村地先海域における澱粉工場廃水による水質汚濁調査』（長崎県水産試験場 一九六七）

大村湾環境ネットワーク情報（<http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/oomura/index.html>）（平成二十八年八月閲覧）

中村政則ほか編『年表昭和・平成史』1929―2011（岩波書店 二〇一五）

大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻（大村市 一九六一）

大村市編『昭和三十二年大村市一般会計特別会計歳入歳出決算事項別明細書』（大村市 一九五七）、「昭和六十二年大村市一般会計特別会計歳入歳出決算事項別明細書」（大村市 一九八七）